

# 第6回 長崎交通圏

## タクシー適正化・活性化協議会

□タクシー適正化・活性化特別措置法の  
再指定

□適正化(減車等)・活性化(需要喚起等)  
の取り組み状況

□タクシー事業の活性化に向けて  
(タクシー需要の掘り起こし)

平成25年3月19日

10:00～

長崎タクシー会館



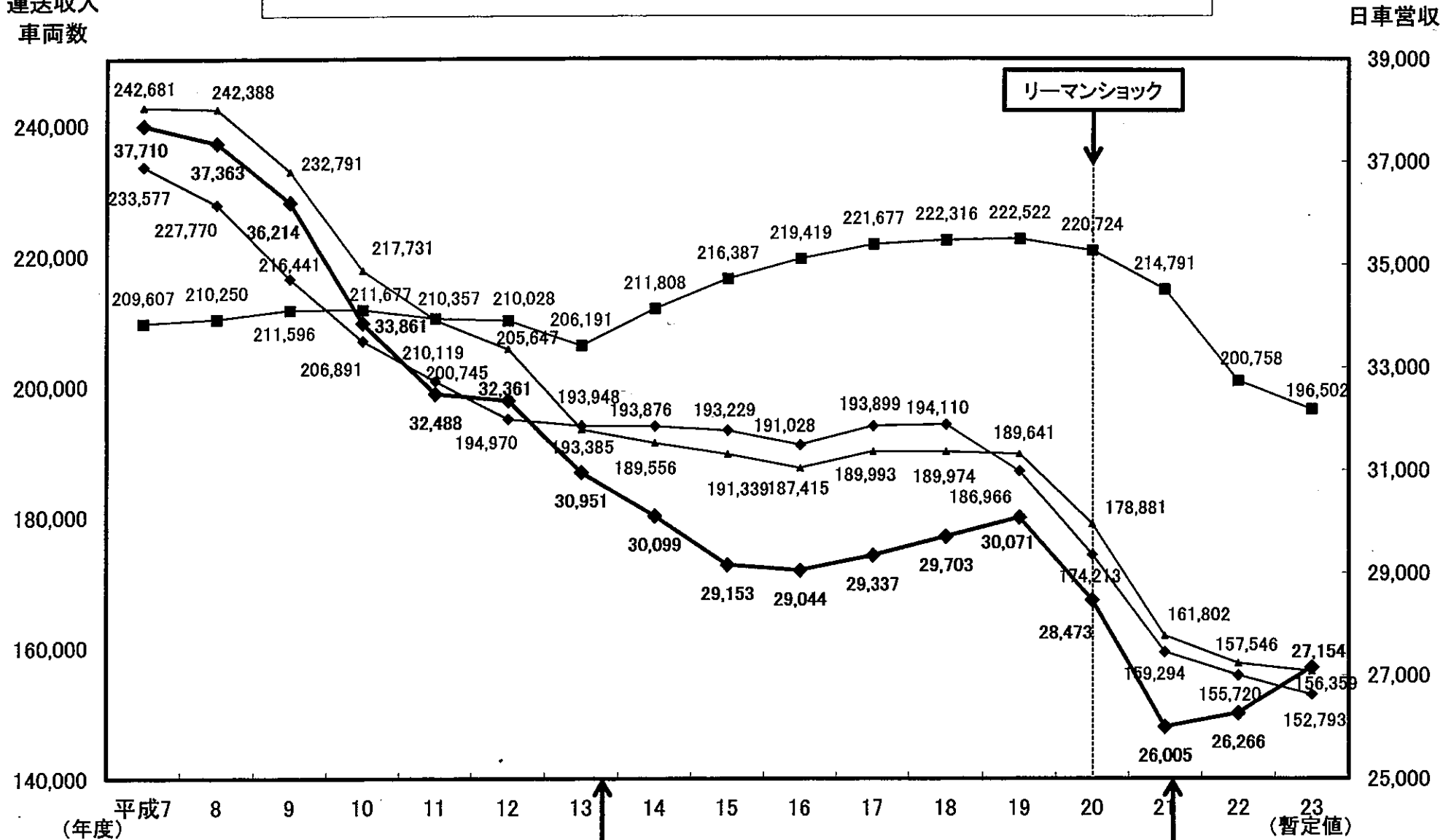
タクシー適正化・活性化特別措置法の特定地域の  
再指定について



# 全国のタクシー事業の経営状況等の推移 (法人)

輸送人員  
運送収入  
車両数

◆輸送人員(万人)    ▲運送収入(千万円)    ■車両数(両)    ◆日車營收(円)



※日車營收：実働1日1車当たりの運送収入

規制緩和(需給調整規制等)

国土交通省調べ

タクシー適正化・活性化法施行

## 減車進捗状況

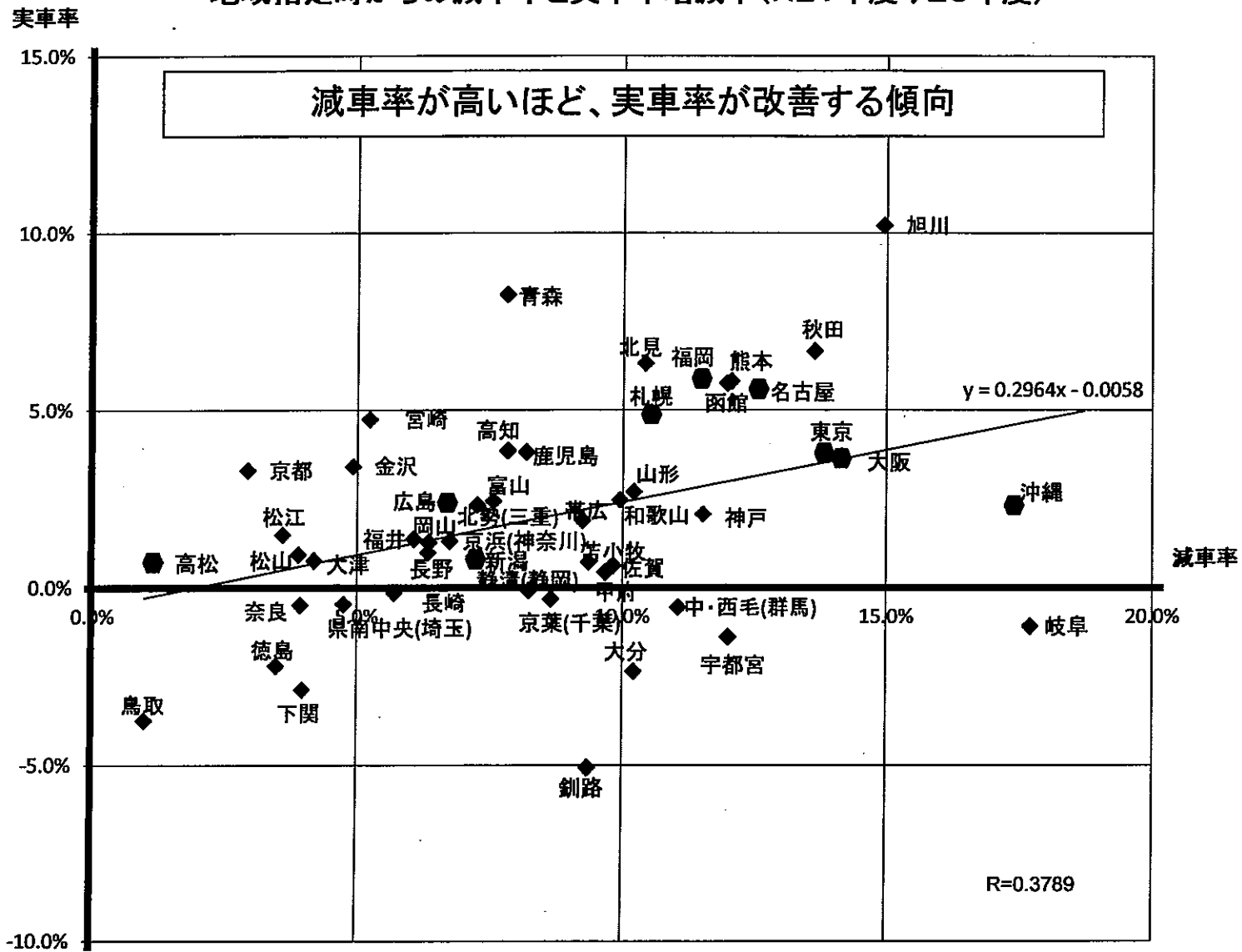
				平成24年7月26日現在
ブロック	基準車両数(※)	現在車両数	減車率	現在車両数と 適正車両数(上 限)との乖離率
北海道	9,140	8,076	11.6%	4.2%
東北	10,387	9,245	11.0%	16.3%
関東	67,890	58,167	14.3%	7.1%
北陸信越	6,762	5,849	13.5%	3.9%
中部	19,345	17,009	12.1%	7.4%
近畿	36,531	32,120	12.1%	2.0%
中国	12,031	11,228	6.7%	12.7%
四国	4,623	4,385	5.1%	9.4%
九州	21,762	19,205	11.7%	8.7%
沖縄	3,616	2,962	18.1%	-0.6%
全国計	192,087	168,246	12.4%	6.9%

※ 特定特別監視地域の指定時における車両数。地域によって指定日は異なるが、  
 ○ H20年7月に指定された地域が多○を占める。



# 減車率と実車率の関係

地域指定時からの減車率と実車率増減率(H21年度→23年度)

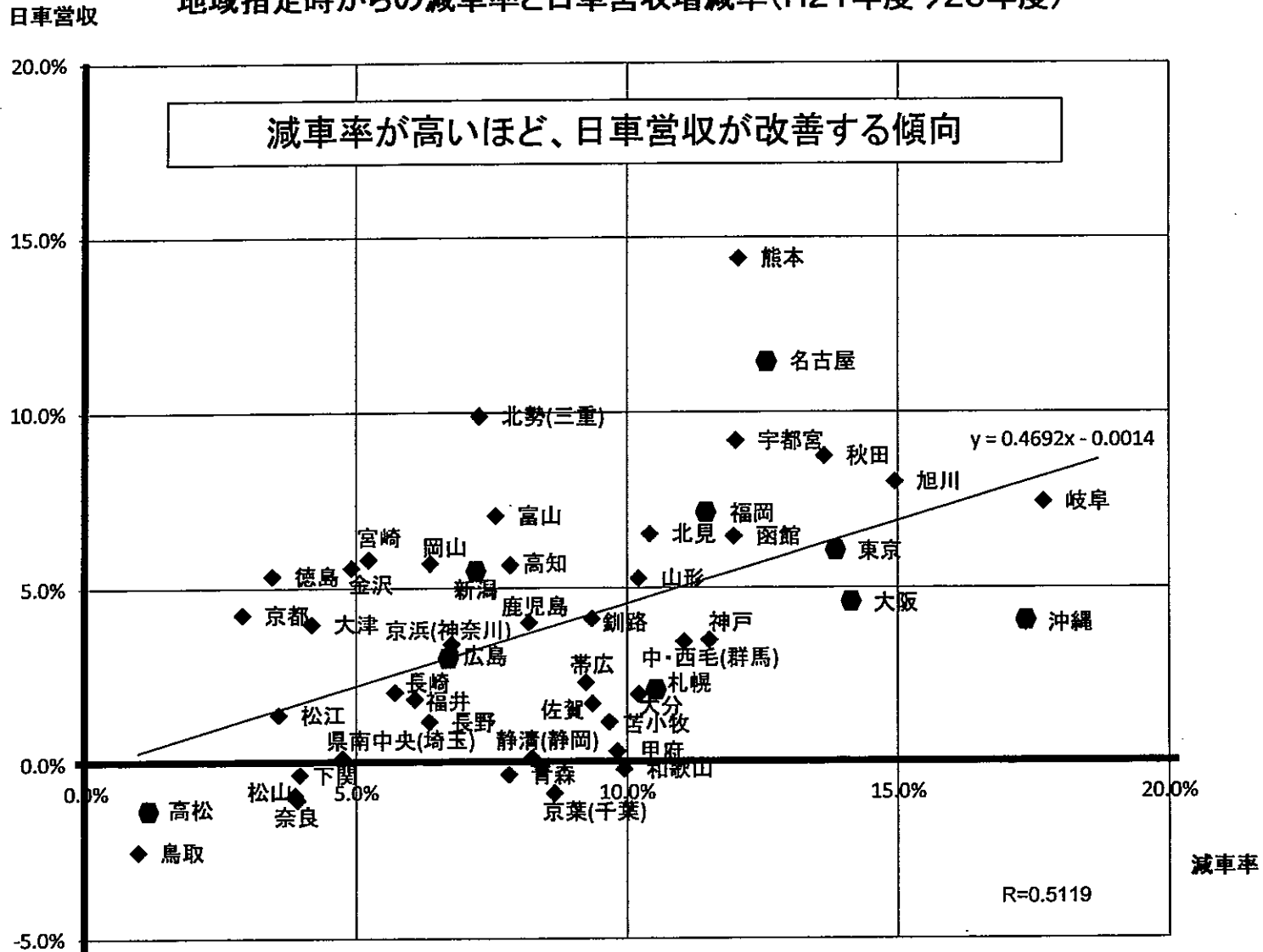


注) 震災の復興等による特需があった盛岡、仙台、福島、水戸を除いた



# 減車率と日車營收の関係

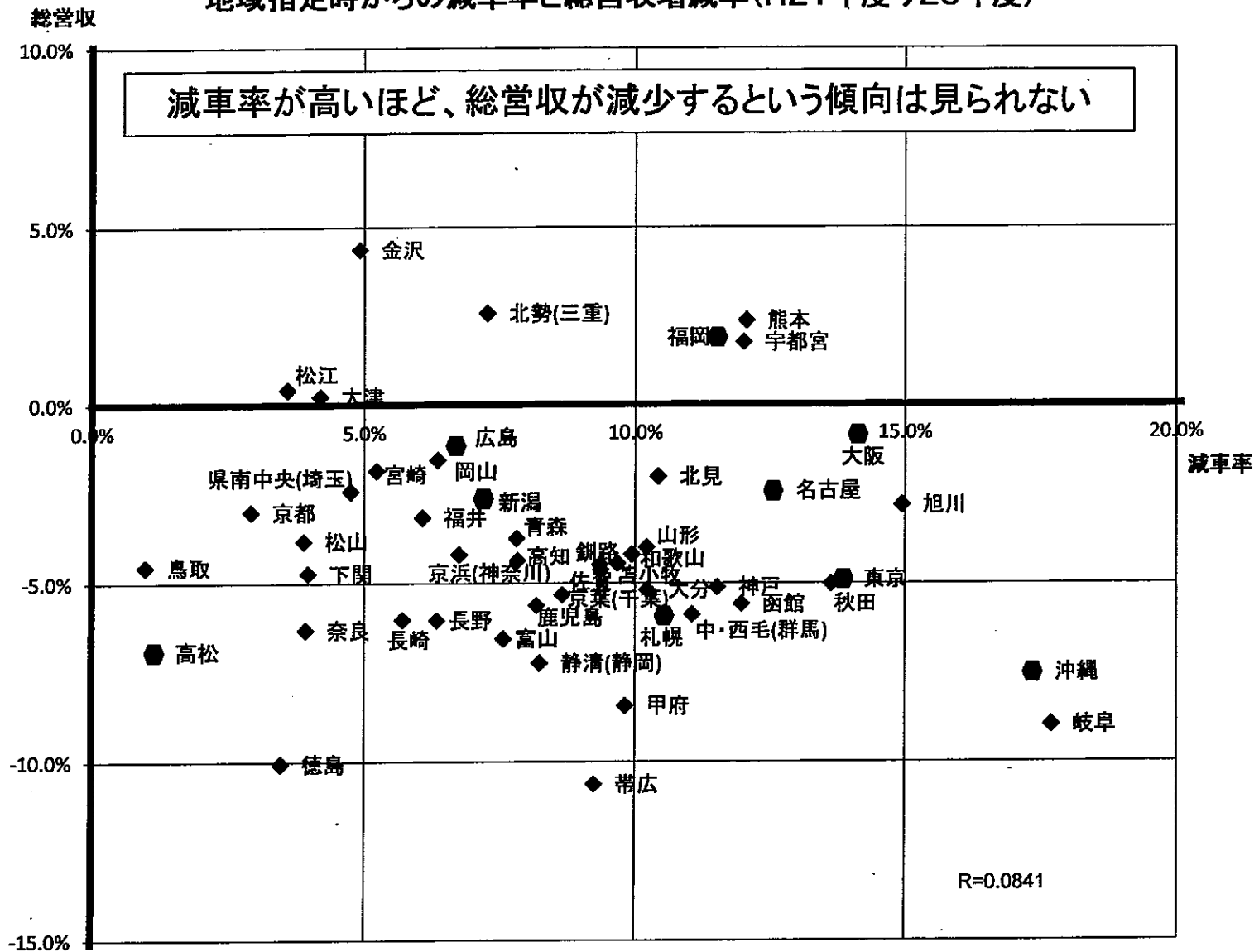
地域指定時からの減車率と日車營收増減率(H21年度→23年度)



注) 震災の復興等による特需があった盛岡、仙台、福島、水戸を除いた

# 減車率と総營收の関係

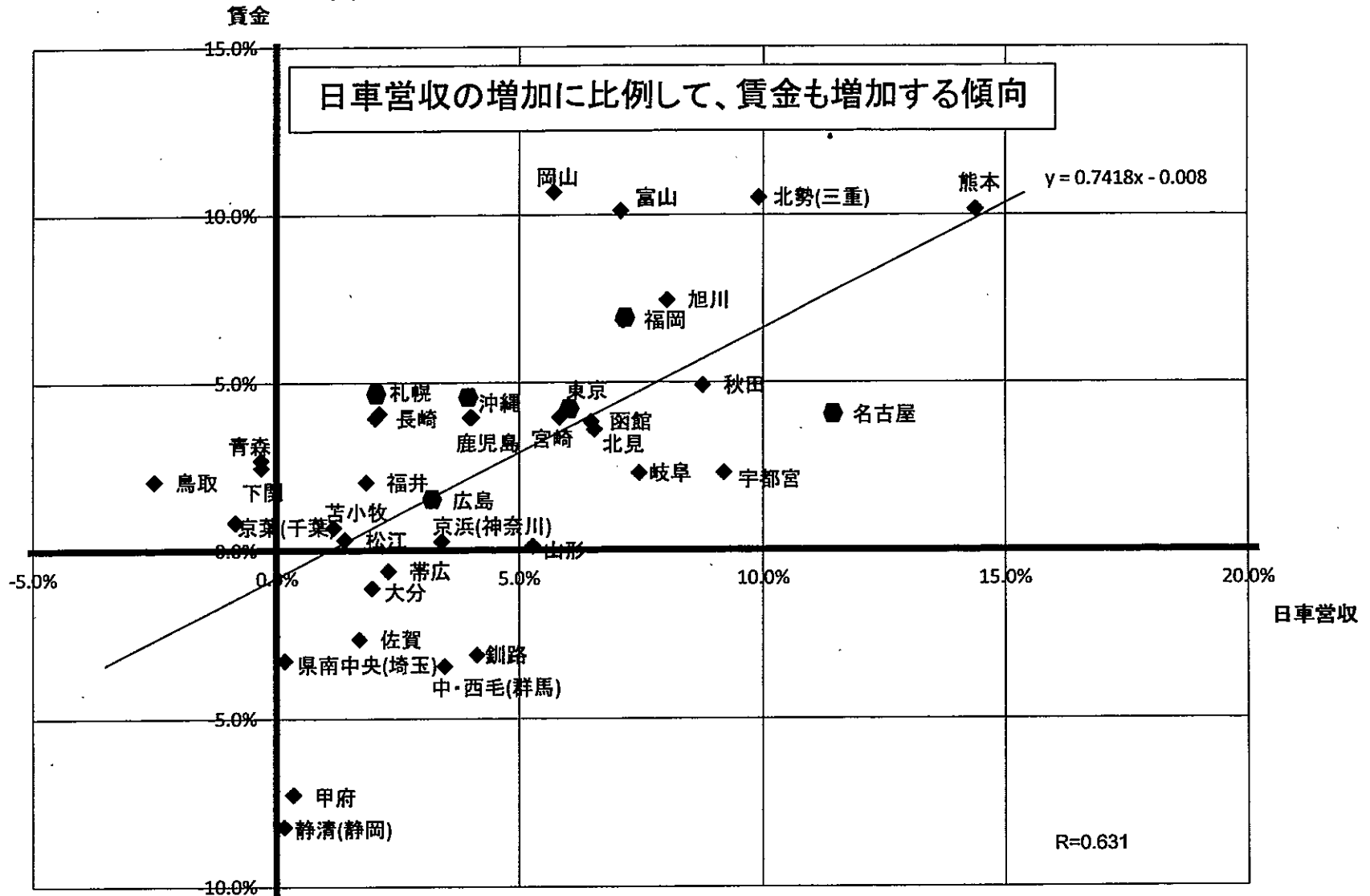
地域指定時からの減車率と総營收増減率(H21年度→23年度)



注) 震災の復興等による特需があった盛岡、仙台、福島、水戸を除いた

# 日車営収と賃金の関係

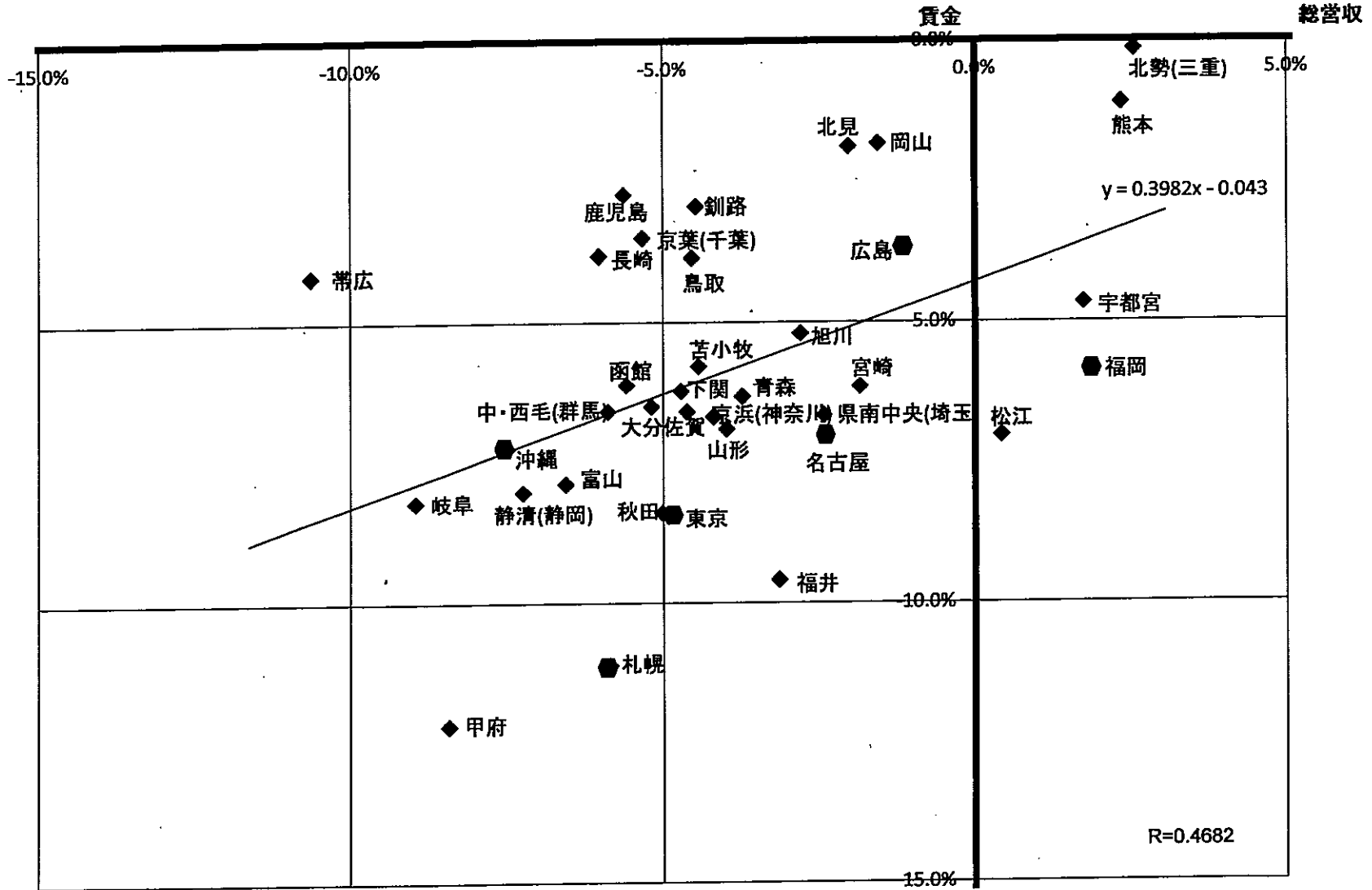
日車営収増減率と1人当たり賃金増減率(H21年度→23年度)



注) 震災の復興等による特需があった盛岡、仙台、福島、水戸を除いた  
 賃金は、各地域のサンプルデータである  
 (サンプルデータの足りない新潟、金沢、長野、近畿管内、四国管内を除いた)

# 総營收と総賃金の関係

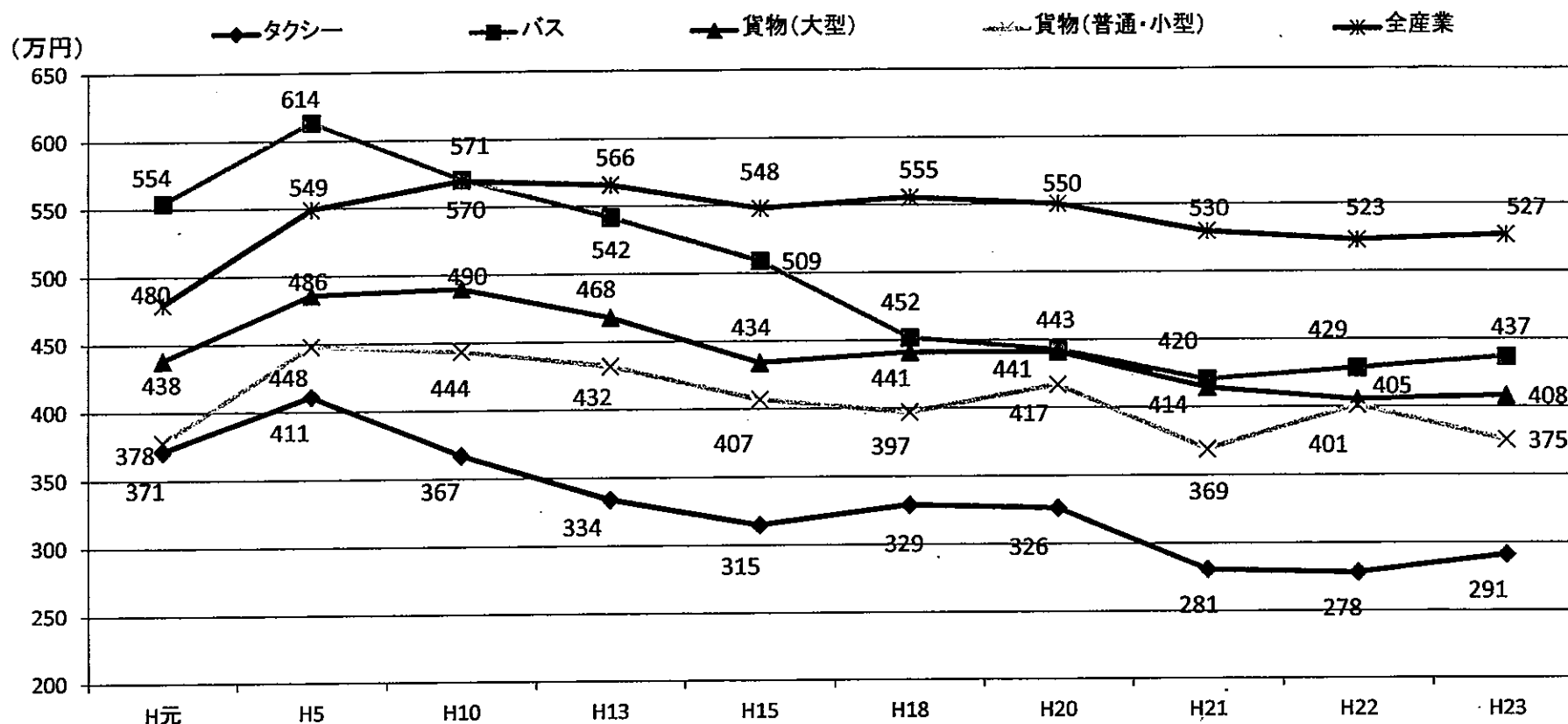
総營收増減率と総賃金増減率(H21年度→23年度)



注) 震災の復興等による特需があった盛岡、仙台、福島、水戸を除いた  
 賃金は、各地域のサンプルデータである  
 (サンプルデータ) 足りない新潟、金沢、長野、近畿管、四国管内を除いた)

# 業種別年間賃金比較 (全国、男子)

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より



## グラフの定義について

○年間賃金: 各年6月分の賃金に12を乗じ、前年1年間の賞与、期末手当等を加えたもの。

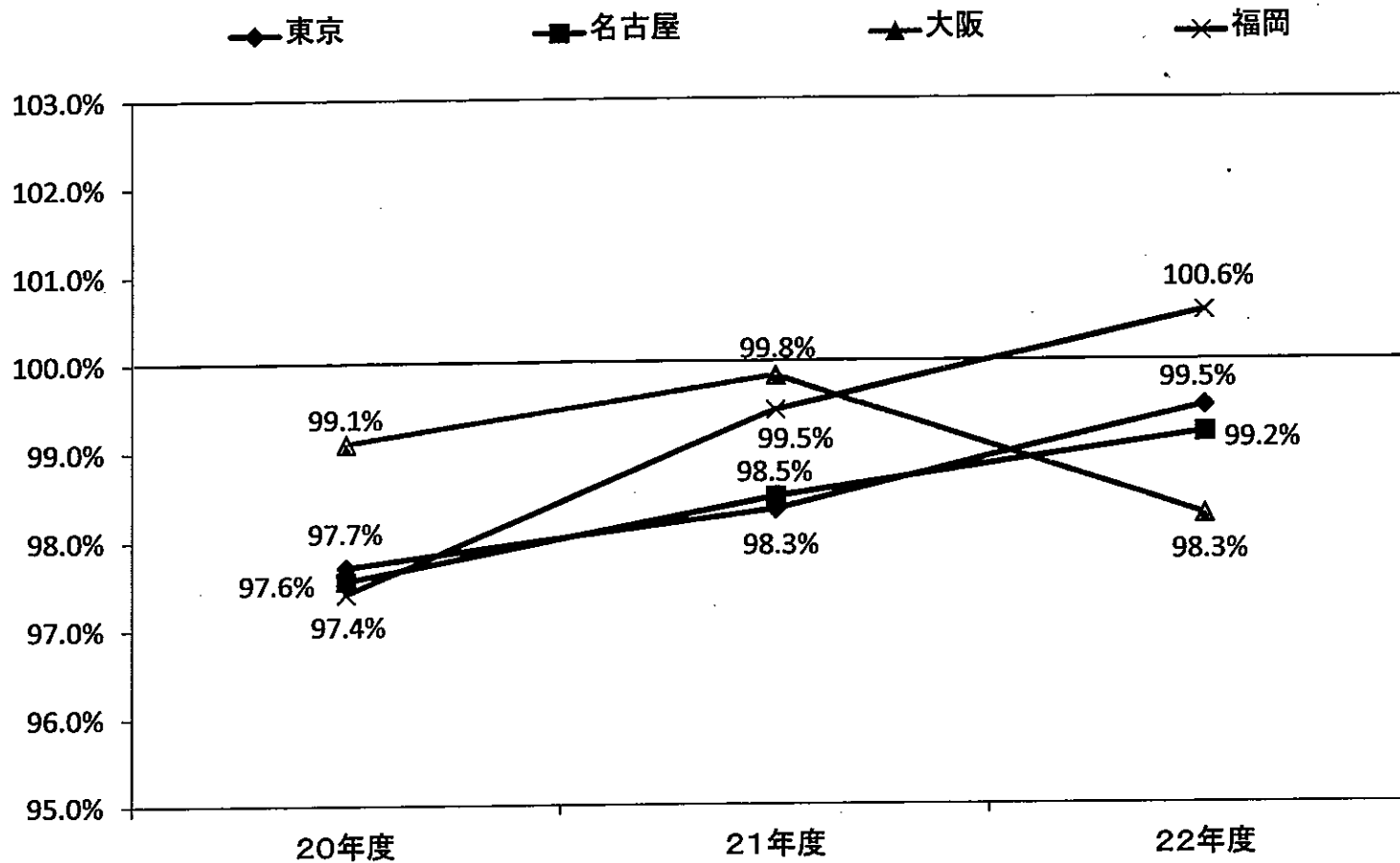
○対象: 一般労働者(短時間労働者以外の者)

(短時間労働者: 同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1週の所定労働日数が少ない労働者。)

※ただし、労働者の区分は各事業者の判断による。

# 各都市の収支状況について

## 各都市の収支率の推移



# 特定地域の指定について

## 特定地域とは・・・

供給過剰の進行等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できない地域を国土交通大臣が指定(指定期間 3年)

### 指定基準

1. 人口10万人以上の都市を含む営業区域  
下記の①から③のいずれかに該当

- ①日車実車キロ又は日車營收が減少  
(H13年度との比較)
- ②事故件数が毎年度増加(過去5年)
- ③法令違反件数が毎年度増加  
(過去5年)

2. 地方公共団体の長から指定要請があった  
人口5万人以上の都市を含む営業区域

- 下記の①から③のいずれかに該当
- ①日車実車キロ又は日車營收が減少  
(H13年度との比較で10%以上)
  - ②及び③については、1. と同じ



特定地域の指定  
(平成24年9月28日告示)

・全国142営業区域を指定  
(全639営業区域中)

・長崎県内3地区指定

長崎交通圏

佐世保市

諫早市

## 特定地域では・・・

国は新たな需要がない限り新規参入及び増車を認めないほか、監査に伴う過重処分など監督上必要な措置を行う

## 特定地域一覧表

運輸局等	都道府県	特定地域 (157地域)
北海道	北海道	札幌交通圏、小樽市、函館交通圏、旭川交通圏、苫小牧交通圏、釧路交通圏、帯広交通圏、北見交通圏
東北	青森	青森交通圏、八戸交通圏、弘前交通圏
	岩手	盛岡交通圏、花巻交通圏、一関交通圏
	宮城	仙台市、石巻市
	福島	福島交通圏、郡山交通圏、会津交通圏、いわき市
	秋田	秋田交通圏
	山形	山形交通圏
関東	東京	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏
	神奈川	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏、小田原交通圏
	千葉	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏、市原交通圏、南房交通圏
	埼玉	県南中央交通圏、県南西部交通圏、県北交通圏、※県南東部交通圏
	群馬	東毛交通圏
	群馬及び埼玉	中・西毛交通圏
	茨城	水戸県央交通圏、県南交通圏、県西交通圏、※県北交通圏
	栃木	宇都宮交通圏、県南交通圏、塩那交通圏
	山梨	甲府交通圏
	北陸信越	新潟
富山		富山交通圏、高岡・氷見交通圏、※砺波市B・南砺市
石川		金沢交通圏、南加賀交通圏
長野		長野交通圏、松本交通圏、上田市A、飯田市A
中部	愛知	名古屋交通圏、知多交通圏、尾張北部交通圏、尾張西部交通圏、西三河北部交通圏、西三河南部交通圏、※東三河南部交通圏
	静岡	静岡交通圏、富士・富士宮交通圏、沼津・三島交通圏、磐田・掛川交通圏、藤枝・焼津交通圏、伊豆交通圏、※浜松交通圏
	岐阜	岐阜交通圏、大垣交通圏、高山交通圏、美濃・可児交通圏、※※東濃西部交通圏、※※東濃東部交通圏
	三重	津交通圏、松阪交通圏、※北勢交通圏
	福井	福井交通圏、※※※武生交通圏

運輸局等	都道府県	特定地域 (157地域)
近畿	大阪	大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南B交通圏、泉州交通圏、※河南交通圏
	京都	京都市域交通圏
	兵庫	神戸市域交通圏、姫路・西播磨交通圏、東播磨交通圏
	奈良	奈良市域交通圏、※生駒交通圏、※中部交通圏
	滋賀	大津市域交通圏、湖南交通圏、中部交通圏、湖東交通圏
	和歌山	和歌山市域交通圏
中国	広島	広島交通圏、呉市A、東広島市、三原市、福山交通圏、※尾道市
	鳥取	鳥取交通圏、米子交通圏、※倉吉交通圏
	島根	松江市、出雲市
	岡山	岡山市、倉敷交通圏、津山市
四国	山口	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、岩国交通圏
	香川	高松交通圏、中讃交通圏
	徳島	徳島交通圏
	愛媛	松山交通圏、東予交通圏、今治交通圏
	高知	高知交通圏
九州	福岡	福岡交通圏、北九州交通圏、筑豊交通圏、大牟田市、久留米市
	佐賀	佐賀市、唐津市
	長崎	長崎交通圏、佐世保市、諫早市
	熊本	熊本交通圏、八代交通圏
	大分	大分市、別府市
	宮崎	宮崎交通圏、都城交通圏、延岡市
	鹿児島	川薩交通圏、鹿屋交通圏、鹿児島空港交通圏、鹿児島市
沖縄	沖縄	沖縄本島

(全国の営業区域の総数 639地域)

- ※ : 平成22年4月1日指定地域 (11地域)
- ※※ : 平成22年10月1日指定地域 (3地域)
- ※※※ : 平成24年4月1日指定地域 (1地域)
- 無印 : 平成24年10月1日指定地域 (142地域)



川崎医科大学附属川崎病院	岡山市北区中山下	平成26年9月30日
医療法人社団あえび会はしもと内科内科	広島市中区吉島東	平成26年9月30日
香川県厚生医療協同組合連合会徳島総合病院	香川県綾歌郡綾川町	平成26年9月30日
医療法人社団厚健会ウツミ整形外科医院	香川県仲多度郡多度津町	平成26年9月30日
医療法人澤ノ谷診療所	松山市徳松町	平成26年9月30日
小倉記念病院	北九州市小倉北区波浮	平成27年9月30日
医療法人順三徳病院	福岡市博多区大博町	平成27年9月30日
医療法人社団萬邦会徳木病院	大川市酒見	平成26年9月30日
中山医院	春日市一の谷	平成26年9月30日
医療法人光仁会西田病院	伊方県市山代町	平成27年9月30日
医療法人ロコモアノカル江口病院	小城市三日月町	平成25年9月30日
市立大村市民病院	大村市古賀町	平成27年9月30日
医療法人東陽会東病院	熊本市南区出俣町	平成27年9月30日
医療法人社団敬徳会さとう胃腸内科クリニック	熊本市北区西郷町	平成26年9月30日
医療法人社団まこと会古川医院	熊本県菊池郡菊池町	平成27年9月30日
医療法人博愛会別府中央病院	別府市北のケ谷町	平成27年9月30日
すずき内科クリニック	宮崎市鶴丸町	平成27年9月30日
医療法人典生会加刺中央医院	宮崎市清武町	平成27年9月30日
鹿児島市立病院	鹿児島市加治町	平成27年9月30日
医療法人天賜会天賜会中央クリニック	鹿児島市赤松町	平成27年9月30日
医療法人玉昌会加治木温泉病院	始良市加治木町	平成25年9月30日
医療法人仁仁会仲町セントラル病院	那覇市与儀	平成27年9月30日
Basgardens Medical Centre	Westfield Centre, Bundnourg Rd & Westwood Ave, Pagewood NSW, Australia	平成25年9月30日
Aeromedical Institute KIM Health Services BV	Gebouw 133 Stationsplein NO Schiphol oost 1117 BV	平成27年9月30日
Medical Park Family Care	2211 - East Northern Lights Blvd, Anchorage, AK 99508, U.S.A.	平成27年9月30日

○国土交通省告示第千六百二十一号  
 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定に基づき、特定地域を次のとおり指定する。  
 平成二十四年九月二十八日  
 国土交通大臣 羽田雄一郎  
 指定する地域 一 道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸令第七十五号）第五条の規定に基づき、北海道運輸局長が定める営業区域の「札幌交通圏」「小樽市」「函館交通圏」「旭川交通圏」「苫小牧交通圏」「釧路交通圏」「帯広交通圏」及び「札幌交通圏」

昭和二十五年三月三十一日  
 第三種郵便物認可

二 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき東北運輸局長が定める営業区域の「青森交通圏」「八戸交通圏」「弘前交通圏」「盛岡交通圏」「花巻交通圏」「一関交通圏」「仙台市」「五巻市」「福島交通圏」「郡山交通圏」「金沢交通圏」「いわき市」「秋田交通圏」及び「山形交通圏」  
 三 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「特別区・前三交通圏」「北多摩交通圏」「南多摩交通圏」「西多摩交通圏」「東京交通圏」「中央交通圏」「東武交通圏」「小田原交通圏」「京葉交通圏」「東武交通圏」「千葉交通圏」「北武交通圏」「市原交通圏」「南武交通圏」「東武中央交通圏」「東武西武交通圏」「東武交通圏（埼玉圏）」「東武交通圏（北・西毛交通圏）」「水戸圏交通圏」「東武交通圏（茨城圏）」「東武交通圏」「宇都宮交通圏」「東武交通圏（栃木圏）」「東武交通圏」及び「甲府交通圏」  
 四 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「新潟交通圏」「新潟交通圏」「金沢交通圏」「新潟交通圏」「新潟交通圏」「新潟交通圏」「新潟交通圏」「新潟交通圏」「新潟交通圏」「新潟交通圏」「新潟交通圏」「新潟交通圏」「新潟交通圏」  
 五 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき中部運輸局長が定める営業区域の「名古屋交通圏」「名古屋交通圏」「名古屋交通圏」「名古屋交通圏」「名古屋交通圏」「名古屋交通圏」「名古屋交通圏」「名古屋交通圏」「名古屋交通圏」「名古屋交通圏」「名古屋交通圏」「名古屋交通圏」  
 六 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「大阪交通圏」「大阪交通圏」「大阪交通圏」「大阪交通圏」「大阪交通圏」「大阪交通圏」「大阪交通圏」「大阪交通圏」「大阪交通圏」「大阪交通圏」「大阪交通圏」「大阪交通圏」  
 七 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき中国運輸局長が定める営業区域の「広島交通圏」「広島市」「広島市」「広島市」「広島市」「広島市」「広島市」「広島市」「広島市」「広島市」「広島市」「広島市」  
 八 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき四国運輸局長が定める営業区域の「高松交通圏」「高松交通圏」「高松交通圏」「高松交通圏」「高松交通圏」「高松交通圏」「高松交通圏」「高松交通圏」「高松交通圏」「高松交通圏」「高松交通圏」「高松交通圏」  
 九 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「福岡交通圏」「北九州交通圏」「筑豊交通圏」「大牟田市」「久留米市」「佐賀市」「鹿耳市」「長崎交通圏」「佐世保市」「熊本交通圏」「熊本交通圏」「八代交通圏」「大分市」「別府市」「宮崎交通圏」「都城交通圏」「延岡市」「川崎交通圏」「鹿屋交通圏」「鹿児島交通圏」及び「鹿児島市」  
 十 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき沖縄総合事務局局長が定める営業区域の「沖縄本島」

平成二十四年十月一日から平成二十七年九月三十日まで

〒100-0001	東京都千代田区千代田	電話	03-5561-4234
〒100-0001	東京都千代田区千代田	電	03-5561-4234
〒100-0001	東京都千代田区千代田	電	03-5561-4234

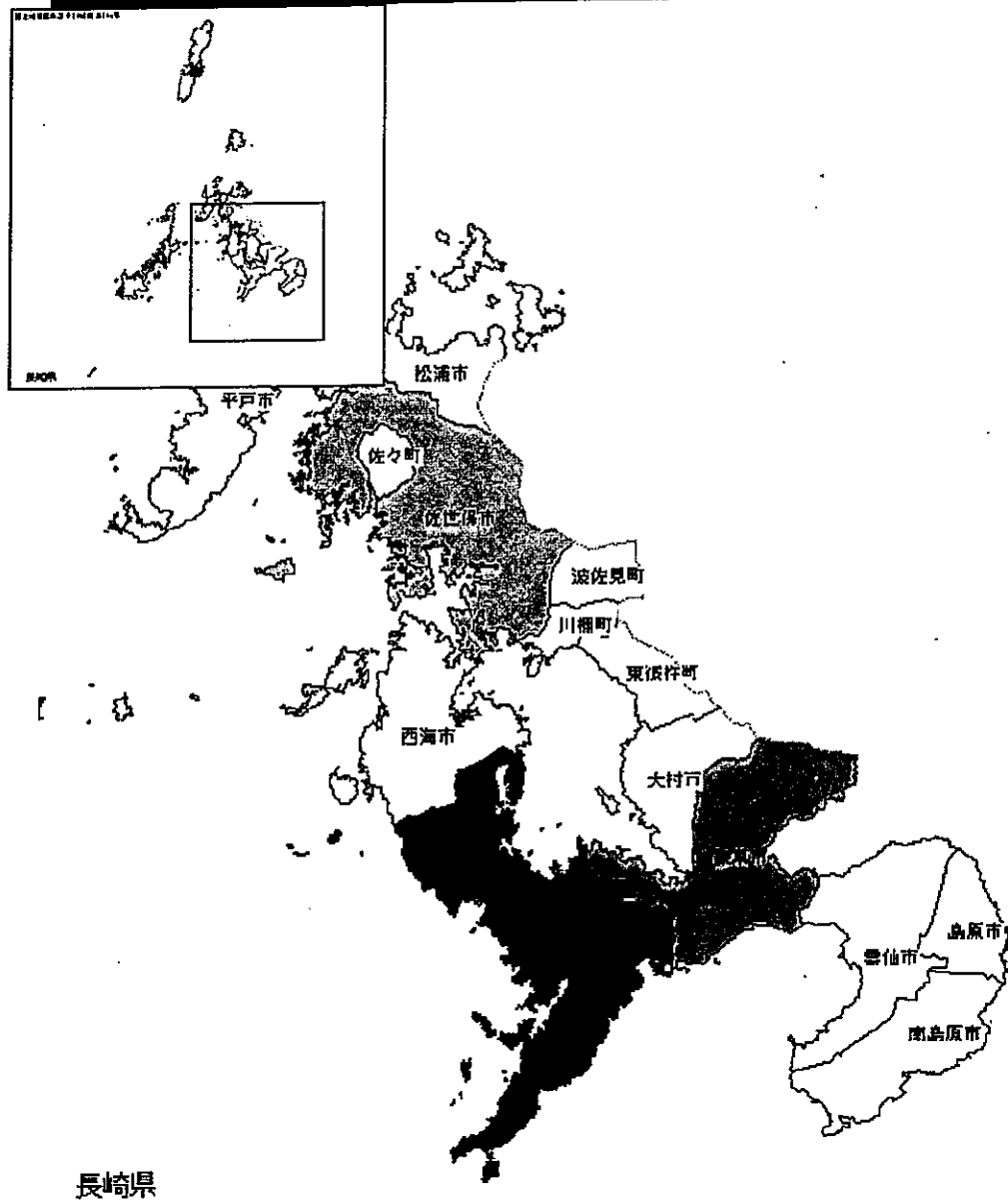


タクシー適正化(減車等)・活性化(需要喚起等)の  
取り組み状況



# タクシー事業の概要(九州・県内・地域内)

# 県内特定地域のタクシー事業者数・タクシー台数



長崎県

	長崎交通圏			
	法人タクシー		個人	合計
	事業者数	車両数		
H25.2末	37	1,300	414	1,714
H24.3末	38	1,337	419	1,756
H23.3末	38	1,339	420	1,759
H22.3末	39	1,413	422	1,835
H14.3末	35	1,499	315	1,814

	佐世保市			
	法人タクシー		個人	合計
	事業者数	車両数		
H25.2末	24	554	117	671
H24.3末	24	572	117	689
H23.3末	24	575	119	694
H22.3末	22	580	124	704
H14.3末	19	632	143	775

	諫早市			
	法人タクシー		個人	合計
	事業者数	車両数		
H25.2末	8	175	—	175
H24.3末	9	175	—	175
H23.3末	9	176	—	176
H22.3末	9	185	—	185
H14.3末	6	171	—	171

※各地域の各車両数は福祉車両を含まない

## 法人タクシーの低公害車(HV・EV)導入状況

長崎交通圏	車両数	HVタクシー	EVタクシー	割合
H22.3末	1,413	34	0	2.4%
H23.3末	1,339	47	2	3.7%
H24.3末	1,337	97	2	7.4%
H25.2末	1,300	211	2	16.4%

佐世保市	車両数	HVタクシー	EVタクシー	割合
H22.3末	580	0	0	0.0%
H23.3末	575	2	1	0.5%
H24.3末	572	4	2	1.0%
H25.2末	554	8	2	1.8%

諫早市	車両数	HVタクシー	EVタクシー	割合
H22.3末	185	2	0	1.1%
H23.3末	176	5	0	2.8%
H24.3末	175	9	0	5.1%
H25.2末	175	13	0	7.4%



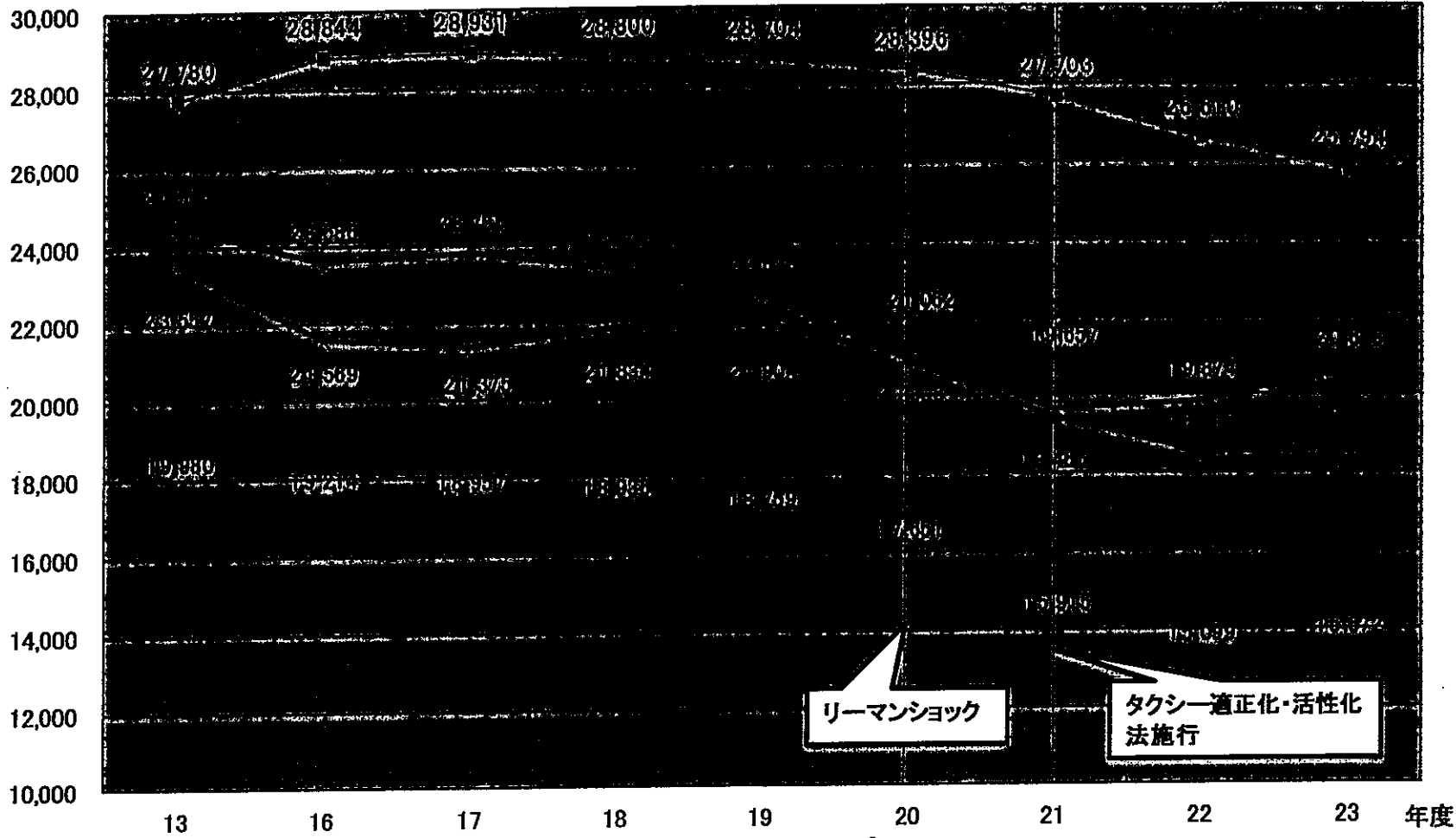
【ハイブリッド(HV)タクシー】



【電気自動車(EV)タクシー】

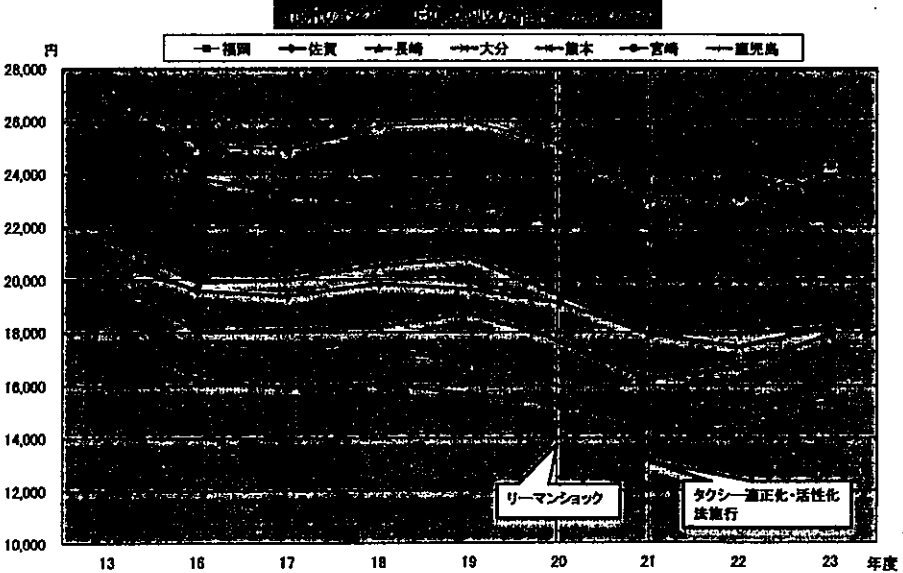
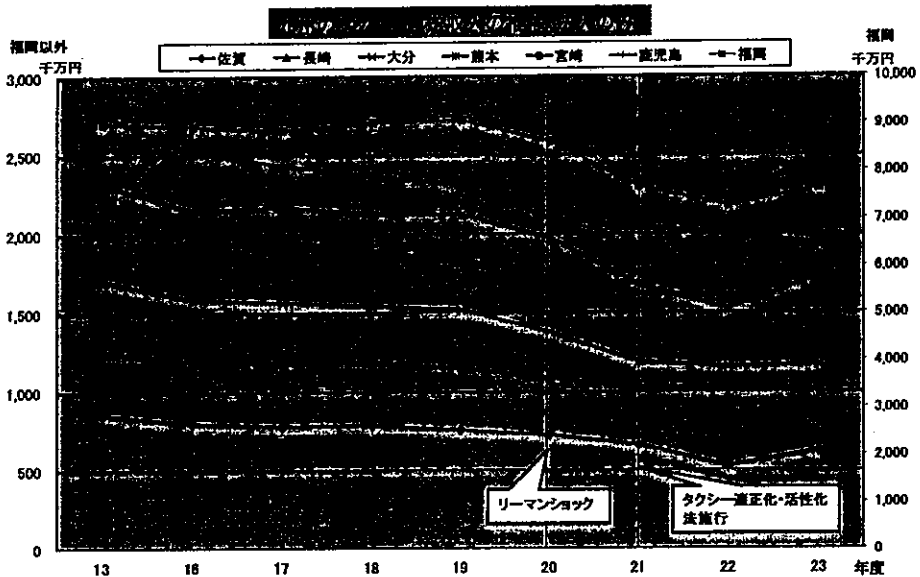
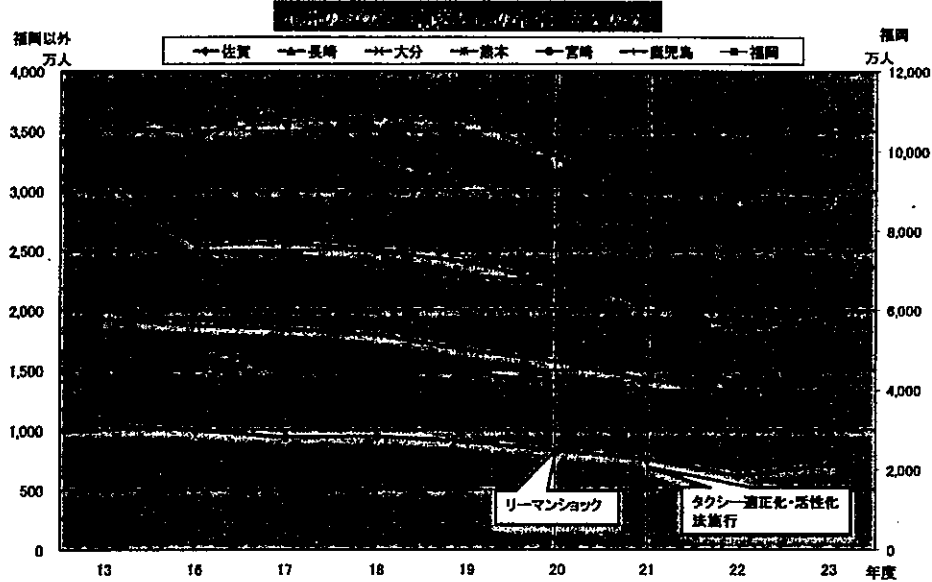
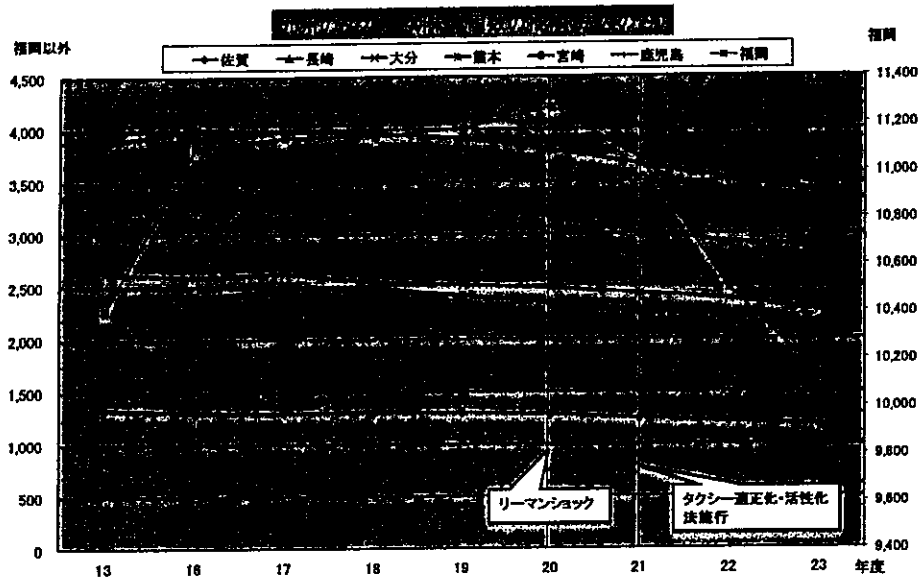
# 九州のタクシー各種指標の推移(法人のみ)

■ 期末車両数(両)
◆ 輸送人員(万人)
▲ 運送収入(千万円)
✕ 日車營收(円)



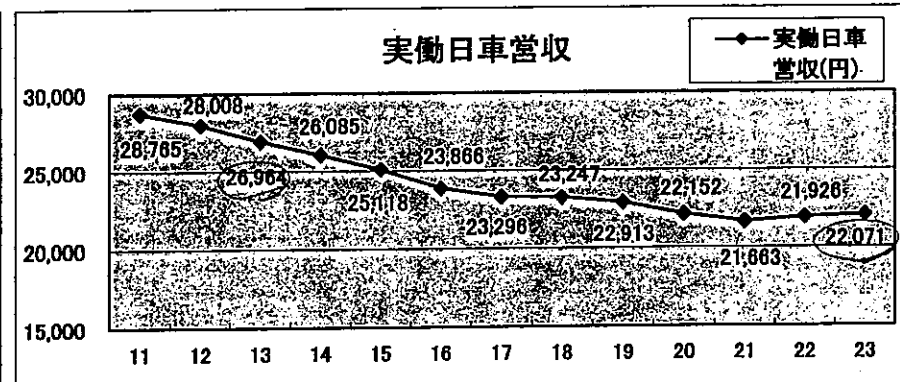
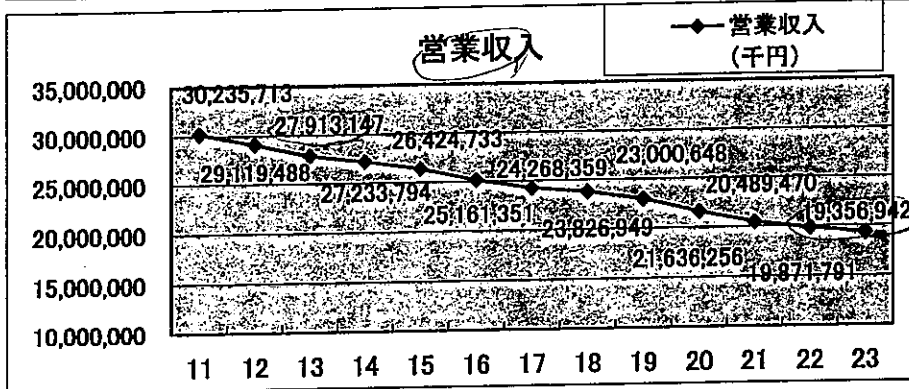
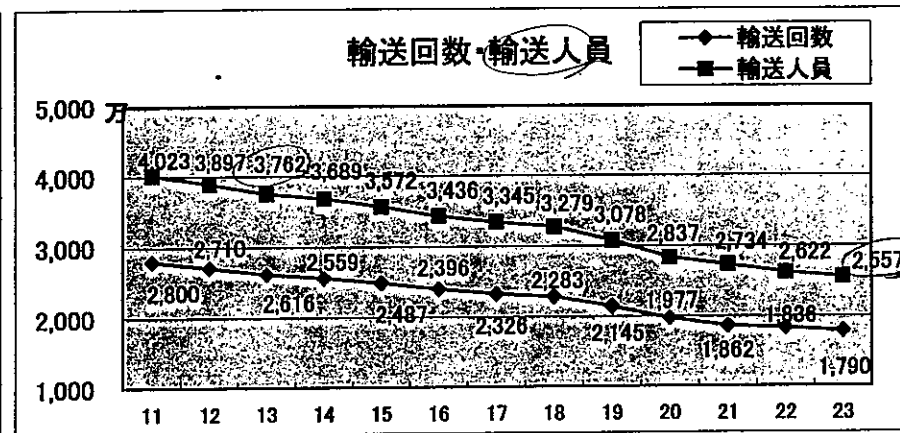
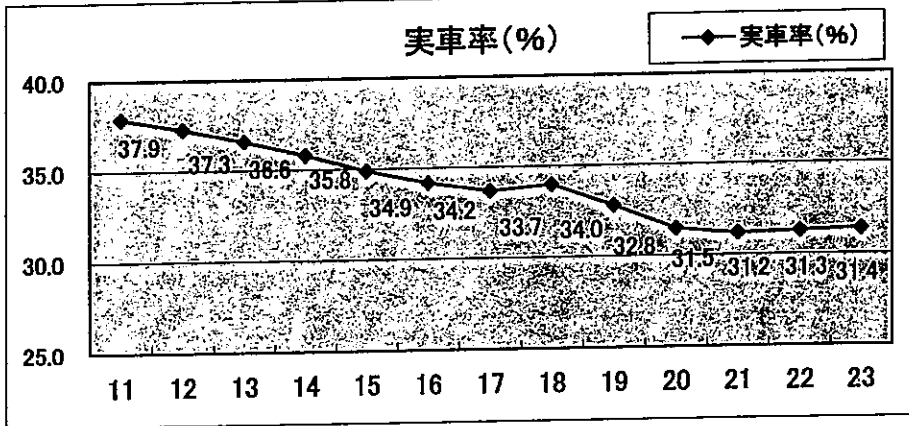


# 九州のタクシー事業の概要



# 長崎県内のタクシー事業の概要

## 【輸送実績の推移(長崎県)】

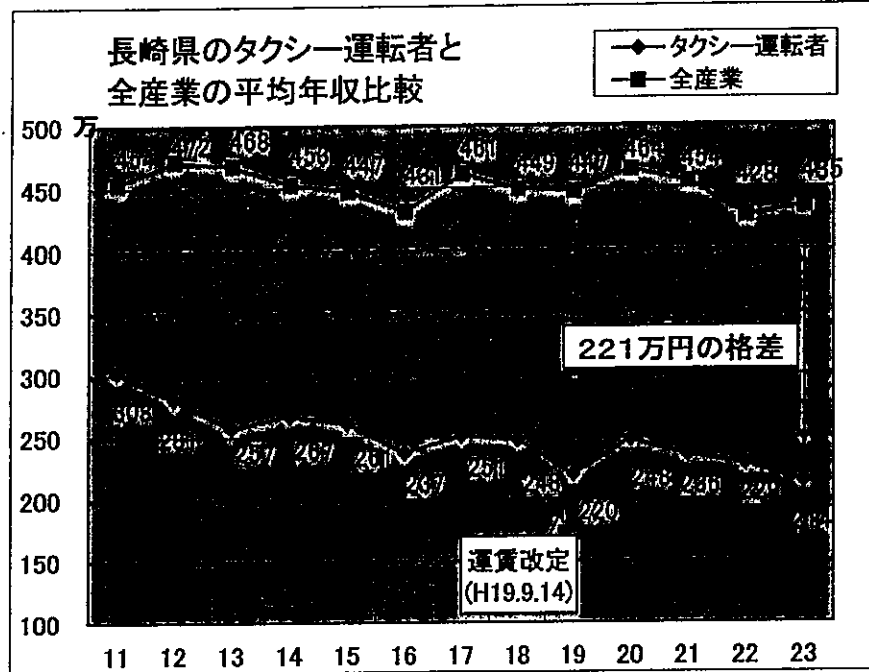


年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
実車率(%)	37.9	37.3	36.6	35.8	34.9	34.2	33.7	34.0	32.8	31.5	31.2	31.3	31.4
輸送回数	27,998,592	27,098,338	26,159,547	25,593,988	24,871,957	23,962,109	23,255,411	22,828,339	21,448,929	19,768,002	18,618,272	18,357,528	17,900,514
輸送人員	40,233,348	38,965,164	37,824,393	36,887,397	35,719,433	34,364,866	33,452,251	32,786,743	30,784,095	28,374,332	27,338,366	26,220,541	25,567,624
営業収入 (千円)	30,235,713	29,119,488	27,913,147	27,233,794	26,424,733	25,161,351	24,268,359	23,826,949	23,000,648	21,636,256	20,489,470	19,871,791	19,356,942
実働日車営収 (円)	28,765	28,008	26,964	26,085	25,118	23,866	23,296	23,247	22,913	22,152	21,663	21,926	22,071

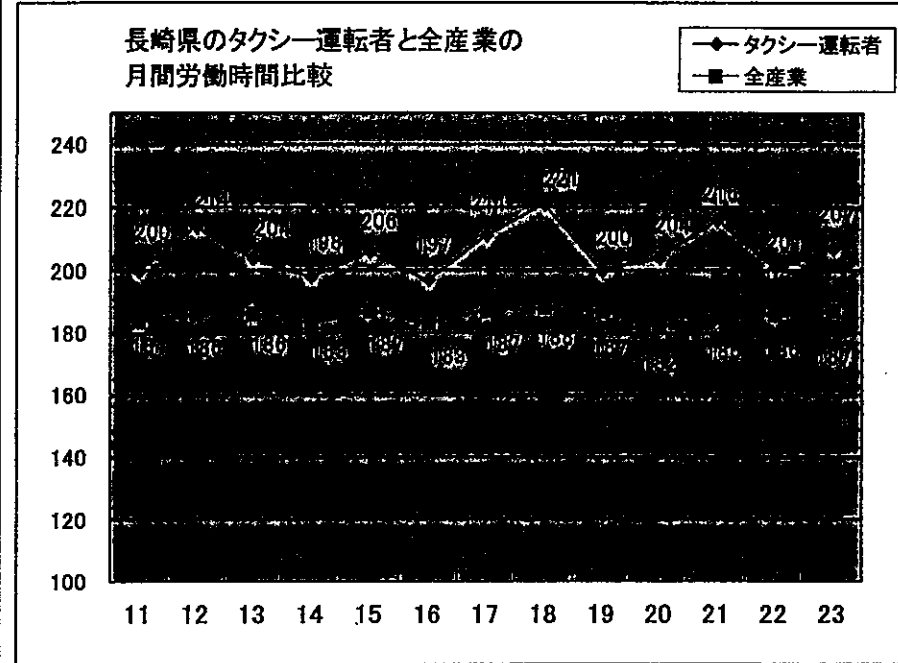
※福祉車両を含む。

資料：(一社)長崎県タクシー協会 調べ

【長崎県内運転者の平均年収】



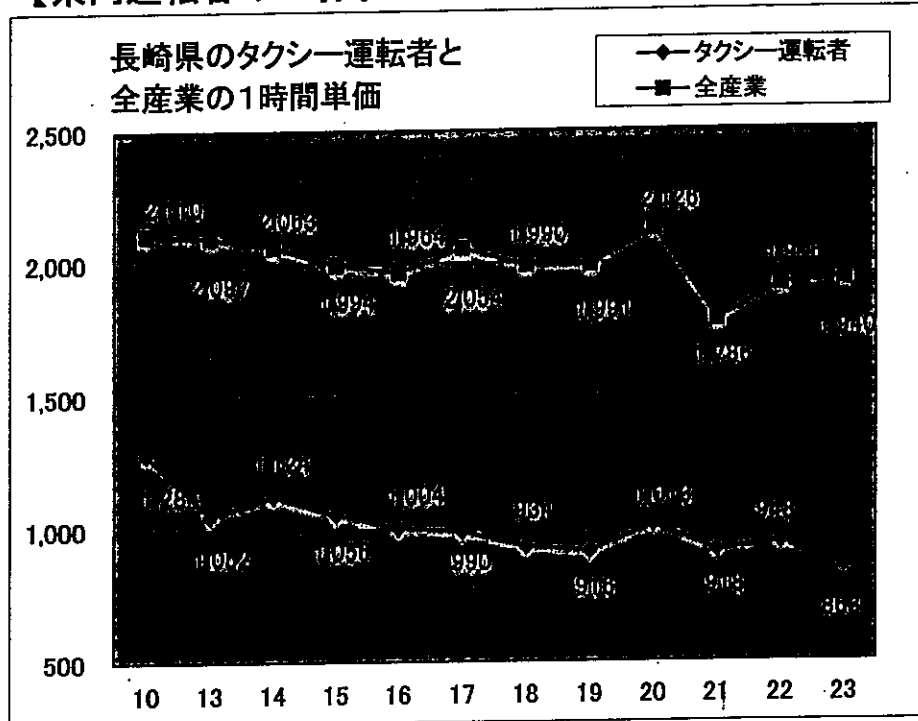
【長崎県内運転者の月間労働時間】



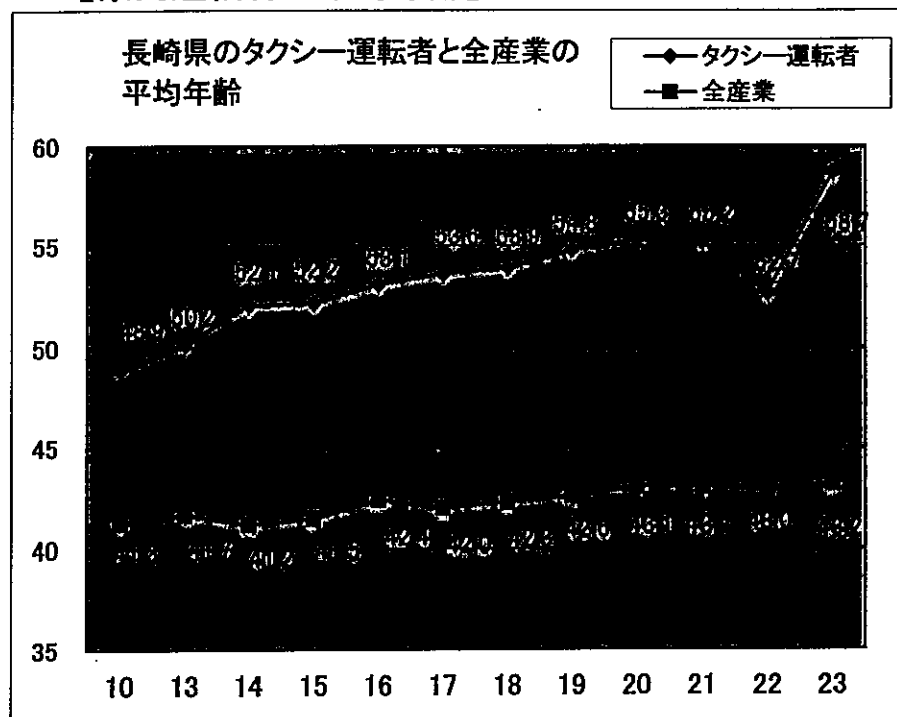
年度	長崎県	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
平均年収(円)	タクシー運転者	3,029,100	2,809,500	2,574,400	2,671,800	2,610,600	2,372,800	2,507,300	2,475,900	2,198,400	2,480,300	2,356,900	2,286,200	2,144,200
	全産業	4,537,900	4,716,400	4,679,900	4,529,300	4,473,900	4,313,800	4,610,100	4,488,700	4,468,300	4,643,500	4,544,300	4,275,700	4,354,300
	格差	△ 1,508,800	△ 1,906,900	△ 2,105,500	△ 1,857,500	△ 1,863,300	△ 1,941,000	△ 2,102,800	△ 2,012,800	△ 2,269,900	△ 2,163,200	△ 2,187,400	△ 1,989,500	△ 2,210,100
月間労働時間(時間)	タクシー運転者	200	214	204	198	206	197	211	221	200	204	216	201	207
	全産業	184	186	186	183	187	183	187	188	187	182	185	186	187
	格差	16	28	18	15	19	14	24	33	13	22	31	15	20

資料:(一社)長崎県タクシー協会 調べ(厚生労働省 賃金構造基本統計調査)

【県内運転者の1時間当たり単価】



【県内運転者の平均年齢】

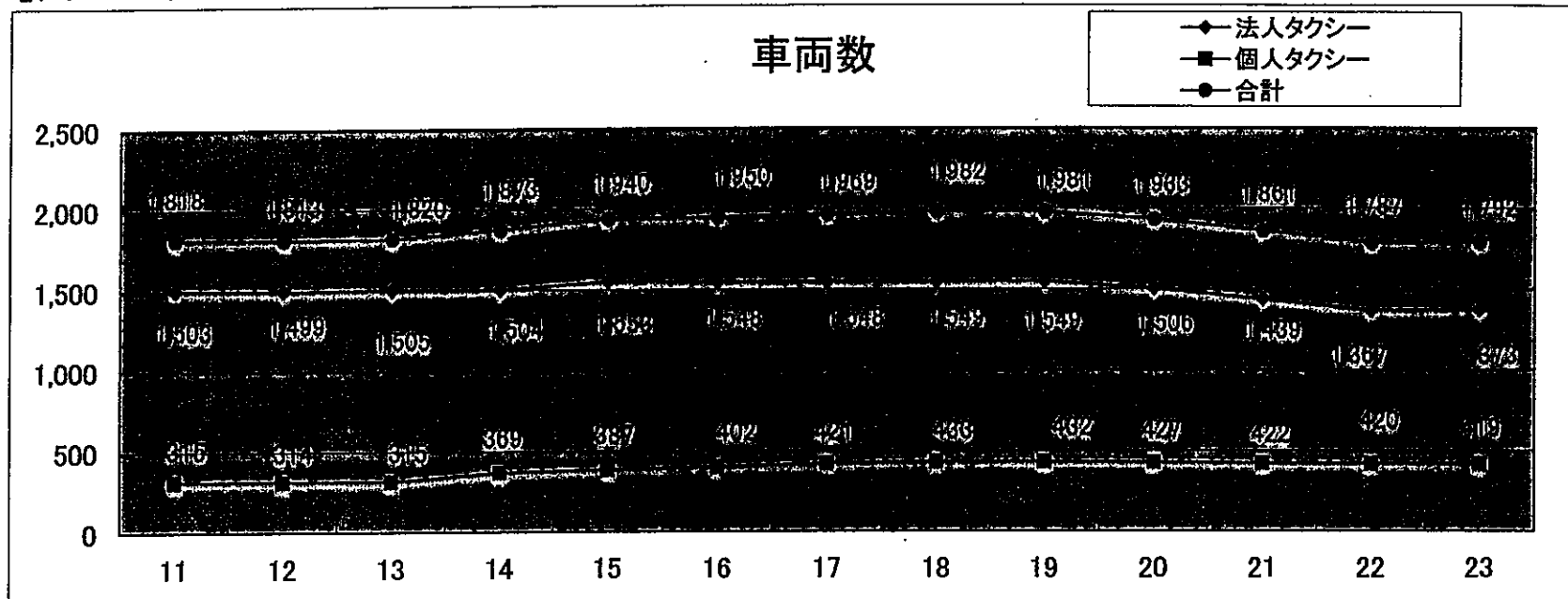


年度	長崎県	10	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
1時間当たり単価	タクシー運転者	1,284	1,052	1,124	1,056	1,004	990	934	916	1,013	918	948	863
	全産業	2,110	2,097	2,063	1,994	1,964	2,054	1,990	1,991	2,126	1,786	1,916	1,940
	格差	△ 826	△ 1,045	△ 939	△ 938	△ 960	△ 1,064	△ 1,056	△ 1,075	△ 1,113	△ 868	△ 968	△ 1,077
平均年齢	タクシー運転者	48.9	50.2	52.1	52.2	53.1	53.6	53.9	54.8	55.3	55.2	52.7	58.7
	全産業	41.3	41.7	41.2	41.5	42.4	42.0	42.3	42.6	43.1	43.1	43.0	43.2
	格差	7.6	8.5	10.9	10.7	10.7	11.6	11.6	12.2	12.2	12.1	9.7	15.5

資料:厚生労働省 賃金構造基本統計調査

## 長崎交通圏内のタクシー事業の概要

【タクシー車両の推移(長崎交通圏)】

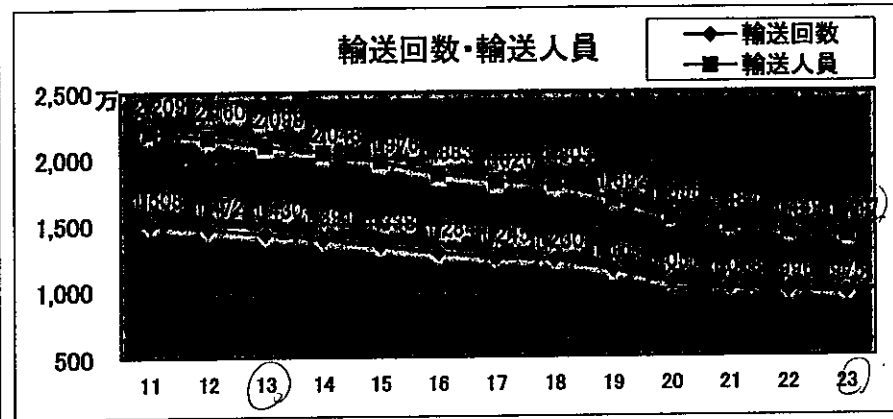
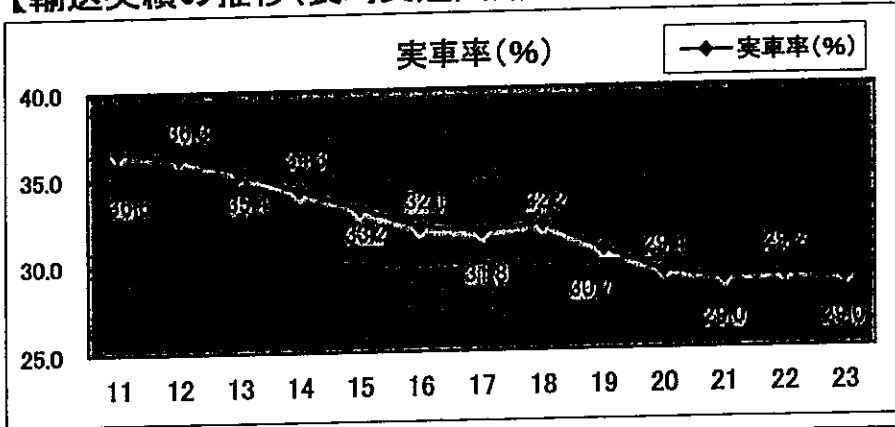


年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
法人タクシー	1,503	1,499	1,505	1,504	1,553	1,548	1,548	1,549	1,549	1,506	1,439	1,367	1,373
(構成比)	82.7%	82.7%	82.7%	80.3%	80.1%	79.4%	78.6%	78.2%	78.2%	77.9%	77.3%	76.5%	76.6%
個人タクシー	315	314	315	369	387	402	421	433	432	427	422	420	419
(構成比)	17.3%	17.3%	17.3%	19.7%	20.0%	20.6%	21.4%	21.8%	21.8%	22.1%	22.7%	23.5%	23.4%
合計	1,818	1,813	1,820	1,873	1,940	1,950	1,969	1,982	1,981	1,933	1,861	1,787	1,792

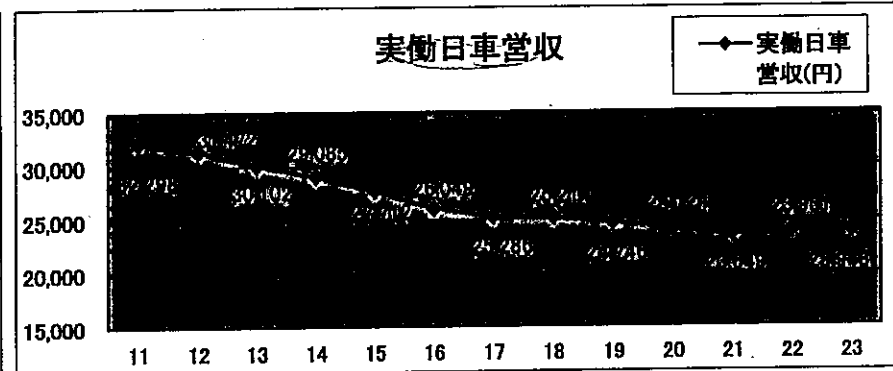
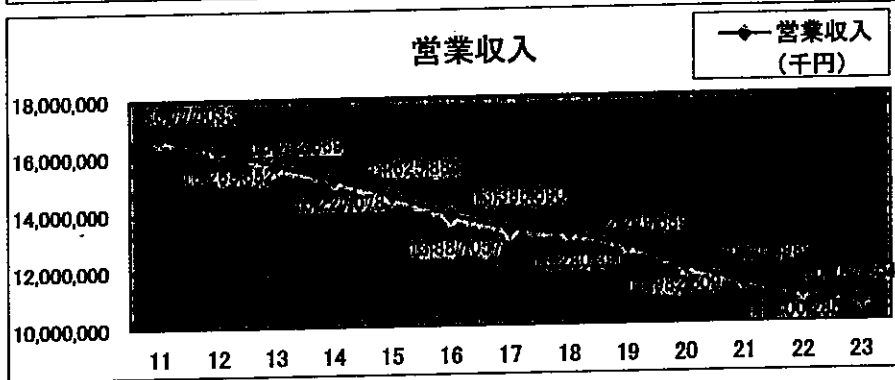
※ 車両数は長崎県タクシー協会加入社の台数  
 ※ 福祉車両は含む。

資料：(一社)長崎県タクシー協会 調べ

【輸送実績の推移(長崎交通圏)】



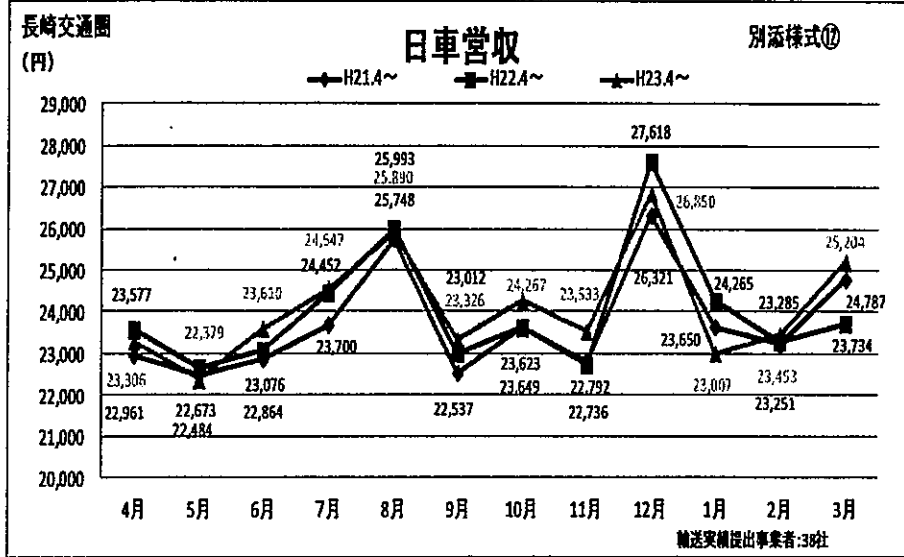
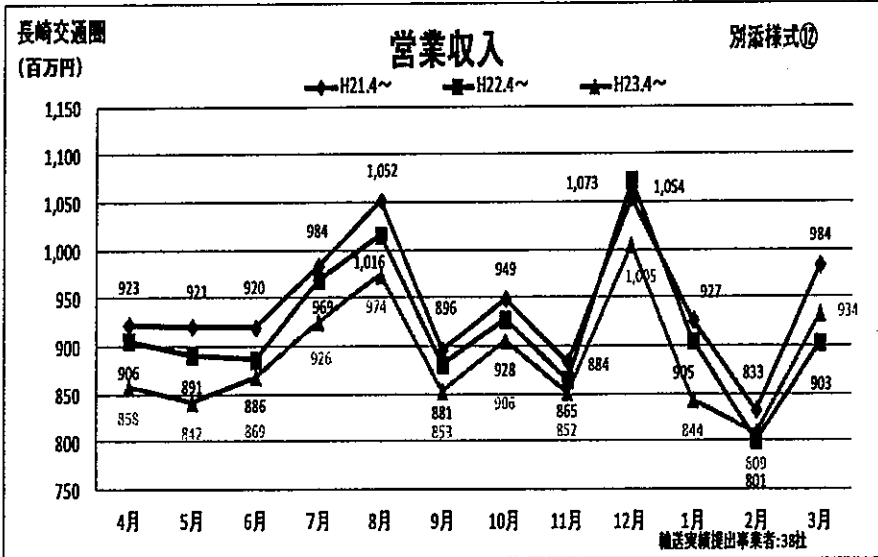
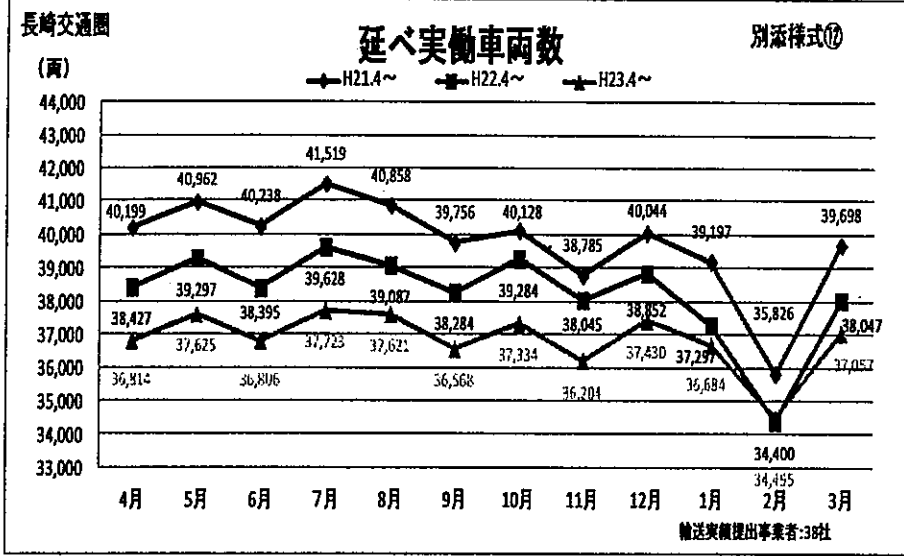
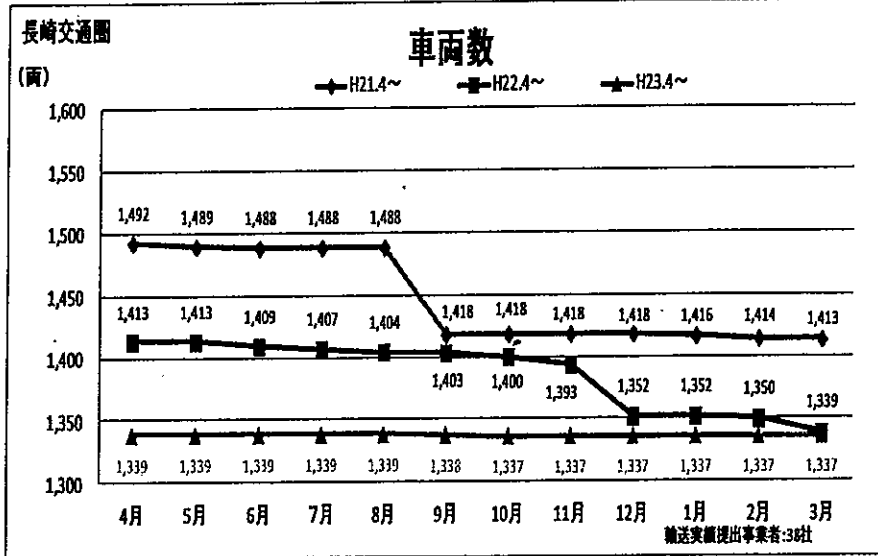
681 ↓



年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
実車率(%)	36.6	36.3	35.4	34.3	33.2	32.1	31.8	32.2	30.7	29.4	29.0	29.2	29.0
輸送回数	15,081,363	14,715,054	14,295,867	13,908,044	13,381,772	12,839,417	12,451,850	12,300,166	11,510,203	10,508,542	10,183,866	9,959,042	9,752,379
輸送人員	22,089,450	21,596,633	20,980,162	20,432,920	19,761,523	18,833,644	18,257,709	18,031,272	16,921,351	15,547,247	14,865,377	14,493,564	14,172,311
営業収入 (千円)	16,777,033	16,265,652	15,712,569	15,227,078	14,625,884	13,887,057	13,385,590	13,230,391	12,779,559	11,982,509	11,414,989	11,100,285	10,767,304
実働日車 営業(円)	32,298	31,472	30,102	29,085	27,712	26,049	25,286	25,214	24,746	24,124	23,649	23,931	23,943

資料:(一社)長崎県タクシー協会 調べ

# 長崎交通圏内の月毎の輸送実績比較



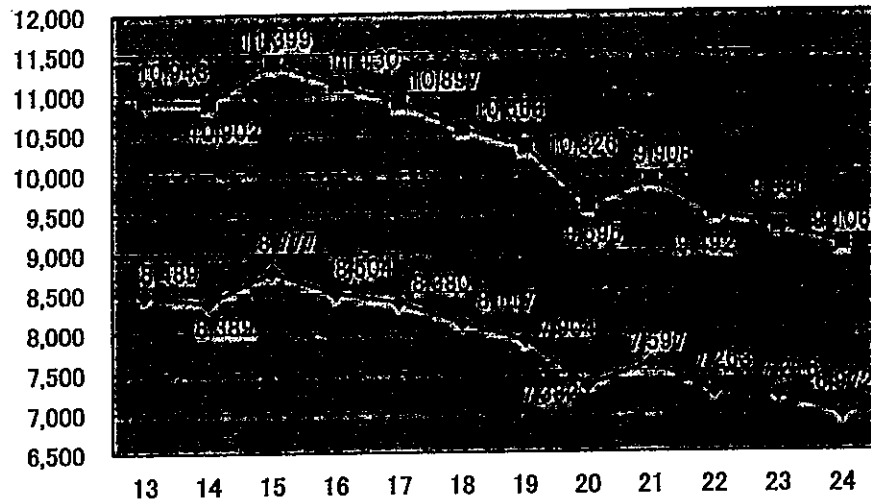
# 交通事故・重大事故・行政処分の状況



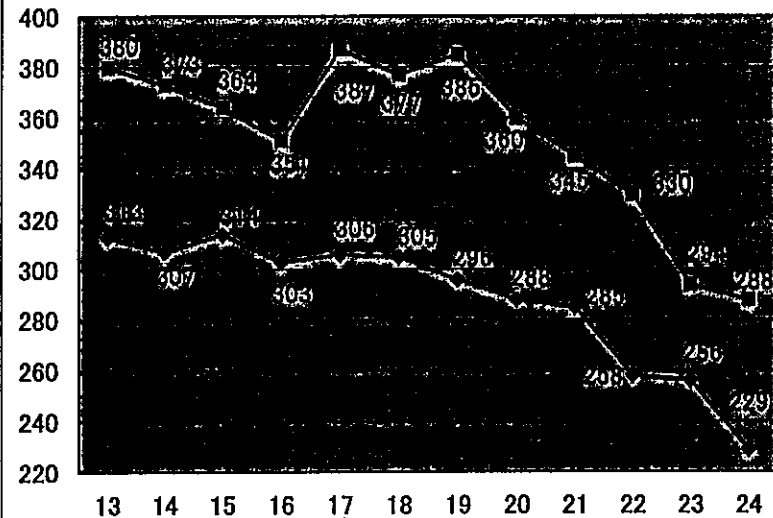
# 人身事故発生件数

## 【長崎県内における事故件数】

長崎県における事故件数及び死傷者数の推移(全自動車)



長崎県における事故件数及び死傷者数の推移(タクシー)

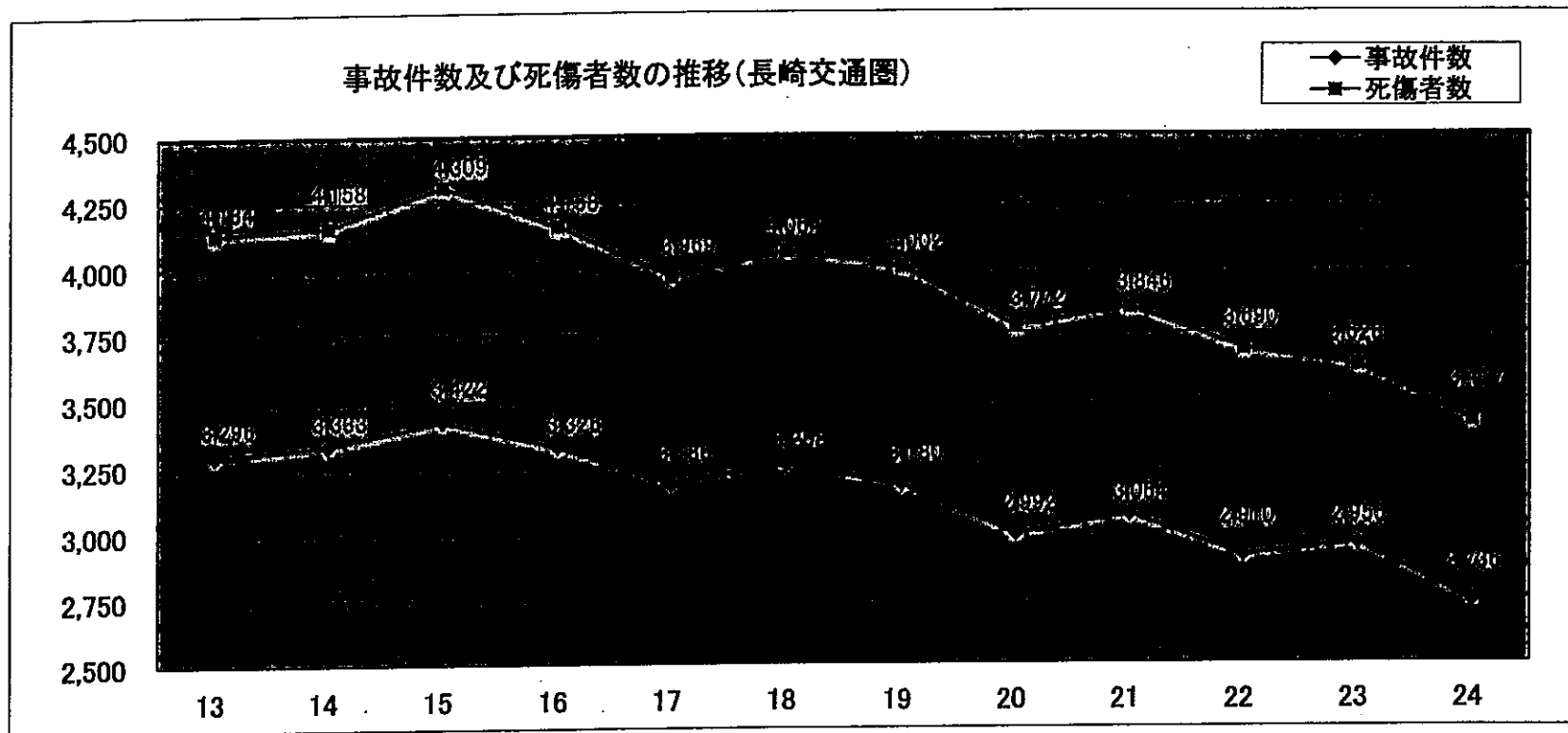


		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
事故件数	全自動車	8,489	8,389	8,777	8,504	8,380	8,117	7,904	7,332	7,597	7,263	7,216	6,972
	タクシー(内数)	313	307	314	303	306	305	296	288	285	258	256	229
死亡者数	全自動車	73	66	80	60	57	59	55	38	65	49	47	37
	タクシー(内数)	1	1	0	0	1	1	0	0	2	3	0	0
傷害者数	全自動車	10,870	10,836	11,319	11,070	10,840	10,504	10,271	9,557	9,843	9,443	9,284	9,069
	タクシー(内数)	379	372	364	351	386	376	385	360	343	327	294	288

※自転車、歩行者を除く

データ:長崎県警察

# 【長崎交通圏内における事故件数】



	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
事故件数	3,296	3,333	3,422	3,326	3,186	3,258	3,180	2,992	3,064	2,910	2,955	2,736
死亡者数	14	14	17	10	12	16	18	8	22	14	13	7
傷害者数	4,120	4,144	4,292	4,148	3,957	4,048	3,984	3,764	3,824	3,676	3,615	3,410
死傷者数	4,134	4,158	4,309	4,158	3,969	4,064	4,002	3,772	3,846	3,690	3,628	3,417

※自転車、歩行者を除く

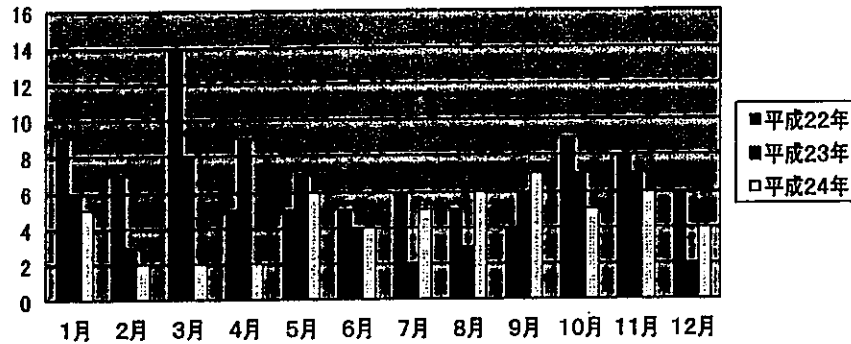
データ:長崎県警察

## 事業用自動車の重大事故の発生状況(長崎運輸支局管内)

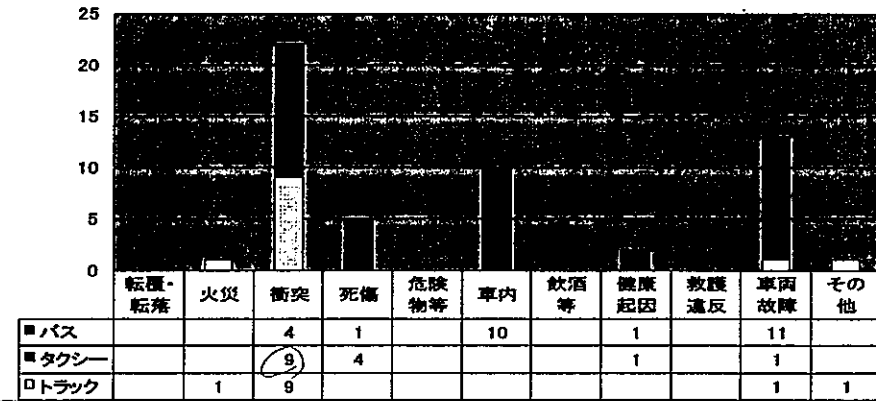
	平成22年	平成23年	平成24年	対前年比
全件数	83件	64件	54件	10件減
死者数	11人	6人	7人	1人増
負傷者数	107人	71人	42人	29人減

	平成22年	平成23年	平成24年	対前年比
バス	30件	33件	27件	6件減
タクシー	34件	19件	15件	4件減
トラック	19件	11件	12件	1件増

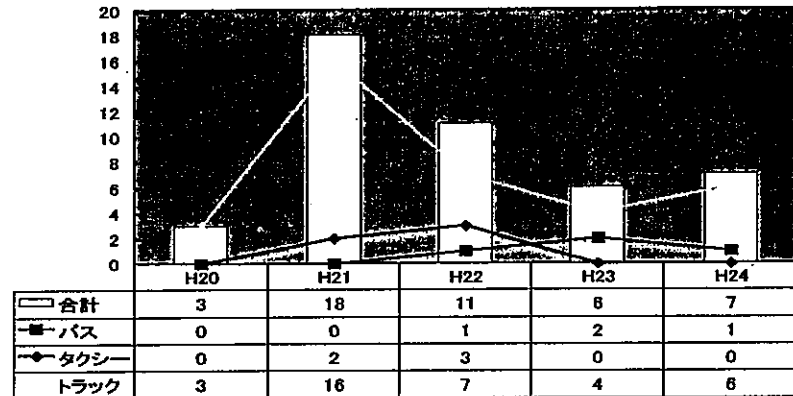
月別重大事故発生件数



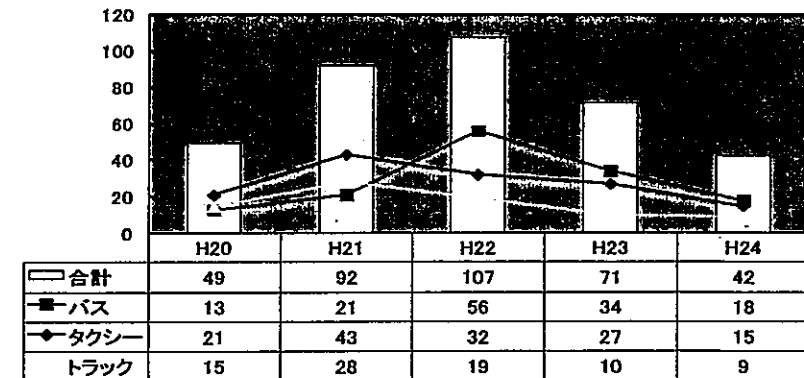
重大事故種類別発生件数(平成24年1月～12月)



死者数



負傷者数



# 乗用旅客自動車運送事業者行政処分件数等推移

## 1. 過去5年間の行政処分推移

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
タクシー	件数(件)	74	82	61	130	138
	車両数(両)	484	577	498	929	780
	延停止日車数	3,555	3,947	3,900	6,605	6,798

※1) 件数には、許可の取消を含む。

(九州運輸局管内平成24年3月末現在)

※2) 延停止日車数=停止日数×停止車両数

※3) 車両数・停止日車数には、悪質違反の下命容認等で事業停止を加重したものは含まない。

## 2. 長崎県内事業者の過去5年間の行政処分推移

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
タクシー	件数(件)	4	6	6	8	4
	車両数(両)	11	15	23	44	7
	延停止日車数	315	790	730	425	448

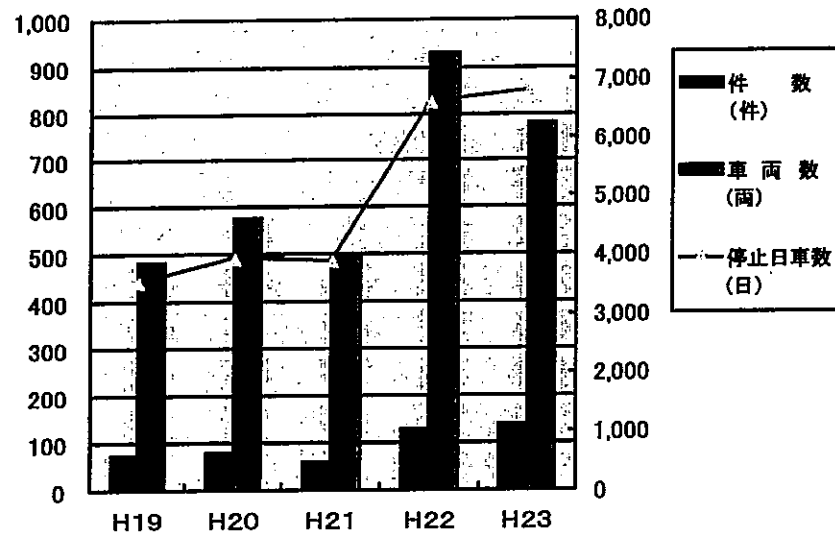
※1) 件数には、許可の取消を含む。

(長崎運輸支局 平成24年3月末現在)

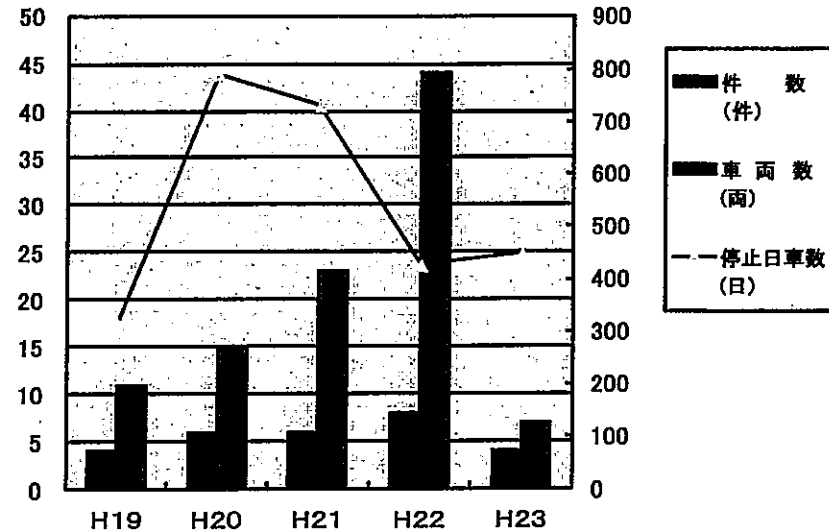
※2) 延停止日車数=停止日数×停止車両数

※3) 車両数・停止日車数には、悪質違反の下命容認等で事業停止を加重したものは含まない。

タクシー



タクシー



### 3. 長崎運輸支局管内タクシー運送事業者違反状況

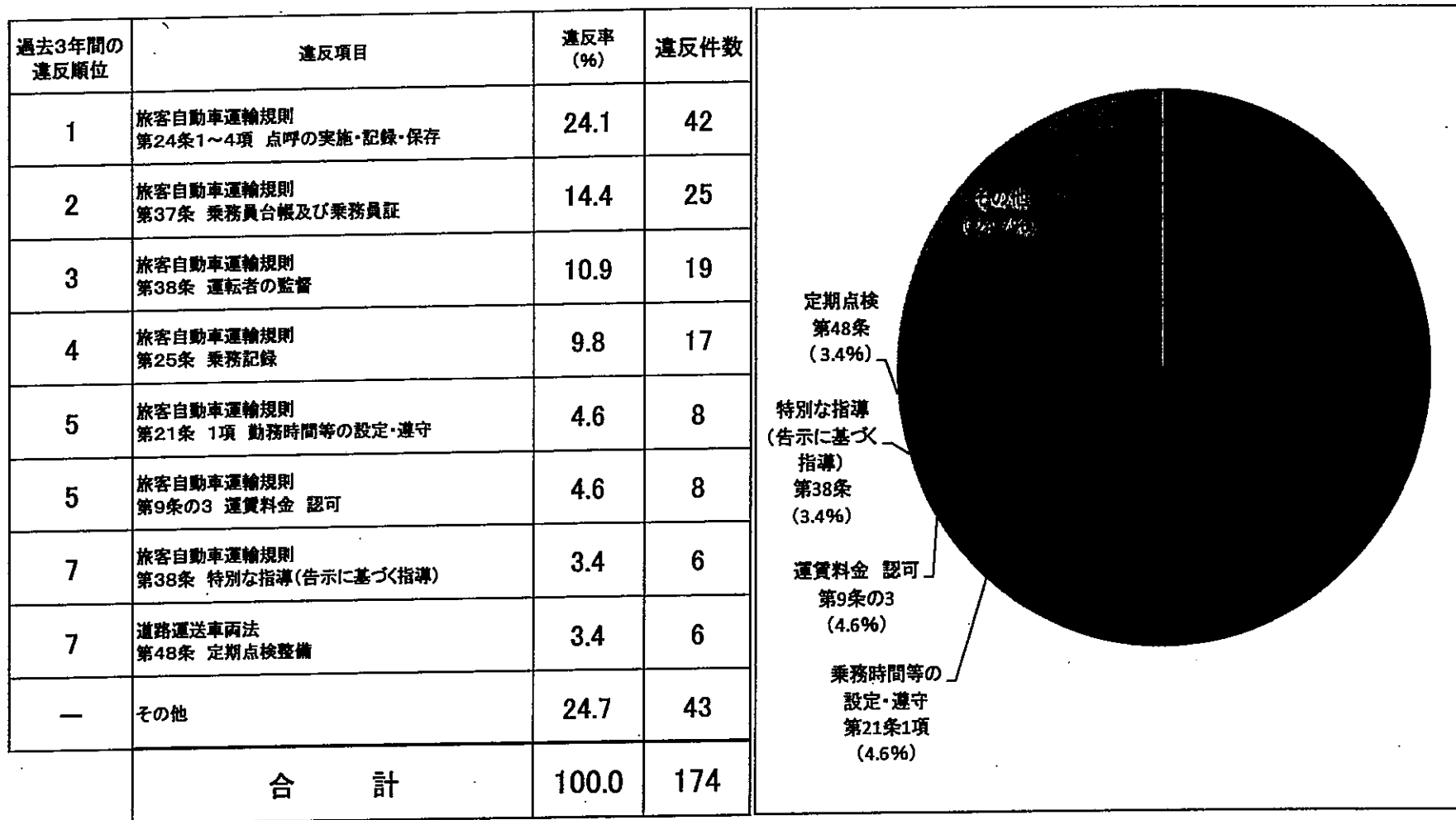
(長崎運輸支局 平成24年3月末現在)

事項	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	過去3年間の合計		平成21年度	平成22年度	平成23年度	過去3年間の合計
違反内容	道路運送法 第9条の3 運賃料 認可違反	3	4	1	8	運輸規則 第23条 乗務の強制			1	1
	道路運送法 第15条 事業計画		1	2	3	運輸規則 第24条1～4項 点呼の実施・記録・保存	13	15	14	42
	道路運送法 第20条 区域外輸送	1	1		2	運輸規則 第25条 乗務記録	3	7	7	17
	道路運送法 第30条 公衆の利便阻害行為の禁止等		3	1	4	運輸規則 第35条 運転者の選任	2	1	1	4
	道路運送法 第33条 名義貸し、事業の貸渡し			1	1	運輸規則 第36条 日雇い運転者等	2		1	3
	道路運送法 第41条 封印取り付け義務等			1	1	運輸規則 第37条 乗務員台帳及び乗務員証	6	10	9	25
	道路運送法 第94条1項 報告義務違反			1	1	運輸規則 第38条 運転者の監督		7	12	19
	道路運送車両法 第47条の2 日常点検整備	1	1	1	3	運輸規則 第38条 特別な指導（死亡事故惹起者・初任・高齢）	1	4	1	6
	道路運送車両法 第48条 定期点検整備	4	1	1	6	運輸規則 第38条 適性診断 初任運転者		1		1
	道路運送車両法 第50条 整備管理者への権限付与義務	1		1	2	運輸規則 第38条 適性診断 高齢者	1	3	1	5
	道路運送車両法 第58条 無車検走行	2			2	運輸規則 第40条 指導要領及び指導主任者		2	2	4
	運輸規則 第19条の2 損害を賠償するための措置			1	1	運輸規則 第47条の9 3項 統括運行管理者の選任	1			1
	運輸規則 第21条 1項 勤務時間等の設定・遵守	2	4	2	8	運輸規則 第47条の9 3項 補助者の要件		2		2
	運輸規則 第21条 5項 健康状態の把握等			2	2	合計	43	67	64	174

(※当該表は右上部へ続く)

(注1) 処分件数と違反内容の合計が異なるのは、1事業者で複数の違反があるため。  
 (注2) 車両数・停止日車数には、悪質違反の下命容認等で事業停止を加重した数は含まない。

4. 長崎運輸支局管内乗用旅客自動車運送事業者違反比率(グラフ)



## タクシー事業の活性化に向けて (タクシー需要の掘り起こし)

- ①タクシーに対する意識調査について
- ②観光立県「長崎」の地域資源の魅力を活かしたサービスの提供
- ③少子高齢化の進展を踏まえたサービスの提供





①タクシーに対する意識調査について



## タクシーに関する意識調査

タクシーは、鉄道・バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な交通機関です。

しかしながら、タクシー事業を巡っては、長期的に需要が低迷する中、車両数が増加するなどの影響もあり、地域によってはタクシー事業の収益基盤の悪化や、運転者の労働条件の悪化等の諸問題が発生し、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況となりました。

これらの諸問題に対処するため、平成21年10月1日より「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行され、供給過剰な状態にある全国の「特定地域」においては、地域の関係者によるタクシー事業の適正化（減車等）・活性化（需要喚起等）の取組みが進められているところです。

つきましては、皆様のタクシーに関する意識調査を実施することにより、今後のタクシー行政に活用してまいりたいと考えていますので、アンケートにご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

### 1. 利用頻度等 【皆さんにお伺いします。】

(1) タクシーを利用しますか。

- ①ほぼ毎日利用する、②週2,3回程度利用する、③月数回程度利用する、  
④年数回程度利用する、⑤利用しない

(2) 主に利用する時間帯を教えてください。

- ①朝(5~9時)、②午前中(9~12時)、③昼過ぎ(12~3時)、④夕方(3~6時)、⑤夜間(6~10時)、⑥深夜(10~翌5時)

(3) 上記(1)で①から④までを選んだ方にお伺いします。1回当たりの支払金額はいくら位が多いですか。

- ①1,000円以内、②1,001~2,000円、③2,001~3,000円、④3,001~5,000円、⑤5,001円~10,000円、⑥10,001円以上

(4) 上記(1)で⑤を選んだ方にお伺いします。利用しない主な理由は何ですか。(複数選択可)

①乗車時点で運賃が分からないから、②運賃が高いから、③道路事情により時間が読めないから、④近距離で運転者に申し訳ないから、⑤タクシーで過去にいやな思いをしたことがあるから、⑥利用する必要がないから

## 2. 利用目的・選択方法 【上記1.(1)で①から④までを選んだ方にお伺いします。】

(1) タクシーを利用するのは、どのようなときですか。(複数選択可)

①通勤・通学、②通院、③仕事中の移動、④買い物、⑤レジャー、⑥他の交通機関がないとき、⑦猛暑・降雨・降雪時、⑧仕事後の移動、⑨夜間の飲食後、⑩その他( )

(2) タクシーを利用する際に最も重視するのはどのような点ですか。

①安全性、②快適性、③速達性、④拾いやすさ、⑤会社名(無線グループやブランド)、⑥安さ、⑦丁寧なサービス、⑧特にこだわりはない、⑨その他( )

(3) どのような方法でタクシーを利用しますか。(複数選択可)

①街中を走っているタクシーを停めて乗る、②タクシー乗り場から乗る、③道路脇に停まっているタクシーに乗る、④電話で呼んで乗る、⑤スマートフォンのアプリケーションを使って呼ぶ

(4) 上記1.(1)で①から④までを選んだ方にお伺いします。タクシーの利用をためらってしまうことがありますか。

①よくある、②たまにある、③ない

(5) 上記(4)で①または②を選んだ方にお伺いします。タクシーの利用を最もためらってしまうのは、どのようなときですか。

①日常的、②給料日前など、③運賃額の見当がつかないとき、④長距離利用、⑤近距離利用、⑥乗りたいタクシー会社等の車が選べないとき、⑦その他

(6) 上記(5)を解消するために最も効果的な手法は、どのようなものと考えますか。

①運賃の低廉化や割引の導入、②運賃の概算額が予め分かるようにする、③接客の向上、④地理の習熟度の向上、⑤安全性の向上、⑥タクシー会社等の選択制の向上を図る、⑦その他

(7) タクシーには法人タクシーと個人タクシーがありますが、あなたはどちらを利用しますか。

①個人タクシー以外は選ばない、②選択が可能であれば個人タクシーを選ぶ、③選択が可能であれば法人タクシーを選ぶ、④法人タクシー以外は選ばない、⑤利用する地域には個人タクシーが走っていない、⑥意識していない

(8) 上記(7)で①から⑤までを選んだ方にお伺いします。タクシーを利用する際に、タクシー会社等を選びますか。

①特定のタクシー会社等を利用する、②乗り場等で選択が可能であれば特定のタクシー会社等を選ぶ、③特定のタクシー会社等を選びたいが選べない、④特にどの会社等でも気にせず利用する、⑤利用する地域では選択の余地がない

(9) タクシーが少なく不便と感じることがありますか。(複数選択可)

①特に不便は感じない、②時間帯により不便を感じる、③不便を感じる 때가 多い、④常に不便を感じる、⑤悪天候のときに不便を感じる、⑥利用したいタクシー会社等の車が少なく感じる

### 3. 車両数【皆さんにお伺いします。】

(1) 客待ちのタクシー台数について、どのように思われますか。

①多すぎると思うことが多い、②やや多いと思うことが多い、③ちょうどよいと思うことが多い、④やや少ないと思うことが多い、⑤少なすぎると思うことが多い

(2) タクシー乗り場以外での客待ちのタクシーをどのように思われますか。

①安全と思う、②どちらでもない、③場合によっては邪魔、危険と思う、④邪魔、危険と思う

(3) 今後、タクシー台数はどうあるべきと思いますか。

①多すぎるのでもっと減らすべきと思う、②やや多いが現状を維持すべきと思う、③現状で適正であるとする、④やや少ないが不便はないので現状を維持すべきと思う、⑤少なすぎるのでもっと増やすべきと思う、⑥減らすべきタクシー会社等と増やしてもよいタクシー会社等があると思う

4. 運賃・料金【皆さんにお伺いします。】

(1) タクシーの運賃・料金の設定は、提供されるサービスと比較していかがですか。

①高すぎると思う、②やや高いと思う、③適正な水準である、④やや安いと思う、⑤安すぎると思う

(2) 上記(1)で③以外を選んだ方にお伺いします。現状を鑑みて望ましいタクシーの初乗り運賃(2kmまでとします)

は、どのくらいですか。

【参考：長崎交通圏では2kmまで500円です】

\_\_\_\_\_円

5. 法人タクシーの運転者(個人タクシー以外)について【上記1.(1)で①から④までを選んだ方にお伺いします。】

(1) 運転者の接客態度について。

①満足なことが多い、②どちらかといえば満足なことが多い、③ふつう、④どちらかといえば不満なことが多い、⑤不満なことが多い、⑥タクシー会社による、  
⑦運転者による

(2) 運転者の地理の習熟度について。

①満足なことが多い、②どちらかといえば満足なことが多い、③ふつう、④どちらかといえば不満なことが多い、⑤不満なことが多い、⑥タクシー会社による、⑦運転者による

(3) 運転技術や安全性について。

①満足なことが多い、②どちらかといえば満足なことが多い、③ふつう、④どちらかといえば不満なことが多い、⑤不満なことが多い、⑥タクシー会社による、  
⑦運転者による

(4) 運転者の年齢について。

①高齢者が多くて不安である、②高齢者が多いと感じるが不安はない、③若い人が多くて不安である、④若い人が多いと感じるが不安はない、⑤特に意見はない

(5) 個人タクシーと比べ、法人タクシーの接客態度、地理、運転技術・安全性は優れていると感じますか。

①優れている、②どちらともいえない、③優れていない、④運転者次第である

6. 個人タクシーの運転者（法人タクシー以外）について 【上記1.（1）で①から④までを選んだ方にお伺いします。】

(1) 運転者の接客態度について。

①満足なことが多い、②どちらかといえば満足なことが多い、③ふつう、④どちらかといえば不満なことが多い、⑤不満なことが多い、⑥タクシー会社による、⑦運転者による

(2) 運転者の地理の習熟度について。

①満足なことが多い、②どちらかといえば満足なことが多い、③ふつう、④どちらかといえば不満なことが多い、⑤不満なことが多い、⑥タクシー会社による、⑦運転者による

(3) 運転技術や安全性について。

①満足なことが多い、②どちらかといえば満足なことが多い、③ふつう、④どちらかといえば不満なことが多い、⑤不満なことが多い、⑥タクシー会社による、⑦運転者による

(4) 運転者の年齢について。

①高齢者が多くて不安である、②高齢者が多いと感じるが不安はない、③若い人が多くて不安である、④若い人が多いと感じるが不安はない、⑤特に意見はない

(5) 法人タクシーと比べ、個人タクシーの接客態度、地理、運転技術・安全性は優れていると感じますか。

① 優れている、②どちらともいえない、③優れていない、④運転者次第である

7. スマートフォン配車について 【皆さんにお伺いします。】

(1) スマートフォンから位置情報等を登録し、タクシーを呼べるアプリケーションソフトがあるのをご存じですか。

①知っている、②知らない

(2) 上記(1)で②を選んだかたにお伺いします。今後、スマートフォンによる配車のアプリケーションソフトを利用してみたいと思いますか。

①スマートフォンを持っており是非利用したい、②スマートフォンに買い換えたら利用したい、③今後も利用したいとは思わない

8. ユニバーサルデザインタクシーについて 【皆さんにお伺いします。】

(1) 国土交通省が認定する「ユニバーサルデザインタクシー」をご存じですか。

①知っている、②知らない

(2) 「ユニバーサルデザインタクシー」に乗車したことはありますか。

①ある、②ない、③わからない

(3) 「ユニバーサルデザインタクシー」とは、車椅子の方もスロープを使ってそのまま乗車できるワンボックスタイプのタクシーです。一般のタクシーと同様にどなたでも利用できますが利用したいと思いますか。利用したことがあるかたは、また利用したいと思いますか。

①是非利用したい、②機会があれば利用したい、③別に利用したいとは思わない

9. ここ数年のタクシーに対する印象の変化について 【上記1.(1)で①から④までを選んだ方にお伺いします。】

(1) タクシーのサービスについて、平成21年以前と比べ、変化を感じますか。

①大変よくなっていると思う、②よくなっていると思う、③変わらないと思う、④悪くなっていると思う、⑤大変悪くなっていると思う

(2) タクシーの台数について、平成21年以前と比べ、変化を感じますか。



①多くなっていると思う、②やや多くなっていると思う、③変わらないと思う、④やや少なくなっていると思う、⑤少なくなっていると思う

10. その他意見

(1) タクシーに対するご意見をお書き下さい。

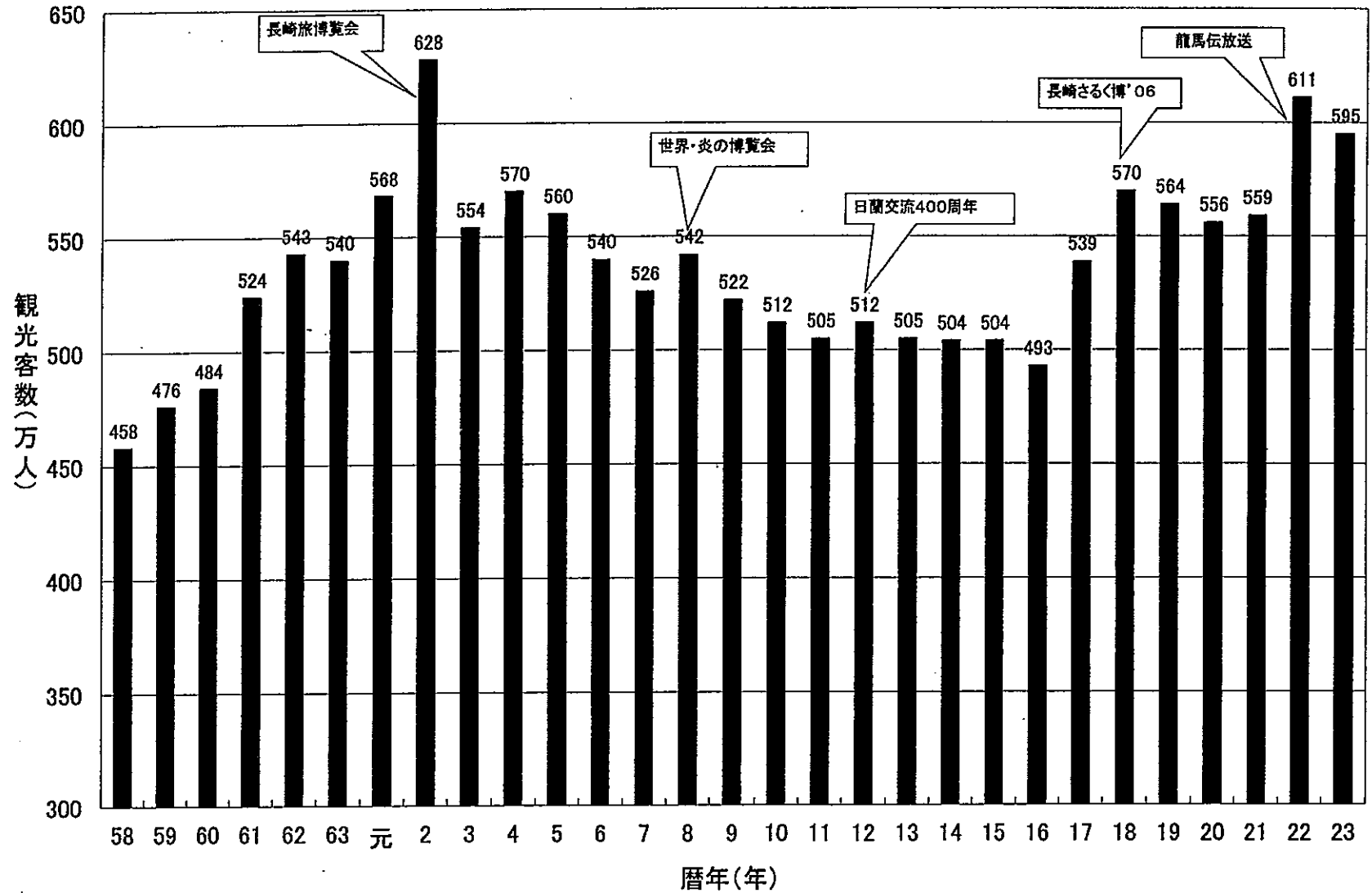
○<自由記述>



②観光立県「長崎」の地域資源を活かした  
サービスの提供



# 1 観光客数の推移



## 2 主要観光施設の入場者数

【単位：人、％】

施設名	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	前年比
グラバー園	882,810	1,015,415	969,285	△4.5
出島	375,586	404,078	395,205	△2.2
原爆資料館	663,277	693,391	654,835	△5.6
計	1,921,673	2,112,884	2,019,325	△4.4

※ 入場者数には無料入場者も含む

## 3 主要イベントの集客数及び経済波及効果

### (1) 集客数

【単位：人、％】

イベント名	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	前年比
長崎ランタンフェスティバル	800,000	900,000	850,000	△5.6
海フェスタながさき《長崎市分》	-	(840,000)	-	-
長崎帆船まつり	153,000	148,000	46,000	△68.9
計	953,000	1,048,000	896,000	△14.5

※ 経年の推移をみるため、海フェスタながさきに関する部分は合計に含めない。

※ 海フェスタながさき全体（五島市、新上五島町を含む）の集客数は、約930,000人

※ 平成 24 年の長崎ランタンフェスティバルの集客数 770,000人（前年比 △9.4％）

### (2) 経済波及効果

【単位：百万円、％】

イベント名	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	前年比
長崎ランタンフェスティバル	7,400	8,600	7,600	△11.6
海フェスタながさき《長崎市分》	-	(3,039)	-	-
長崎帆船まつり	580	590	210	△64.4
計	7,980	9,190	7,810	△15.0

※ 経年の推移をみるため、海フェスタながさきに関する部分は合計に含めない。

※ 海フェスタながさき全体（五島市、新上五島町を含む）の経済効果は3,455百万円

#### 4 宿泊施設の状況

(1) 種別による部屋数及び収容人員 (平成23年4月1日現在)

【単位：軒、室、人】

種別	施設数	室数				収容人員			
		和室	洋室	和洋室	計	和室	洋室	和洋室	計
ホテル	36	328	3,053	148	3,529	1,647	5,509	695	7,851
旅館	47	528	72	44	644	1,825	159	229	2,213
ビジネスホテル	23	53	1,654	0	1,707	151	2,048	0	2,199
民宿	33	226	25	1	252	576	41	8	625
ペンション	1	0	8	0	8	0	16	0	16
ユースホステル	2	2	6	0	8	6	29	0	35
公営宿泊施設	15	93	221	17	331	530	1,023	109	1,662
計	157	1,230	5,039	210	6,479	4,735	8,825	1,041	14,601

(2) 種別・規模別の宿泊施設数 (平成23年4月1日現在)

【単位：軒】

種別	050人未満	050人以上	100人以上	200人以上	300人以上	400人以上	500人以上	計
		100人未満	200人未満	300人未満	400人未満	500人未満		
ホテル	3	7	11	6	3	3	3	36
旅館	36	6	4	0	1	0	0	47
ビジネスホテル	7	8	5	3	0	0	0	23
民宿	31	1	1	0	0	0	0	33
ペンション	1	0	0	0	0	0	0	1
ユースホステル	2	0	0	0	0	0	0	2
公営宿泊施設	6	5	3	0	0	0	1	15
計	86	27	24	9	4	3	4	157

# 旅行業法施行規則の一部改正について

## 観光を取り巻く環境の変化

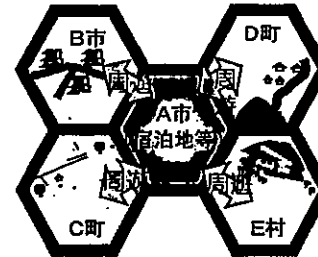
背景

地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応の観点から、地域独自の魅力を活かした地域密着型の旅行への期待の高まり。

(※)「着地型旅行」とは、旅行者を受け入れる地域(着地)側が、地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを旅行者へ提供する旅行形態。

施策の方向性

いわゆる「着地型旅行」(※)の商品提供のための取組が必要。



島のガイドツアー



ブランド芋の大収穫祭

## 改正内容

### 1. 地域限定旅行業の創設

旅行業の類型	募集型企画旅行 (パッケージツアー)		無注型 企画旅行 (修学旅行等)	手配旅行 (チケット手配等)
	(海外)	(国内)		
第1種	○	○	○	○
第2種	×	○	○	○
第3種	×	△ (隣接市町村等)	○	○
地域限定	×	△ (隣接市町村等)	△ (隣接市町村等)	△ (隣接市町村等)

国内の隣接区域に限定

### 2. 事前收受金20%制限の撤廃

○ 第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施する場合の事前收受金の制限(旅行代金の20%相当額以下)を撤廃し、募集型企画旅行をより取り扱いやすくする。

営業保証金	基準資産
7,000万	3,000万
1,100万	700万
300万	300万
100万	100万

区域限定に伴う引き下げ

付25,4 ㊦



HOME > モデルコース > 1000万ドル夜景ツアー

モデルコース

MODEL COURSE

長崎エリア 旅のテーマ: 夜景スポットをめぐる

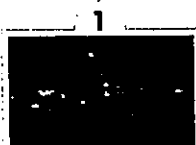
# 世界新三大夜景認定！ 1000万ドル夜景ツアー

稲佐山・鍋冠山・風頭山ほか

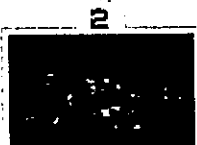
スポット紹介  
主な移動方法  
車

世界新三大夜景に認定された長崎の夜景を巡るツアー。

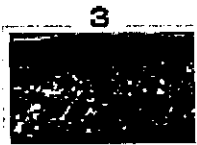
“鶴の港”と称される長崎港を中心に山々が取り囲むすり鉢状の地形により、稲佐山・鍋冠山・風頭山・グラバー園などの夜景スポットが点在し、訪れた方をそれぞれの景観で楽しませてくれます。



稲佐山



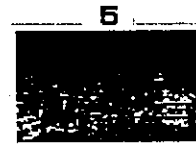
鍋冠山



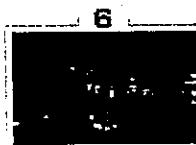
風頭山



グラバー  
スカイロード



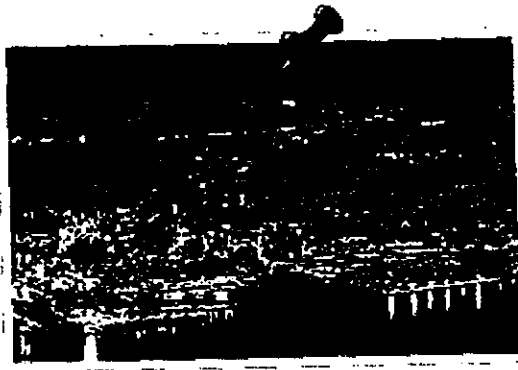
グラバー園



長崎県美術館

## 長崎の町を見守るランドマーク 【稲佐山】

長崎のランドマーク的存在の333mの稲佐山。頂上の展望台からの夜景のみならず、ロープウェイからの空中眺望も楽しめます。



## 2 稲佐山の正面から長崎の遠くを 情を 鍋冠山

標高169m。稲佐山の正面にあたり、長崎港や稲佐山、南山手のグラバー園や東山手の洋館群まで一望できます。



## 3 市民に親しまれるハタ揚げの名 所 風頭山

長崎駅より東方3kmに位置する、標高151.9mの風頭山。長崎の入り組んだ複雑な地形がわかる眺めです。



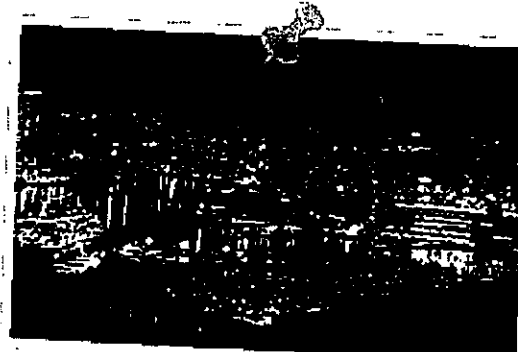
## 4 エレベーターで楽々行ける夜景 スポット グラバースカイロート

夜景は見たいけど鍋冠山まで行くのはちょっと...という人に。見晴らしの良い展望ポイントまで、斜行エレベーターで行けます。



## 5 ロマンチックな空間での夜景 グラバー園


長崎港を望む小高い丘に、旧グラバー住宅を含む9棟の洋館が建つグラバー園。山頂からと違った夜景を楽しめます。



## 6 夜にだけ見られるもう一つの美 術品 長崎見美術館



美術館の屋上庭園からは、長崎の街の美しい夜景をも、ひとつの美術品として観覧できます。屋上庭園は入場無料(20時まで)。

 [モデルコース  
マップはこちら](#)

[ページトップへ](#)

---

[観光行政情報](#) [プライバシーポリシー](#) [推奨環境](#) [サイトマップ](#) [関連リンク集](#) [問合せ](#) [リンクバナーについて](#)  
[広告掲載について](#)

表示: [PC版](#) | [スマートフォン版](#)

© (社)長崎県観光連盟 長崎県企画振興部文化観光物産局観光振興課 All Rights Reserved.

HOME > モデルコース > 長崎キリシタン紀行 長崎市編

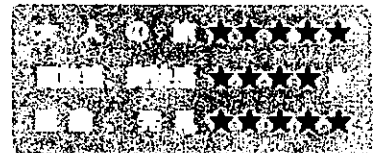
モデルコース










MODEL COURSE

長崎エリア 旅のテーマ: もろすぐ世界遺産を訪ねる



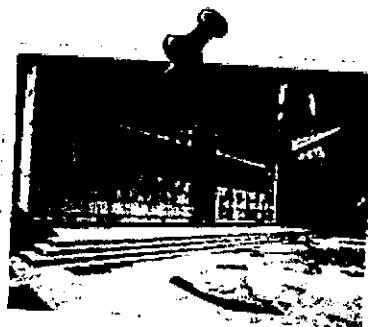
長崎市街地と北部の外海町に点在するキリスト教関連の文化遺産を訪ねる日帰りコース。東シナ海に面した外海町での海岸ドライブ、海を望む道の駅でのランチバイキングもお楽しみに。



- 1  日本二十六聖人殉教地
- 2  日本二十六聖人記念館
- 3  大浦天主堂
- 4  旧羅典神学校
- 5  道の駅夕陽が丘  
そとめ
- 6  カトリック黒崎教会
- 7  ド・ロ神父記念館
- 8  出津教会
- 9  大野教会堂

9月 秀吉による禁教令の犠牲者が眠る「日本二十六聖人殉教地」

時は慶長2年（1597）。捕らえられた26人はキリスト殉教地・ゴルゴダの丘に似ている西坂の丘を自らの処刑場所にしたとも言われています。



**9周年** フランシスコ・ザビエルの書  
山も展示 (日本二十六聖人記念館)

ザビエル渡来から明治の宗教弾圧まで、330年間に渡るキリスト教の歴史を紹介。フレスコ画の巨匠・長谷川路可の遺作『長崎への道』にも注目を。



**11周年** 現存する日本最古の木造教会  
[大浦天主堂]

正式名称は日本二十六聖殉教者聖堂。坂本龍馬が初めて長崎を訪れた元治元年（1864）に建造。当時は「フランス寺」とも呼ばれたとか。



**10周年** 大浦天主堂に隣接する司祭  
育成学校 (旧福音神学校)

明治8年（1875）に完成。設計は外海町で布教をしていたド・ロ神父。1階にはこの地にゆかりのあるコルベ神父資料室、キリシタン資料室もあり。



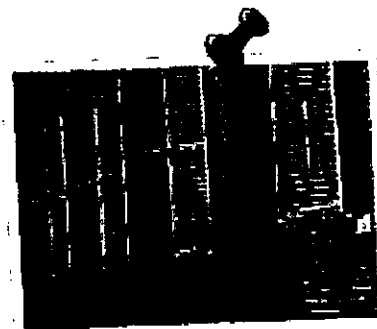
**13周年** 地元食材での和食中心のバイ  
キング [道の駅夕陽が丘そとめ]

ランチは外海町の海を見下ろす道の駅で。名物の「ドロさまそうめん」をはじめ40種類以上の料理が味わえるバイキングランチをどうぞ。



**14周年** 青い角力屋を見下ろす赤レン  
かの聖堂 (カトリック黒崎教会)

大正9年（1890）に完成し、遠藤周作の小説「沈黙」の舞台にもなったカトリック教会。時間があれば、近くの遠藤周作文学館にもどうぞ。



**15月 外海の発展に尽力した神父の軌跡 [ト・ロ神父展]**

医療器具や大工道具、マシン、ミサ用オルガンなどフランス人宣教師マルコ・マリ・ド・ロ神父の偉業を示す品々を展示。



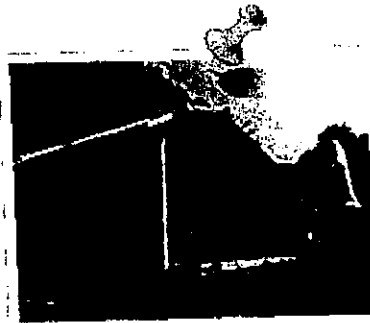
**16月 ト・ロ神父が設計、施工した教会 [出津教会]**

明治26年(1893)、ト・ロ神父が設計した外海エリア最初の教会建築。角力灘からの激しい風を想定し、造りは平屋、外壁には白漆喰を使用。



**16月 玄武岩を積み上げたト・ロの壁が特徴 [大野教会堂]**

カトリック出津教会から車で北上すること約15分。こちらもト・ロ神父設計で、明治26年(1893)に完成。外観のみの見学となります。



[ページトップへ](#)

[観光行政情報](#) [プライバシーポリシー](#) [推奨環境](#) [サイトマップ](#) [関連リンク集](#) [問合せ](#) [リンクバナーについて](#)  
[広告掲載について](#)

表示: PC版 | スマートフォン版

© (社)長崎県観光連盟 長崎県企画振興部文化観光物産局観光振興課 All Rights Reserved.

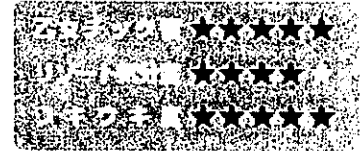
HOME > モデルコース > 女子タビ！長崎レトロ市街&伊王島リゾート

モデルコース

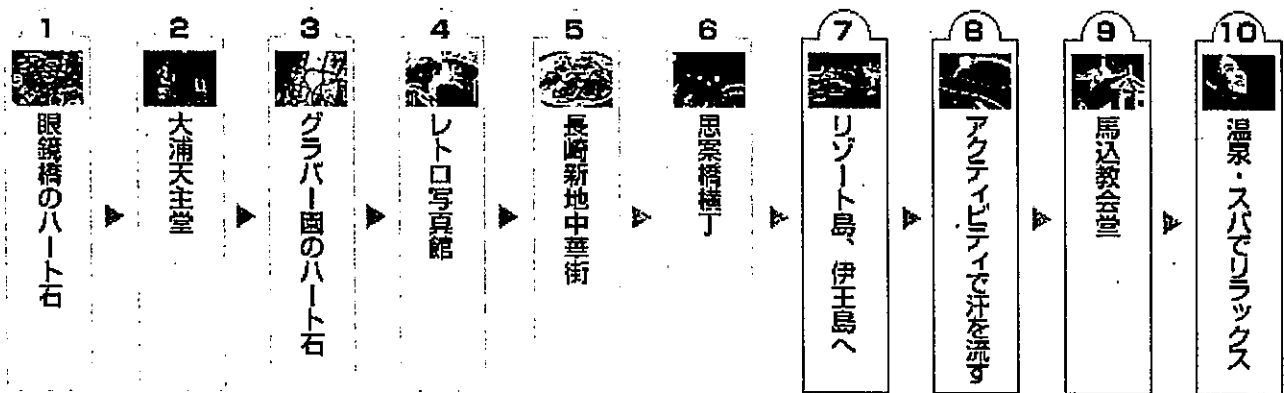
MODEL COURSE



窓のパワースポット・ハートストーンを探したり、ハイカラなドレスに着替えてレトロな記念撮影をしたり、温泉リゾートでキレイを願ったり。「女子ならではの感」を満喫できるウキウキスポットを厳選してご紹介！



<1日目 (1~6) | 2日目 (7~10)>



1日目

11時 ハートストーンを探せ！  
00分 (雨天決行)

ハートストーンを探せ！

川面に映った影が双円を描き、「メガネ」に見える眼鏡橋。中島川護岸にあるハートストーンは、愛を願うパワースポットとして人気！

名称：眼鏡橋

住所：長崎県長崎市魚の町・栄町と諏訪町・古川町の間

11月 光が透けるステンドグラス  
30分 【大浦天主堂】

ステンドグラスに日光が差し込む午前中に行くのがおすすめ。聖堂内は写真撮影禁止なので、記憶にしっかり焼き付けてきて。



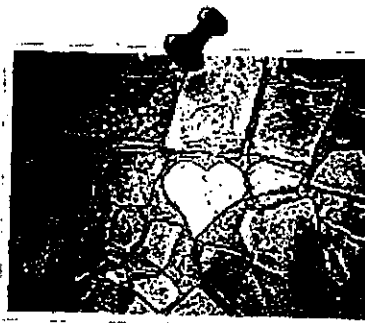
名称：大浦天主堂

住所：長崎県長崎市南山手町5-3

TEL：095-823-2628

12月 ヲワサのハートストーン伝説？  
30分 【グラバー園】

グラバー園にもハート型の敷石があり、「この石に触れて願いごとをすれば恋が叶う」というウワサ。旧グラバー住宅の庭を探してみよう！



名称：グラバー園

住所：長崎県長崎市南山手町8-1

TEL：095-822-8223

13月 レトロな衣装で写真撮影  
30分 【グラバー園】

グラバー園内の旧長崎地方裁判所長官舎で、レトロ衣装に着替えて記念撮影を。園内を散歩すれば気分は文明開化♪長崎旅行の記念にいかが？



17月 長崎来たらやっぱりちゃんぽん  
00分 【長崎新地中華街】

長崎といえばやっぱり、ちゃんぽんは外せない！皿うどんや角煮まんじゅうなど、長崎グルメ



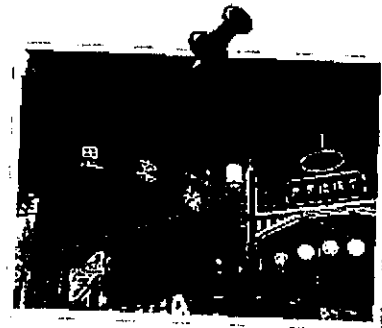
メで食い倒れのひとときを・・・。(人気の行列店も多いので、事前予約がおすすめ。)



名称：長崎新地中華街  
住所：長崎県長崎市新地町

19分 飲み屋街でのちゃんぽんもマル  
00分 [思案橋横丁]

ぶたまん、一口餃子、ちゃんぽん、皿うどん等々、さまざまなお店が軒を連ねる思案橋。どのお店で食べようか、思案するのもまた楽し。



名称：思案橋横丁  
住所：長崎県長崎市油屋町、本石灰町

[ページトップへ](#)

## 2日目

11分 楽々アクセスのリゾート島へ  
00分 [やすらぎ伊王島]

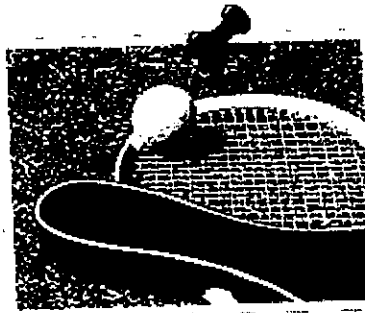
2日目は長崎市街から楽々アクセスのお手軽リゾートで遊んじゃおう！船なら長崎港から約20分、車なら長崎新地から約35分。近い！！



名称：やすらぎ伊王島  
住所：長崎県長崎市伊王島町1丁目3277-7  
TEL：095-898-2202

11分 テニス、サイクリング、  
00分 フィッシング、  
30分 [充実のアクティビティ]

テニスや卓球で勝負するもよし、レンタサイクルで島を一周するもよし。フィッシングから軍艦島ツアーまでアクティビティがいっぱい！



16時 有空も夕陽も映える白亜の天主堂  
00分 【馬込教会】

島のシンボルとなっている白亜の天主堂。聖ミカエル天主堂、沖ノ島天主堂、馬込教会と、3通りの呼び名があります。

名称：馬込教会堂  
住所：長崎県長崎市伊王島町2-617  
TEL：095-898-2054



18時 旅の最後はやっぱり温泉!!  
00分 【長崎温泉 やすらぎ伊王島】

眼前に海が広がる露天風呂と、ひのき風呂・炭風呂・うたせ湯など多彩なお風呂を楽しめる内湯、さらにはマッサージ、よもぎ蒸し、タイ式ハーブデント、米ぬかに埋まって美肌になれる酵素風呂などなど、女子旅の締めくりにふさわしいリラクゼーションがオンパレード!



コース内で紹介した施設の情報は、ながさき旅ネット内で詳しくみることができます。

1. 眼鏡橋
2. 大浦天主堂
3. グラバー園
4. 長崎新地中華街
5. 思案橋横丁
6. やすらぎ伊王島
7. 馬込教会堂

[ページトップへ](#)

[観光行政情報](#) [プライバシーポリシー](#) [推奨環境](#) [サイトマップ](#) [関連リンク集](#) [問合せ](#) [リンクバナーについて](#)  
[広告掲載について](#)

表示：PC版 | スマートフォン版

© (社)長崎県観光連盟 長崎県企画振興部文化観光物産局観光振興課 All Rights Reserved.

オーダーのさるく

修学旅行コース

車椅子利用コース

ガイド紹介

## 車椅子利用コース

車椅子



### 車椅子利用のお申込みについて

◆ 実施コース

懐かしの街並み ～中通り界限～  
長崎港水辺散策 ～出島ワーフ・長崎水辺の森公園～  
浜ぶらコース ～アーケードと路地裏ギザギザ歩き～  
(限定3コース いずれも約2時間)

◆ 参加費

参加者1人当たり500円(付添いの方も同様)※原則2名様から受付。

◆ 申込方法

事前申込が必要です。申込様式はこちら (PDF/Word)

(1) 所定の申込み用紙に必要事項をすべて記入し、ガイド希望日の5日前までに届くようにFAXまたは郵送してください。

※必要事項の未記入等がありますと、ガイドの手配ができない場合がございます。

(2) ガイドの派遣が決定した場合は、依頼者あてにFAXまたは郵送で回答いたします。

◆ 注意事項

ガイド1名につき車椅子利用者5名(付添いの方除く)を限度とさせていただきます。

その他、オーダーさるく申込みについての事項をご覧ください。

JR九州は、10月から運行する豪華寝台列車「ななつ星九州」で、立ち寄り沿線の文化や伝統、自然を楽しむ乗客限定の観光プランを計画している。鹿児島県の鶴元では年に一度しか公開していない茶室でお茶が味わえ、長崎市では街歩き「長崎さるく」の特別コースを用意。沿線観光でも乗客だけが体験できない豪華さを演出する。

# 乗客限定の観光プラン

博多駅発着で九州を周遊するななつ星は、停車駅周辺の観光も魅力の一つで、沿線関係者と協力してさまざまな企画を練っている。

九州北部を運行する1泊2日コース（1人15万〜22万円）では長崎市内を散策する「長崎さるく」を取り入れる。長崎国際観光コンベンション協会が協力し、乗客用に特別コースを設定して市民ガイドが案内する。

## 「ななつ星」の輝きアップへ

国宝に指定されている日本最古の木造教会大浦天主堂を裏側から見ることが出来る「祈念坂」を歩き、新たな観光スポットになりつつある教会や神社、寺院が立ち並ぶ祈りの三角ゾーンなどを訪れる。サプライズとして、「さるく」を発売した中心メンバーの田上富久・長崎市長が登場し、街を案内することもあ

### JR九州\*\*\*\*\*長崎さるく、由布院神楽、篤姫の食事

九州を一周する3泊4日コース（1人38万〜55万円）では、由布院駅（大分県由布市）に降り立つと、由布院神楽が披露され、地元の人を知る由布岳がきれいに見えるスポットなどを散策。

鹿児島市の島津家別邸「仙巖園」でも、普段は公開していないエリアや秘宝が見学でき、夕食に島津家の養女だった「篤姫」も味わったとされる島津家伝統の大名料理が振る舞われる。

JR九州は「これまでの人生で味わったことがない貴重な体験を提供したい」としている。

（黒石規之）



「ななつ星」の乗客が散策する「祈念坂」。港や大浦天主堂など教会が並ぶ風景を楽しめる 長崎市

## 人気10コースから選ぶ

人気のさるくコース10コースを紹介します。

### 長崎さるく 人気10コース

コース名をクリックすると、コースの見どころや工程がご覧いただけます。
長崎は今日も異国だった ～港がみえる坂から大浦天主堂へ～
眼鏡橋から中通りへ ～長崎レトロのふれあい歩き～
なごみの寺町散策① ～光源寺から興福寺へ～
なごみの寺町散策② ～延命寺から崇福寺へ～
龍馬が見上げた長崎の空 ～風頭から龜山社中跡へ～
長崎街道ちよい歩き ～苺茶屋から諏訪神社下まで～
松森天満宮から諏訪神社へ ～緑の静寂そぞろ歩き～
みなと長崎潮風散歩 ～出島ワープから松が枝埠頭へ～
二十六聖人の道を歩く ～浦上街道を西坂の丘へ～
アンゼラスの鐘の丘を訪ねて ～原爆落下中心地・平和公園から浦上天主堂～

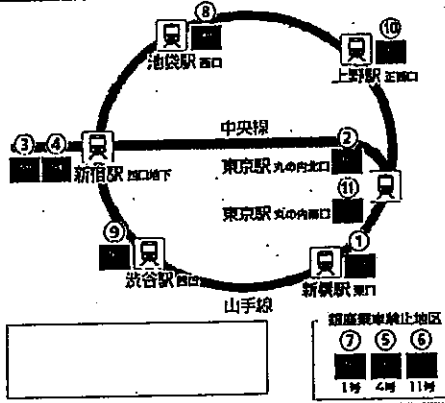
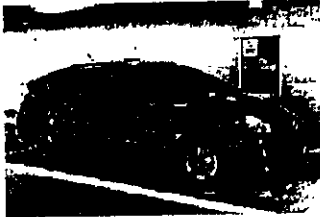
一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会 長崎さるく受付  
〒850-0862 長崎市出島町1-1 出島ワープ2階 TEL:095-811-0369 FAX:095-824-9128 E-mail:nitca-plan@triton.ocn.ne.jp

## 専用乗り場の設置

EV・HVタクシー乗り場：東京1カ所、大阪2カ所  
 優良タクシー乗り場：東京11カ所  
 プレミアムタクシー乗り場：福岡2カ所

(優良タクシー乗り場)

(プレミアムタクシー)

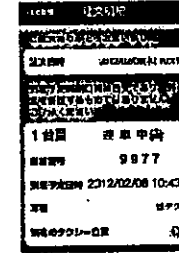


## スマートフォン配車

日本交通グループ他  
40都道府県  
全76グループ

東京無線  
協同組合

第一交通産業グループ  
8道県



等

## UDタクシーの導入促進

公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進

【UDタクシー認定制度】

より良いUDタクシーの構造を標準仕様化  
標準仕様を満足する車両を国が認定

【認定車両(日産NV200バネットタクシー)の  
導入状況】(全タク連調べ)  
平成24年3月31日現在 125社187両

【導入補助】 UD車両 1両当たり60万円

【税制優遇措置】 自動車重量税：免税(初回のみ)  
自動車取得税：取得価額から100万円控除



《UDタクシーマーク》



## 定額運賃の設定

全国の空港定額運賃  
導入事業者数

21年度 562者  
↓  
24年度 1,243者

## その他

- ・観光タクシーの運行  
(全国各地に認定制度あり)
- ・子育て支援タクシーの運行  
(全国125者が運行)
- ・ユニバーサルドライバー研修  
(バリアフリー研修)の実施  
(約950名受講)

等

# 東京観光タクシーの推進

## ■「東京観光タクシー推進協議会」を設立(H24. 6. 1)

東京には、日本国内各地から多くの観光客が訪れる。また、羽田空港再拡張・国際化による海外からのアクセスが改善されたことも相まって、諸外国からの来訪旅行者も増加している。このような状況下、東京のタクシー事業者は、観光需要に応えるべく多種多様な観光ルートを設定するなど努力をしているが、旅行客(観光客)に満足頂けるサービスを提供するには様々な課題に直面している実態がある。また、タクシー事業に関しては、タクシー適正化・活性化特措法の下、適正化とともに需要創出に向けた活性化の取り組みを相まって進めていくことが重要である。

このため、観光タクシーを制度化し組織的に取り組むこととし、東旅協が事務局となり、「東京観光タクシー推進協議会」を設立。

### 【東京観光タクシードライバー認定制度の創設】

- 高いレベルでガイドサービスができるタクシー乗務員を東旅協が「東京観光タクシードライバー」として認定。

(下記の検定、研修をすべてクリアした者を認定)

町歩き検定の決定版!  
東京シティガイド検定



+

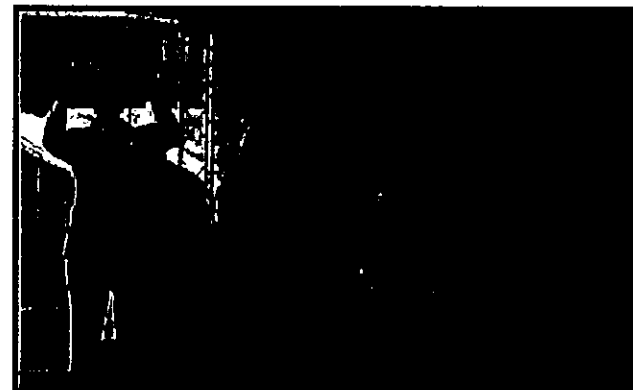
ユニバーサルドライバー研修

+

東京観光タクシードライバー  
認定研修



### 【タクシーの日イベント(東京)】



観光タクシー出発式



### 【具体的な取り組み】

- 平成24年2月及び4月に準備会を2回開催。
- 平成24年6月1日東京観光タクシー協議会を設立。
- 平成24年8月5日タクシー生誕100周年記念事業と併せ、東京観光タクシードライバー認定第1号による出発式を挙行。

# 朝市・朝ぶろ・乗合タクシー「八戸あさぐる」事業

## 概要

■ 八戸市内のホテルの宿泊客を対象に、ホテルから朝市、銭湯間を乗合タクシーにより運行し、新規需要の創出を図るもの。

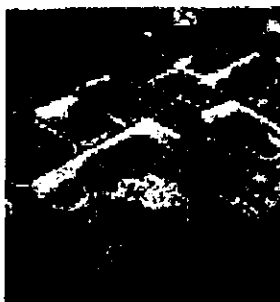
## 朝文化と夜文化の融合「八戸あさぐる」

新幹線八戸駅の開業と共にビジネスマンの宿泊が増え始めたが、「八戸の観光面での弱点は大型の温泉宿泊旅館がないこと」と言われることが多かった。しかし、市内には40軒もの銭湯があり、その半分近くが朝5～6時の早朝から営業していた。銭湯に立ち寄ってから出勤したり、早起きして「朝市」で買い物や食事をしたりする“早朝文化”は八戸市民には当たり前の光景だった。一方で、八戸には昭和の面影漂う8つの「横丁」という夜の魅力もある。こうした朝と夜に代表される二つの魅力をつなげて観光まちづくりに活かせないかという意識が芽生えた。朝と夜にスポットを当てることで宿泊需要の掘り起こしにつなげようとしたのである。こうして生まれたのが、宿泊したビジネスマンをターゲットに八戸の朝市と朝風呂をタクシーで巡るという生活体験型の滞在プログラム「八戸あさぐる」である。「八戸あさぐる」は前夜の予約で翌朝タクシーがホテルまで出迎え、早朝銭湯、朝市での朝食といった早朝文化など、八戸市民が日常生活で楽しんでいる資源を組み合わせたものである。

平成20年には観光庁の実証事業などを活用して実験を重ね、一定の利用実績と高い評価を得たことから、八戸の新しい魅力の一つとして本格的な商品化にいたっている。現在ではあさぐる目的の観光客が八戸を訪れるなど、「あさぐる」を含んだ宿泊プランも登場している。



あさぐる利用者にはお土産（オリジナルエコバッグ、フェイスタオル、指定運の「ありの石鹸」、「ありのシャンプー」）が付く



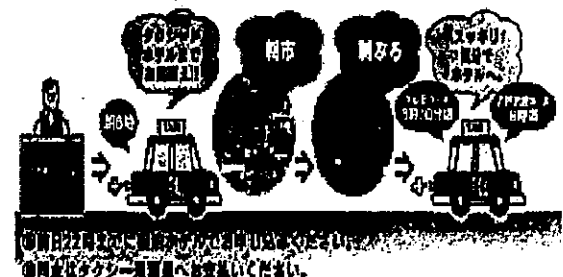
朝市では魚介類や惣菜を購入し、市場内の売店で販売されているご飯や味噌汁と合わせてオリジナルの朝ご飯を食べることができる

## 「あさぐる」ができるまで

（地域資源を観光事業に活かすまでのプロセス）

東北新幹線八戸駅開業以降、八戸の宿泊客の8割がビジネス客と言われていた。ビジネス客をターゲットに八戸の魅力を楽しんでもらうコンテンツを開発し「八戸は夜も朝も楽しい」と広めてもらおう。「あさぐる」はそうした背景からスタートした。

大型の温泉宿泊旅館はないが、早朝営業の銭湯は多い（弱点とされた温泉がない点を逆に武器に）、八戸市内には朝市が9カ所とあった「八戸の早朝文化」をビジネス客に伝えるため、ビジネスホテルと乗合タクシーを活用した商品が開発された。



### 【参考】

- ・青森県は早寝早起き県日本一（青森県「平成18年社会生活基本調査（総務省）」より）
- ・青森県は公衆浴場数日本一（人口10万人あたり）（青森県25.1軒（2位 鹿児島県---18.9軒））

（八戸あさぐる誕生までの流れ）

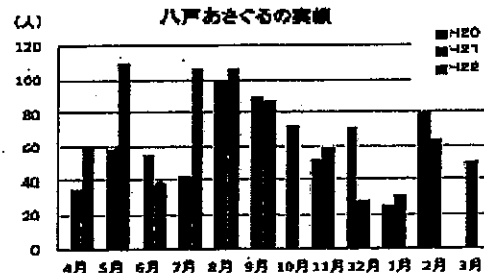
平成20年 (2008年) 9月	八戸せんべい汁研究所の木村氏より朝市と早朝銭湯を立ち寄り先とする乗合バスの相談 バス運行から乗合タクシー案に変更した事業を検討 観光産業イノベーション促進事業に申請
10月	乗合タクシーの許可確認(東北運輸局) 市内ビジネスホテルの参加の呼びかけ
11月	八戸あさぐる実証実験スタート

主導した社団法人八戸観光コンベンション協会では日頃から木村氏をはじめとする地域のキーパーソンと密なコミュニケーションを取っており、企画から実証実験まで2ヶ月という短期達成が可能であった

（統計データ）

## 数字でみる「八戸あさぐる」

平成20年11月からスタートした「あさぐる」は平成20年度の実証実験期間中にはべ228人、通年で実施された平成21度に延べ660人が参加している。





### ③少子高齢化の進展を踏まえたサービスの提供



# 長崎市統計データ

<p><b>今月のうごき</b>                  平成22年国勢調査に基づく長崎市の推計人口                  (平成25年3月1日現在)</p> <p>人口 <b>437,883人</b></p> <p>男 201,009人                  女 236,874人</p> <p>世帯数 189,504世帯                  (平成25年2月中)</p> <p>出生 217人                  死亡 445人                  転入 694人                  転出 806人</p>	<p>平成25年1月の数</p> <p>グラバー園入場者数 49,195人                  長崎原爆資料館 27,475人                  火災発生件数 15件                  交通事故件数 192件</p> <p>※推計人口について                  ・国勢調査時の人口に毎月の出生、死亡、転入、転出を増減しています。                  ・外国人を含みます。                  ・住民基本台帳上人口・世帯数とは異なります。</p>
---	---



統計データの携帯電話用ホームページを開設しました。  
 携帯電話のアプリケーションを利用し、左記のQRコードを読みとることで簡単にアクセスすることができます。  
 URL: <http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/i/co/?id=241>



平成25年10月1日現在で実施される「平成25年住宅・土地統計調査」の準備事務として、「平成25年住宅・土地統計調査単位区設定」が実施されます。  
 1月下旬から2月上旬にかけて統計調査指導員が、住戸数等の状況を確認するため対象地域を巡回しますので、ご理解とご協力をお願いします。  
[平成25年住宅・土地統計調査の準備事務実施のお知らせ](#)  
[総務省統計局のホームページはこちら](#)

**平成24年  
工業統計調査**  
 平成24年12月31日

平成24年12月31日現在で、製造業を営む事業所を対象に工業統計調査を実施します。  
 12月下旬から調査員が事業所を訪問しますので、ご協力をお願いします。  
[経済産業省のホームページはこちら](#)

平成22年国勢調査の人口等基本集計(確定値)が公表されました。  
 長崎市の人口及び世帯数は次のとおりです。<平成23年10月26日公表>



人口	443,766人	5873人減
男	203,574人	長崎市のその他の 統計表はこちら
女	240,192人	
世帯	187,685世帯	

『総務省統計局のホームページへ』  
 『長崎県統計課のホームページへ』

## 平成22年国勢調査人口等基本集計結果 (長崎県分) の公表について《確定値》

平成22年国勢調査人口等基本集計結果が10月26日総務省より公表されました。その中から、本県に係る集計結果を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

### 記

#### 《本県の特徴》

- 本県の平成22年10月1日現在の人口は1,426,779人。前回調査の平成17年と比較して51,853人(3.5%)減少した。人口を都道府県別に比較すると、本県は多い方から全国で27番目。九州沖縄では福岡県、熊本県、鹿児島県に次いで4番目。
- 本県の65歳以上人口(老年人口)の割合は、全国平均の23.0%を3.0%上回り、26.0%となった。老年人口割合を都道府県別に比較すると、本県は高い方から全国で16番目。九州沖縄では大分県、鹿児島県に次いで3番目。
- 本県の15歳未満人口(年少人口)の割合は、全国平均の13.2%を0.4%上回り、13.6%となった。年少人口割合を都道府県別に比較すると、本県は高い方から全国で19番目。九州沖縄では沖縄県、佐賀県、宮崎県、熊本県、鹿児島県に次いで6番目。
- 本県の平成22年10月1日現在の総世帯数は558,660世帯。前回調査の平成17年と比較して5,040世帯(0.9%)増加した。そのうち一般世帯数は556,895世帯。前回調査の平成17年と比較して5,365世帯(1.0%)増加した。一般世帯の1世帯あたり人員は2.47人。1世帯あたり人員を都道府県別に見ると、本県は多いほうから全国で32番目。九州沖縄では佐賀県、沖縄県、熊本県に次いで4番目。

#### 《年少人口の割合(高い順)》

	全 国	13.2%
1位	沖縄県	17.8%
2位	滋賀県	15.1%
3位	佐賀県	14.6%
	：	
18位	兵庫県	13.7%
19位	長崎県	13.6%
20位	福岡県	13.6%
21位	栃木県	13.6%

#### 《老年人口の割合(高い順)》

	全 国	23.0%
1位	秋田県	29.6%
2位	島根県	29.1%
3位	高知県	28.8%
	：	
15位	富山県	26.2%
16位	長崎県	26.0%
17位	香川県	25.8%
18位	青森県	25.8%

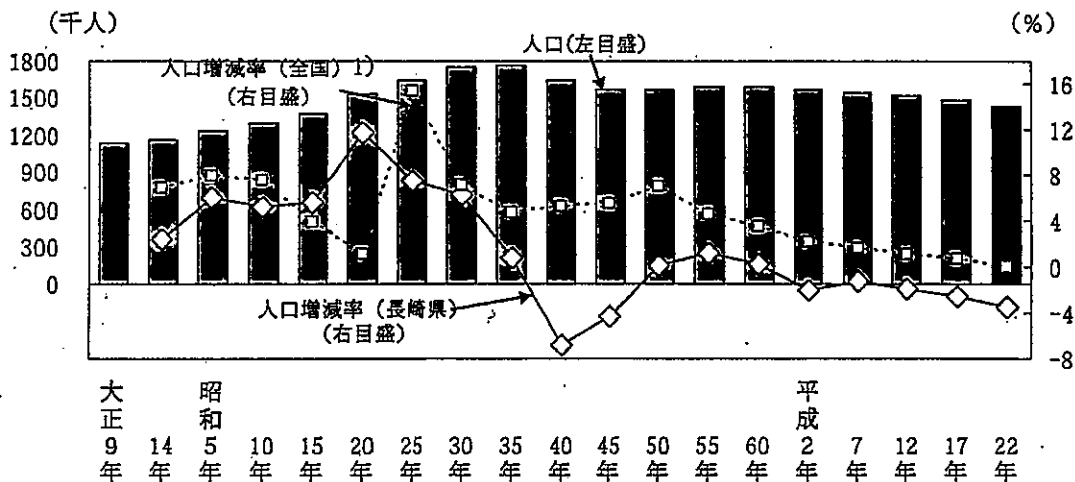
1 人口総数及び男女別人口 (図1・表1, 5参照)

- 本県の確定した人口は1,426,779人(平成22年10月1日現在)。
- 男女別人口は女性が男性より94,981人多い。

平成22年10月1日現在の本県の人口は1,426,779人で、平成17年と比較して3.5%(51,853人)減少した。大正9年の国勢調査開始以来、昭和40年の6.8%(119,176人)、昭和45年の4.3%(71,000人)に次ぐ人口減少率となった。人口が5万人以上減少するのは昭和45年以来40年振り。本県人口を男女別に見ると、男性が665,899人(本県人口の46.7%)、女性が760,880人(同53.3%)となり、女性の人口が男性を94,981人上回った。

県内に住む外国人の人口は6,498人で、平成17年の5,675人から823人(14.5%)増加した。国籍別では中国の3,200人が最も多く、次いで韓国・朝鮮の1,045人、フィリピンの522人、アメリカの428人となっている。

図1 本県人口と人口増減率の推移(大正9年~平成22年)



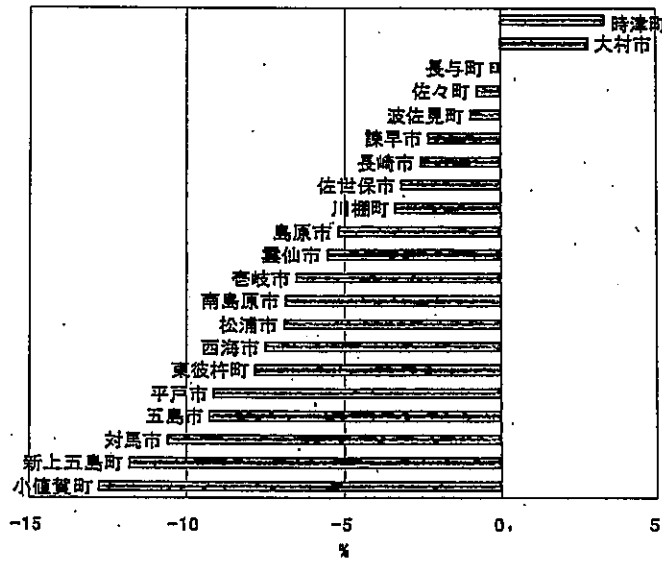
(注) 昭和20年は人口調査結果による。  
1) 昭和20年及び25年の人口増減率は沖縄県を除いて算出。

2 市町別人口 (図2・表1参照)

- 人口が増加したのは大村市と時津町の1市1町のみ。
- 人口減少率は離島地域で高い傾向にある。

本県の人口を市町別に見ると、長崎市が443,766人と最も多く、次いで佐世保市の261,101人、諫早市の140,752人、大村市の90,517人、南島原市の50,363人となっている。平成17年と比較すると、大村市が2,477人、時津町が983人増加しており、それ以外の19市町において人口が減少している。減少数が最も大きいのは長崎市の41,340人、次いで佐世保市の8,473人、五島市の4,143人、対馬市の4,074人、南島原市の3,682人となっている。増減率で見ると、小値賀町が△12.8%と最も減少率が大きく、次いで新上五島町の△11.8%、対馬市の△10.6%、五島市の△9.3%、平戸市の△9.1%となっている。

図2 本県の市町別人口増減率（平成17年との比較）



3 年齢別人口（図3・表2、3参照）

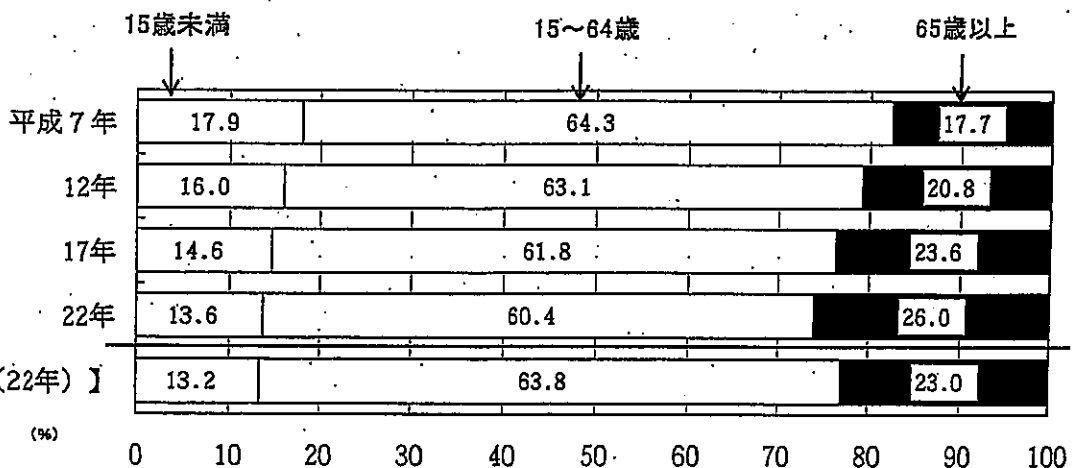
- ~~65歳以上人口（老年人口）の割合は26.0%となり、平成17年の23.6%から2.4ポイント増加した。~~
- ~~11市5町において老年人口割合が25%以上となった。~~

本県の人口を年齢別に見ると、65歳以上人口（老年人口）の割合が26.0%となり、大正9年の国勢調査開始以来初めて25%を超えた。

市町別に見ると、老年人口の割合が県内で最も高いのは小値賀町の43.4%であり、次いで新上五島町の33.4%、五島市の33.4%、平戸市の33.2%、東彼杵町の30.5%となっている。県内の市町のうち老年人口割合が25%未満であったのは諫早市、大村市、長与町、時津町、佐々町の5市町であり、その他の16市町においては老年人口割合が25%以上となった。

15歳未満人口（年少人口）の割合が県内で最も高いのは、時津町の17.1%であり、次いで大村市の16.9%、長与町の16.7%、佐々町の16.6%、川棚町の15.0%となっている。また、年少人口割合が最も低いのは、小値賀町の8.1%、次いで東彼杵町の11.5%、五島市の11.8%、西海市の11.9%、新上五島町の12.4%となっている。

図3 本県の年齢3区分別人口の割合の推移



4 世帯の状況 (図4・表7, 8, 9参照)

- 総世帯数は558,660世帯であり、平成17年から5,040世帯(0.9%)増加した。
- 一般世帯数は556,895世帯であり、平成17年から5,365世帯(1.0%)増加した。
- 一般世帯の1世帯あたり人員は2.47人。平成17年から0.12人減少。
- 世帯人員別で見ると、2人世帯の割合が30.0%と最も多い。

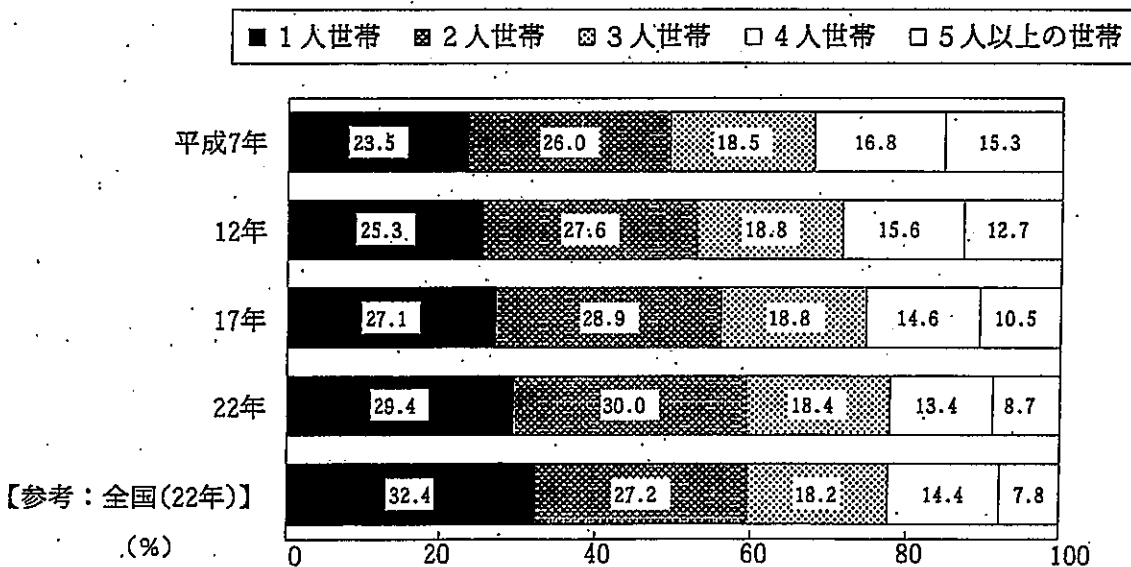
本県の総世帯数は558,660世帯で、平成17年に比べて5,040世帯(0.9%)増加した。そのうち一般世帯数は556,895世帯で、平成17年に比べて5,365世帯(1.0%)増加した。一般世帯1世帯あたり人員は2.47人で、平成17年の2.59人と比べて0.12人減少した。

一般世帯のうち、世帯数が最も多いのは2人世帯の167,321世帯(一般世帯のうち30.0%)であり、次いで1人世帯の163,899世帯(同29.4%)。これらの世帯で一般世帯数の半数以上(同59.5%)を占めている。

一般世帯の世帯人数別の増減をみると、1人世帯が平成17年と比べて2.3ポイント、2人世帯が同じく1.1ポイントと増加しているのに対し、3人世帯～9人世帯は減少している。

次に、一般世帯を家族類型別にみると、単独世帯が最も多く、163,899世帯(一般世帯のうち29.4%)となっている。次いで、夫婦と子供から成る世帯の145,837世帯(同26.2%)、夫婦のみの世帯の120,545世帯(同21.6%)となっている。

図4 本県の世帯人員別世帯の割合の推移



- 65歳以上1人暮らし人口は63,245人であり、平成17年から11.2%増加した。
- 65歳以上人口に占める1人暮らしの割合は17.1%であり、平成17年から0.8ポイント上昇した。

65歳以上人口のうち1人暮らしの人口は63,245人であり、平成17年と比べて

# 長崎市年齢別推計人口

※国勢調査の確定値

※平成22年国勢調査の確定値を基に推計。

※平成22年国勢調査の確定値を基に推計。

(平成22年10月1日現在)

(平成23年10月1日現在)

(平成24年10月1日現在)

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
0-4	14,766	7,574	7,192	0-4	14,199	7,321	6,878	0-4	13,916	7,141	6,775
0	16,724	8,518	8,206	0	16,638	8,515	8,123	0	16,688	8,498	8,190
1	3,213	1,659	1,554	1	3,227	1,719	1,508	1	3,378	1,721	1,657
2	3,331	1,661	1,670	2	3,220	1,655	1,565	2	3,339	1,742	1,597
3	3,346	1,684	1,662	3	3,362	1,680	1,682	3	3,230	1,684	1,546
4	3,413	1,765	1,648	4	3,346	1,677	1,669	4	3,378	1,679	1,699
5-9	18,227	9,155	9,072	5-9	17,878	8,958	8,922	5-9	17,487	8,819	8,668
5	3,415	1,652	1,763	5	3,431	1,753	1,678	5	3,408	1,774	1,634
6	3,534	1,767	1,767	6	3,432	1,649	1,783	6	3,431	1,785	1,646
7	3,698	1,873	1,825	7	3,583	1,789	1,794	7	3,442	1,654	1,788
8	3,751	1,898	1,853	8	3,707	1,882	1,825	8	3,512	1,748	1,764
9	3,829	1,965	1,864	9	3,775	1,903	1,872	9	3,694	1,878	1,816
10-14	20,366	10,366	10,000	10-14	20,028	10,220	9,798	10-14	19,680	10,101	9,579
10	3,894	2,053	1,841	10	3,824	1,978	1,845	10	3,764	1,886	1,878
11	3,953	2,029	1,924	11	3,981	2,058	1,923	11	3,808	1,982	1,826
12	4,134	2,125	2,008	12	3,961	2,030	1,931	12	4,001	2,070	1,931
13	4,129	2,096	2,027	13	4,143	2,121	2,022	13	3,972	2,045	1,927
14	4,162	2,062	2,100	14	4,119	2,102	2,017	14	4,135	2,118	2,017
15-19	22,362	11,235	11,127	15-19	21,800	10,925	10,875	15-19	21,274	10,655	10,619
15	4,421	2,271	2,150	15	4,159	2,057	2,102	15	4,112	2,096	2,016
16	4,521	2,306	2,215	16	4,397	2,253	2,144	16	4,169	2,080	2,109
17	4,538	2,313	2,225	17	4,538	2,308	2,228	17	4,415	2,267	2,148
18	4,544	2,266	2,278	18	4,361	2,189	2,172	18	4,394	2,208	2,186
19	4,338	2,078	2,259	19	4,347	2,118	2,229	19	4,184	2,024	2,160
20-24	22,582	10,653	11,929	20-24	22,081	10,450	11,631	20-24	21,518	10,353	11,165
20	4,455	2,120	2,335	20	4,304	2,041	2,263	20	4,363	2,114	2,249
21	4,602	2,130	2,472	21	4,469	2,136	2,333	21	4,251	2,021	2,230
22	4,479	2,094	2,385	22	4,490	2,083	2,407	22	4,402	2,148	2,254
23	4,539	2,154	2,385	23	4,344	2,046	2,298	23	4,376	2,082	2,294
24	4,506	2,155	2,351	24	4,474	2,144	2,330	24	4,226	1,988	2,238
25-29	22,128	10,473	11,655	25-29	21,925	10,371	11,554	25-29	21,741	10,350	11,391
25	4,827	2,034	2,293	25	4,464	2,117	2,347	25	4,342	2,068	2,274
26	4,477	2,143	2,334	26	4,225	1,981	2,244	26	4,438	2,130	2,308
27	4,468	2,096	2,372	27	4,390	2,093	2,297	27	4,219	1,984	2,248
28	4,485	2,147	2,338	28	4,411	2,060	2,351	28	4,344	2,103	2,241
29	4,369	2,053	2,316	29	4,435	2,120	2,315	29	4,404	2,085	2,319
30-34	24,050	11,439	12,611	30-34	23,109	10,948	12,161	30-34	22,592	10,686	11,906
30	4,529	2,145	2,384	30	4,335	2,044	2,291	30	4,388	2,088	2,300
31	4,680	2,160	2,520	31	4,496	2,126	2,370	31	4,305	2,065	2,240
32	4,718	2,216	2,502	32	4,666	2,178	2,488	32	4,509	2,132	2,377
33	4,895	2,400	2,495	33	4,691	2,215	2,476	33	4,675	2,185	2,490
34	5,228	2,518	2,710	34	4,921	2,385	2,536	34	4,715	2,238	2,479
35-39	28,878	13,670	15,208	35-39	28,481	13,535	14,946	35-39	27,480	13,067	14,413
35	5,509	2,663	2,846	35	5,241	2,513	2,728	35	4,891	2,357	2,534
36	5,809	2,730	3,179	36	5,538	2,878	2,858	36	5,247	2,501	2,746
37	5,900	2,795	3,105	37	5,886	2,718	3,168	37	5,524	2,684	2,840
38	5,901	2,827	3,074	38	5,903	2,803	3,100	38	5,913	2,740	3,173
39	5,859	2,655	3,004	39	5,915	2,823	3,092	39	5,905	2,785	3,120
40-44	26,602	12,342	14,260	40-44	27,524	12,843	14,681	40-44	28,018	13,175	14,843
40	5,419	2,519	2,900	40	5,672	2,678	2,986	40	5,917	2,817	3,100
41	5,574	2,612	2,962	41	5,388	2,607	2,881	41	5,687	2,701	2,986
42	5,428	2,526	2,902	42	5,608	2,622	2,986	42	5,404	2,512	2,892
43	5,470	2,532	2,938	43	5,409	2,521	2,888	43	5,590	2,610	2,980
44	4,711	2,153	2,558	44	5,447	2,517	2,930	44	5,420	2,535	2,885
45-49	27,803	12,855	14,948	45-49	28,633	12,391	14,242	45-49	28,645	12,385	14,260
45	5,627	2,597	3,030	45	4,702	2,168	2,546	45	5,420	2,502	2,918
46	5,334	2,496	2,838	46	5,817	2,575	3,042	46	4,685	2,152	2,533
47	5,630	2,844	2,888	47	5,309	2,486	2,823	47	5,622	2,580	3,042
48	5,432	2,584	2,888	48	5,601	2,627	2,974	48	5,322	2,504	2,818
49	5,580	2,654	3,026	49	5,404	2,547	2,857	49	5,596	2,827	2,969
50-54	29,556	13,972	15,584	50-54	28,918	13,538	15,381	50-54	28,740	13,407	15,333
50	5,872	2,732	3,140	50	5,589	2,562	3,027	50	5,388	2,535	2,851
51	6,040	2,904	3,136	51	5,851	2,712	3,139	51	5,570	2,554	3,018
52	6,017	2,779	3,238	52	6,013	2,881	3,132	52	5,825	2,700	3,125
53	5,497	2,627	2,870	53	5,892	2,787	3,225	53	5,899	2,876	3,123
54	6,130	2,930	3,200	54	5,474	2,618	2,856	54	5,980	2,742	3,218
55-59	35,082	16,716	18,366	55-59	33,178	15,768	17,412	55-59	31,165	14,773	16,392
55	8,224	2,933	3,281	55	6,108	2,918	3,182	55	5,440	2,598	2,842
56	8,657	3,150	3,507	56	6,199	2,920	3,279	56	6,100	2,911	3,189
57	8,908	3,288	3,618	57	6,618	3,125	3,494	57	6,167	2,895	3,272
58	7,421	3,577	3,844	58	6,877	3,264	3,613	58	6,602	3,111	3,491
59	7,874	3,788	4,106	59	7,376	3,541	3,834	59	6,856	3,258	3,598
60-64	38,350	17,334	19,016	60-64	39,440	18,812	20,628	60-64	39,322	18,806	20,516
60	8,089	3,906	4,183	60	7,840	3,742	4,098	60	7,340	3,518	3,822
61	8,558	4,089	4,467	61	8,000	3,853	4,147	61	7,792	3,719	4,073
62	7,889	3,780	4,109	62	8,508	4,065	4,441	62	7,955	3,823	4,132
63	7,291	3,426	3,865	63	7,824	3,744	4,080	63	8,481	4,039	4,442
64	4,525	2,133	2,392	64	7,270	3,408	3,862	64	7,774	3,707	4,067
65-69	26,987	12,073	14,924	65-69	25,530	11,597	13,933	65-69	26,874	12,415	14,459
65	4,652	2,193	2,459	65	4,492	2,107	2,385	65	7,223	3,382	3,841
66	6,649	2,576	3,073	66	4,613	2,170	2,443	66	4,442	2,077	2,365
67	5,203	2,386	2,817	67	5,592	2,539	3,053	67	4,686	2,148	2,438
68	5,748	2,472	3,274	68	5,151	2,351	2,800	68	5,527	2,498	3,029
69	6,747	2,446	3,301	69	5,682	2,430	3,252	69	5,098	2,310	2,788
70-74	25,475	10,973	14,502	70-74	25,708	10,983	14,725	70-74	26,056	11,058	15,000
70	5,265	2,290	2,975	70	5,678	2,392	3,287	70	5,608	2,385	3,223
71	4,907	2,139	2,768	71	5,198	2,246	2,952	71	5,605	2,346	3,259
72	5,106	2,170	2,938	72	4,827	2,092	2,735	72	5,126	2,201	2,925
73	5,063	2,185	2,878	73	5,042	2,125	2,917	73	4,774	2,050	2,714
74	5,134	2,189	2,945	74	4,982	2,128	2,854	74	4,943	2,064	2,879
75-79	23,448	9,423	14,025	75-79	23,850	9,652	14,188	75-79	23,610	9,677	13,933
75	5,052	2,146	2,906	75	5,039	2,133	2,906	75	4,858	2,072	2,786
76	4,798	1,957	2,841	76	4,956	2,081	2,876	76	4,942	2,068	2,874
77	4,741	1,899	2,842	77	4,680	1,872	2,788	77	4,829	2,007	2,822
78	4,710	1,834	2,876	78	4,612	1,827	2,785	78	4,525	1,797	2,728
79	4,147	1,587	2,560	79	4,583	1,749	2,834	79	4,456	1,733	2,723
80-84	17,856	6,457	11,399	80-84	17,889	6,461	11,428	80-84	18,528	6,676	11,853
80	4,060	1,504	2,556	80	4,003	1,501	2,502	80	4,447	1,672	2,775
81	3,740	1,373	2,367	81	3,894	1,425	2,469	81	3,845	1,417	2,428
82	3,506	1,271	2,235	82	3,580	1,270	2,290	82	3,701	1,323	2,378
83	3,359	1,219	2,140	83	3,316	1,172	2,144	83	3,394	1,189	2,205
84	3,181	1,080	2,101	84	3,138	1,093	2,023	84	3,141	1,074	2,06



# 身延町地域公共交通活性化協議会（山梨県身延町）

## 概要

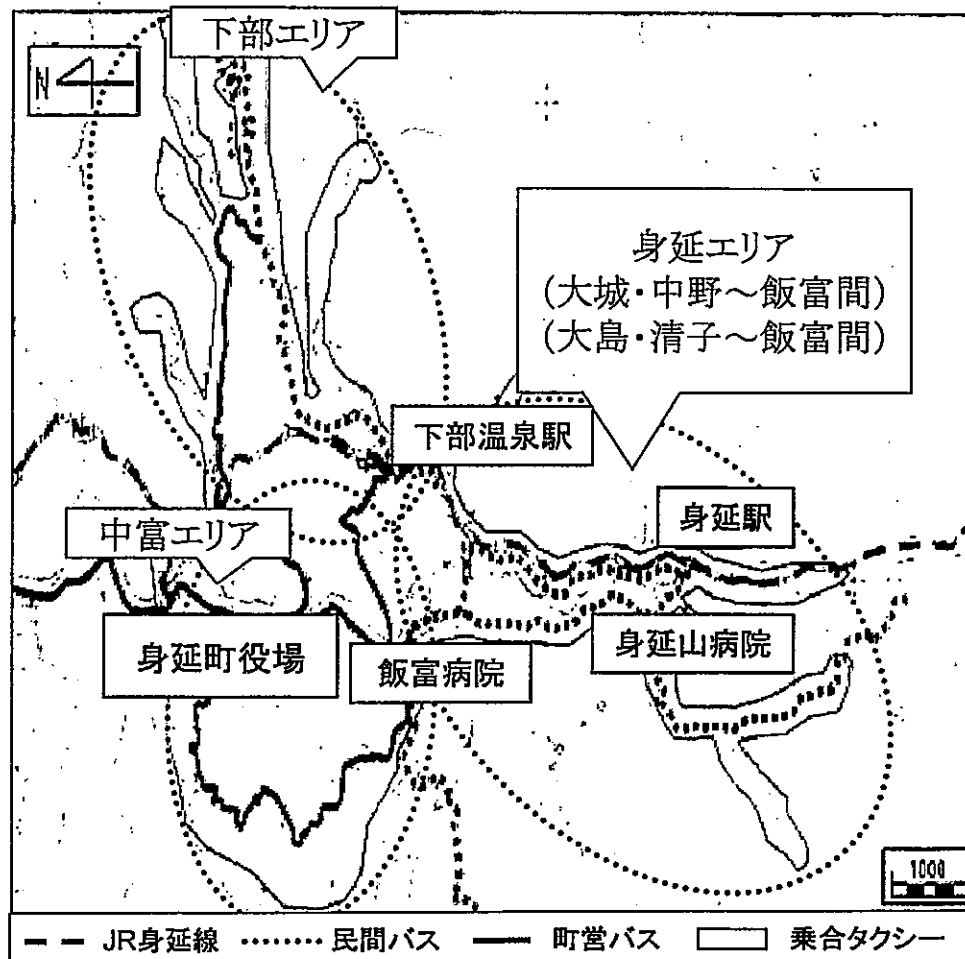
商工会と連携、デマンド型乗合タクシーで高齢者の買い物支援も実現！

身延町は、平成16年の三町合併(下部町、中富町、身延町)により誕生し、全域が過疎地域の指定を受け、高齢化率が40%弱と極めて高い地域である。

縮小傾向である民間バス路線や旧町単位で実施のコミュニティバスについて再編が検討され、地域公共交通確保維持改善事業(フィーダー系統)を活用して乗合タクシー運行事業を実施し、高齢者等の移動手段確保を図っている。

## ○身延町乗合タクシー運行事業

- 平成20年10月から平成23年6月まで実施した実証運行を踏まえ、同年7月より道路運送法第4条許可に切り替えて、地域公共交通確保維持改善事業(フィーダー系統)を活用し、下部エリア、中富エリア、身延エリア(大城・中野～飯富間、大島・清子～飯富間)の4系統を運行している。
- フィーダー路線4系統はJR身延線、バス路線と接続し、連携を図っている。
- 交通空白地域を解消するとともに、主な利用者である高齢者に適した車両を用い、通院・買物手段として地域内の生活交通を確保。
- 利用料金は大人300円/回
- 地域の商工会と連携し、買物ポイントカード(500円分)と回数券(600円分)の引き替えを行い、利用促進を図っている。
- デマンドシステムを活用して利用者への配車を行うとともに、実績データを蓄積して分析し、運行内容改善の検討に役立っている。



# まんのう町地域公共交通協議会(香川県まんのう町)

## 概要

デマンドタクシーと路線バスの共通パス券で利用促進実現！

まんのう町には鉄道(JR土讃線、琴電琴平線)、路線バス(地域間幹線:琴参バス)等の公共交通機関があり、デマンドタクシーの導入及び共通パス券の発行等により相互の連携強化を図りながら、住民のニーズに対応した効率的で利便性の高い公共交通サービスの確保を目指している。

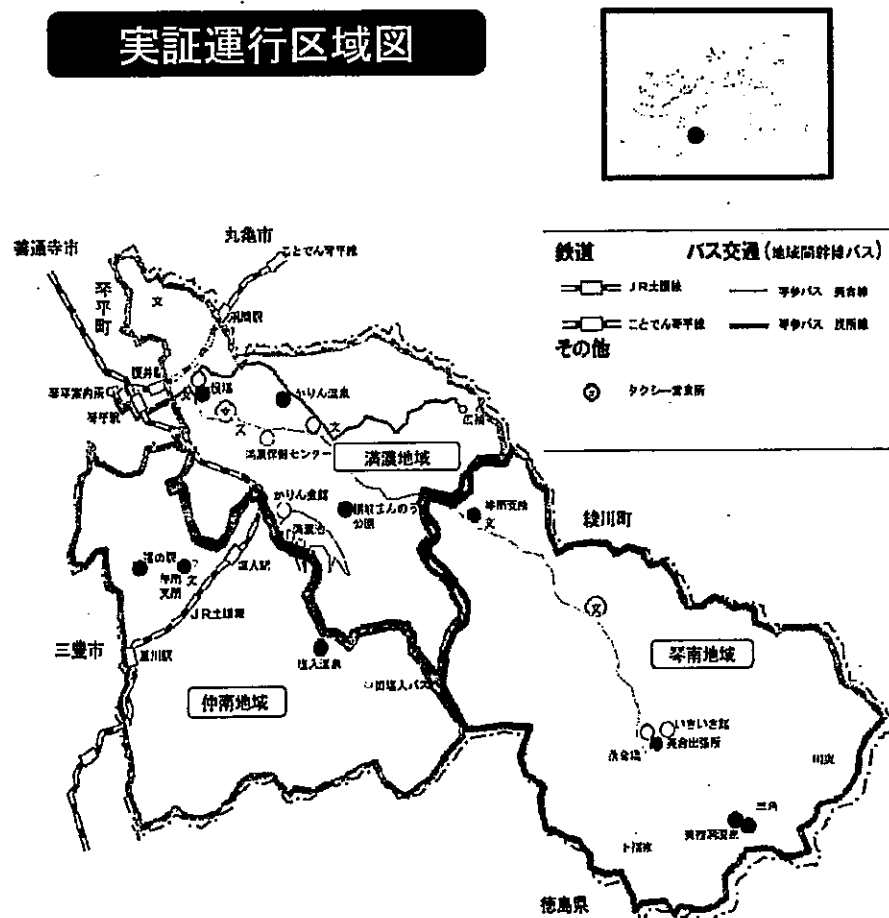
## デマンドタクシーの実証運行

- ・バス・乗合タクシー等の活性化・再生に係る事業として平成21年11月より実証運行を開始。満濃・仲南・琴南の各エリアごとにタクシー事業者1社が10人乗りのワゴンタクシーを各1台、合計18便運行。片道300円で自宅から町内の病院やスーパー、公共施設、鉄道駅等を結ぶ。
- ・登録者は平成24年4月現在、約1100名。60才以上の利用者が全体の9割を占め、通院に利用する人が利用者全体の約6割、買い物に利用する人は利用者全体の約2割。
- ・実証運行を行う中で、問題点の検証、事業の見直しを行った結果、乗継便の廃止、運行区域の変更(琴南号の満濃地区乗り入れ)等を行い、平成24年4月より町の事業として本格運行開始。


## 共通パス券の発行

- ・デマンドタクシーは10枚綴りの乗車券を販売。町商工会の協力により、町内全域での購入が可能となり、交通弱者の利便性が向上。
- ・デマンドタクシーと路線バス(琴参バス:美合線、炭所線)を自由に利用できる共通パス券(1ヶ月3000円)を販売することにより、路線バスの利用促進や公共交通利用者の運賃負担の軽減が図れた。

## 実証運行区域図



# 子育てタクシー



CASE  
**90**

## タクシーはママの味方

～「子育てひろば」から生まれたビジネスモデル～

実施主体・組織

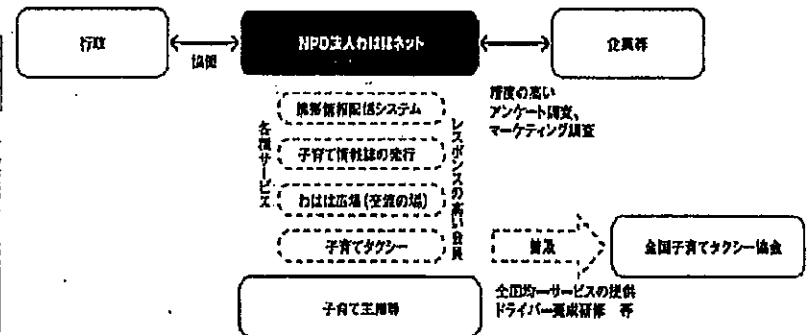
- NPO法人わははネット
- 全国子育てタクシー協会

## プロジェクト概要

NPO法人わははネットは、地域密着型の子育て情報誌を発行。登録者に必要な情報を自動配信する携帯電話システムを構築し、登録者を約4,000人まで拡大。登録者を活用した企業のアンケート調査やマーケティング調査で収益も確保。また、タクシー会社と協働し、全国子育てタクシー協会を設立し、子育てタクシードライバーを約1,000名養成するなど、企業とのWin-Winの関係を積極的に構築している。



## ビジネスモデル



## 母親の声から子育てタクシーが誕生

地域密着型の情報誌づくりや携帯電話を活用した情報サービスに取り組むNPO法人わははネットは、一方で人と触れ合う「井戸端」として、地元商店街の空き店舗を利用した親子の広場「わははひろば」を運営している。子育てタクシーは、「わはは広場」に集まった母親の何気ない会話から生まれた。「子どもとタクシーに乗ると運転手が不機嫌、「破水してタクシーに乗ったら運転手に迷惑がられた」という声をヒントに、子育てタクシーのサービスを思いついた。

しかし、子育てタクシーの企画書を手紙で、地元タクシー会社へ提案して回ったものの、ほとんど賛同を得られなかった。唯一、ワーキングマザーであったタク

シー会社社長の賛同を得られ、ドライバー5名で試験運行を開始した。

その結果、タクシー事業主の意識改革、子育てタクシー運行の情報提供、専門的なスキルを持つ運転手の養成が必要不可欠なことがわかった。そこで、全国均一のサービス提供を行うため、「全国子育てタクシー協会」を設立。延べ1,000人の子育てタクシードライバーを養成した。業界のイメージアップや活性化につながるだけでなく、母親から感謝されたドライバーからは「仕事に誇りを持つようになった」という声も上がるようになった。

子育てタクシーは、全国のタクシー業界を巻き込み、23都道府県97社まで拡大した。地域によっては、自治体の支



チャイルドシートを設置して乗客をおくろぐ子育てタクシードライバー

援も始まるなど、地域の企業や団体、行政を巻き込んだ独自のサービスが開始されている。

## POINT

- 1) 地域の企業や団体、行政を巻き込んだサービスを展開
- 2) タクシー業界全体の活性化・イメージアップに貢献
- 3) 家庭ごとのニーズに応えるべくドライバーの養成を実施

資料出典：経済産業省「ソーシャルビジネス・ケースブック」

## 災害、犯罪防止対策に取り組んでいる事業者

### 災害情報ネットワーク

地域の放送局と連携し、レポーター研修を受けた乗務員によるタクシーが防災レポート車として地域の災害発生状況を通報（平成8年7月から実施）

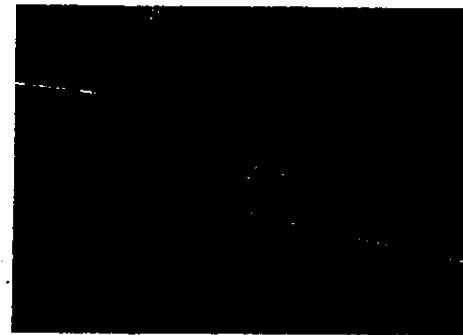


防災レポート車



### S. O. S. 防犯タクシー

児童が不審者に声をかけられたり、追いかけられた場合、通りがかりのタクシー車両に合図をすると、乗務員が無線を利用し、警察等へ連絡の上、指定の場所まで児童を輸送（平成16年度から実施）



## 長崎交通圏タクシー適正化・活性化協議会設置要綱（案）

制定 平成21年12月21日

一部改正 平成25年 3月 日

## （目的）

第1条 長崎交通圏タクシー適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、長崎交通圏における関係者の自主的な取組みを中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## （定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車をいう。
- 3 この要綱において「タクシー運転者」とは、タクシー車両の運転者をいう。
- 4 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。
- 5 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。
- 6 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## （実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② その他協議会が必要と認める協議事項

## （協議会の構成員）

第4条 協議会の構成員は、別紙協議会委員名簿のとおりとし、その任期は平成27年9月30日までとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 事務局は、長崎運輸支局輸送部門及び長崎県タクシー協会並びに長崎市タクシー協会に置く。
- 6 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 役員の選出を議決する場合

法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員の種別ごとに1個の議決権とし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 九州運輸局長が合意していること。
- ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
- ③ 設置要綱の変更合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 設置要綱の変更合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画の作成を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)の①②及び④から⑥を満たしていること。
- ② 地域計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されているタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意していること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 会長が合意していること。

② 会長以外の構成員の過半数が合意していること。

7 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。

8 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。

9 協議会は原則として公開とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

会長に事故がある場合の職務代理者として指名する者（協議会要綱 第5条第4項）

長崎市タクシー協会会長





平成25年1月25日  
自動車局国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律  
施行規則の一部を改正する省令について

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づく自動車運転代行における利用者保護等のあり方の詳細は、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第62号。以下「施行規則」という。）において定めています。

平成14年6月の法の施行以降、警察庁及び国土交通省では、20年2月に「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」をとりまとめ、これを踏まえた自動車運転代行業の損害賠償措置の拡充等の施策を講じてきましたが、その後も、運転代行業者にはタクシー類似行為（以下「白タク行為」という。）を始めとする違法行為を行っている業者が多い等の指摘が各方面よりなされてきました。

このため、警察庁及び国土交通省では、23年10月に自動車運転代行業における諸問題を把握するための実態調査を実施し、随伴用自動車（自動車運転代行業者が利用者に代わって運転する自動車の随伴に用いられる自動車をいう。以下同じ。）による白タク行為等の悪質な違法行為を根絶するための改善等に向けてこれまで以上に効果的な対策をとることが必要となっている状況を確認するとともに、昨年3月に改善等のための具体的な方策を盛り込んだ「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」を策定・公表したところです。

同健全化対策の実施の一環として、今般、施行規則の見直しを行い、以下のとおり改正しましたのでお知らせします。

## ■概要

法第17条は自動車運転代行業者に対し随伴用自動車に一定の事項の表示等を義務づけ、表示等の具体的な方法について、施行規則第7条は、随伴用自動車に事業者名等を表示（ペンキ等による表示）すること（第1項）、ただし、専ら自動車運転代行業の用に供する随伴用自動車以外の自動車を用いる場合には、事業者名や認定番号等を表示した表示板（マグネット板）の装着をもって足りること（第2項）等を定めています。

今回の改正では、表示板（マグネット板）を外した随伴用自動車による白タク行為を防止するため、随伴用自動車に自家用自動車等を用いる場合にはペンキ等による表示によらなければならないこととします（別紙のとおり）。

## ■スケジュール

公	布	平成25年1月25日（金）
施	行	平成25年3月31日（日）

## 【問い合わせ先】

国土交通省自動車局旅客課 青木 大村

Tel: 03-5253-8111（内線41-273）

Tel（直通）: 03-5253-8572

Fax: 03-5253-1636

# 自動車運転代行業の概況

参考資料

## 自動車運転代行業とは

盛り場等で飲酒し運転できなくなった者等の自動車にその者を乗せその者に代わって運転（随伴用自動車が随伴）する事業

A

飲食店等

利用者



代行業者



今回の改正により、自家用自動車等を随伴用自動車に用いる場合における表示方法を以下のとおり変更。  
 現行…マグネット板でも可  
 施行後…ペンキ等による表示のみ

① 代行業者が利用者の自動車を取りに行く

② 代行業者が利用者の自動車を運転してくる



利用者の自動車

駐車場

B



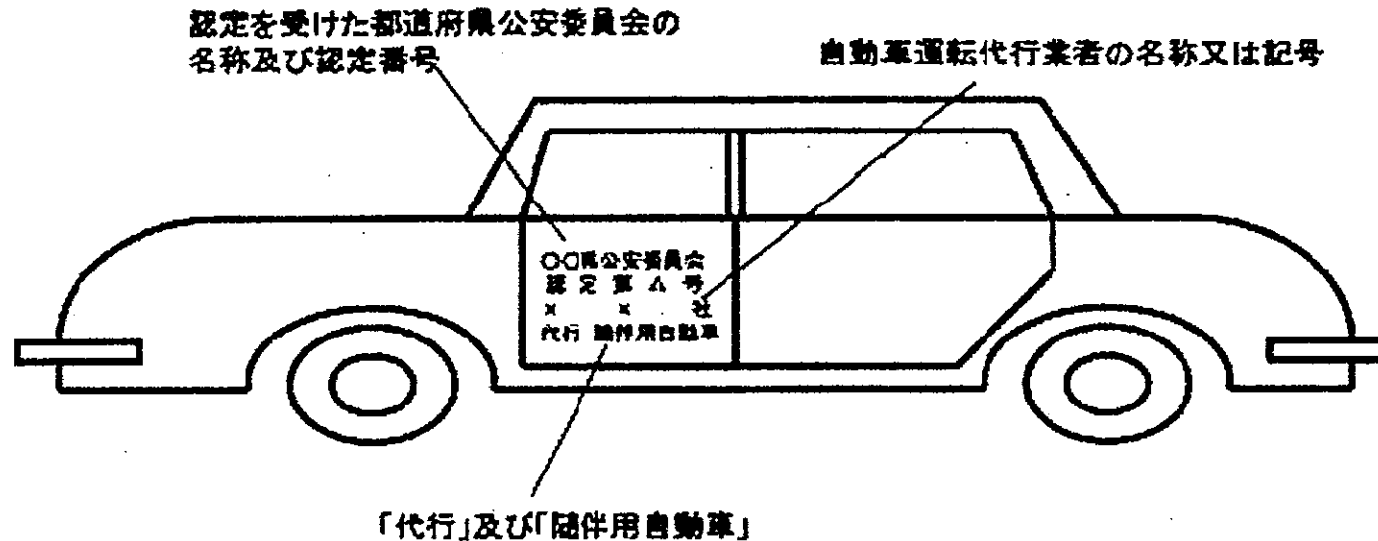
③ 代行業者が利用者の自動車に利用者を乗せて運転する



利用者自宅

C

## 別表



- 注(1) 規則第7条第1項による場合にあつては、自動車運転代行業者の名称又は記号、認定を行った都道府県公安委員会の名称及び認定番号、「代行」及び「随伴用自動車」の表示は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。
- (2) 規則第7条第2項による場合にあつては、(1)に掲げる事項の表示は、見やすく横書きした表示板によるものとし、はがれないようマグネット等により自動車の両側面に行うこと。
- (3) (1)に掲げる事項の各文字の大きさは原則として同じとし、縦横それぞれ5センチメートル程度以上を目安とする。

## ◇ 随伴用自動車の表示に関する改正概要 ◇

随伴用自動車の表示等が定められた施行規則の改正に伴い、今まで認められていた自家用使用などと併用する随伴用自動車のマグネット板での表示が認められないこととなりました。なお、法令の適用は平成25年3月31日より適用されます。

## 改正前

随伴用自動車を専用車として使用する場合 (施行規則第7条第1項の適用)	→	ペイント等による表示
自家用自動車と随伴用自動車を併用する場合 (施行規則第7条第2項の適用)	→	マグネット表示でも可
タクシー車両を随伴用自動車として使用する場合 (施行規則第7条第2項の適用)	→	認定番号及び認定年月日のみの マグネット表示

## 改正後

随伴用自動車を専用車として使用する場合 (施行規則第7条第1項の適用)	→	ペイント等による表示
自家用自動車と随伴用自動車を併用する場合 (施行規則第7条第1項の適用となる改正)	→	ペイント等による表示 (改正によりマグネット表示不可)
タクシー車両を随伴用自動車として使用する場合 (施行規則第7条第2項の適用)	→	認定番号及び認定年月日のみの マグネット表示

## ○ 表示の方法

容易に剥がせない方法(ペイントやステッカーなど)により自動車の両側面に横書きで表示します。また、文字の大きさは1辺が5センチメートル程度以上で表示して下さい。

## 表示の例

長 崎 県 公 安 委 員 会  
認 定 番 号 第 ○ ○ ○ 号  
× × 代 行 社  
代 行 随 伴 用 自 動 車

※ 表示は「自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法を定める告示」により定められた方法で表示することとなりますので、文字の大きさなどの変更は無く、マグネット表示で行っていたものをそのままペイント等の表示に移行させるものです。

※ 法令条文は、国土交通省ホームページより見る事が出来ます。

アドレス [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03\\_hh\\_000135.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000135.html)

○国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国土交通省令第六十二号)

(傍線の部分は改正部分)

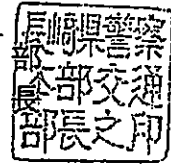
改正	現行
<p>(随伴用自動車の表示等) 第七条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>旅客自動車運送事業の用に供する自動車</u>を随伴用自動車として用いる場合にあつては、<u>法第十七条第一項の国土交通省令で定める装置として、前項第二号及び第四号に掲げる表示事項を表示した表示板を告示で定めるところにより装着することをも</u>つて足りる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(随伴用自動車の表示等) 第七条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、もつぱら自動車運転代行業の用に供する<u>随伴用自動車以外の自動車</u>を随伴用自動車として用いる場合にあつては、<u>法第十七条第一項の国土交通省令で定める装置として、前項に規定する表示事項(旅客自動車運送事業の用に供する自動車を随伴用自動車として用いる場合にあつては、同項第二号及び第四号に掲げるものに限る。)</u>を表示した表示板を告示で定めるところにより装着することをもつて足りる。</p> <p>3 (略)</p>



平成25年3月1日

九州運輸局長崎運輸支局長 様

長崎県警察本部  
交通部



高齢者交通死亡事故多発警報第9号（長崎ブロック警報）発令に伴う交通死亡事故抑止対策への協力依頼について

早春の候、貴台におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。平素から、警察業務各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っておりますことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて県内では、2月中に高齢者関連の交通死亡事故が相次いで発生し、2月16日に高齢者交通死亡事故多発警報第7号（県北ブロック警報）、2月19日に同警報第8号（全県警報）を発令して、高齢者の交通死亡事故抑止対策を推進してきたところであります。

しかしながら、発令期間中の21日に東彼杵郡川棚町、23日に対馬市美津島町、25日に長崎市高浜町、28日に西彼杵郡時津町と4件の交通死亡事故が発生しています。特に、

- 2月25日（月）午後7時02分ころには、長崎市高浜町の国道上において、普乗と横断歩行者（83歳、女性）との事故で歩行者が死亡
- 2月28日（木）午前4時55分ころには、西彼杵郡時津町の長崎漁港臨港道路路上において、普貨（65歳、男性）と横断歩行者との事故で歩行者が死亡と、長崎ブロック（長崎市、西海市、長与町、時津町）において4日間に2件の高齢者関連の交通死亡事故が発生しました。

そこで県警では、3月1日から10日間、高齢者交通死亡事故多発警報第9号を長崎ブロックに発令し、引き続き高齢者の交通死亡事故抑止対策を推進することとしております。

今年、県内の交通死亡事故は11件となり、その内、高齢者の交通死亡事故が7件と全体の63.6%を占めています。

また、7件の高齢者の交通死亡事故は、6件が夜間事故（うち4件が薄暮時間帯）、5件が道路横断中の事故（うち4件が自宅から1キロメートル以下）となっております。

全県警報発令時にも関係機関・団体の皆様に対し御協力をお願いしていたところでありますが、非常に厳しい交通情勢であることを認識していただき、

- 高齢者を含めたドライバーに対しては、
  - ・ 運転中は運転に集中し、脇見運転やぼんやり運転をしないように注意する
  - ・ 交差点やカーブでは他の車や歩行者に注意するとともに、道路状況に応じて減速・徐行する
  - ・ 体調が悪い時は運転を控える
- 高齢者を含めた歩行者に対しては、
  - ・ 道路横断の際は、近くに横断歩道があれば横断歩道を渡る
  - ・ 道路横断時（横断前、横断中）の安全確認を十分行うとともに、夜間の外出の際には反射材を活用するなど、運転者から見えやすい服装に心掛けるということなどを街頭指導や会議等のあらゆる機会を通じ、県民への広報啓発を引き続き推進して頂きますようお願い申し上げます。

